

義久公

義弘公

家久公

慶長三年 自十一月至十二月

後編 舊記雜錄 卷四十三

540 慶長三年

十一月ヨリ十二月迄

維新公六拾四歳

此年 家久公式拾三歳に當れり、

541 「御文庫二番箱家久公八卷中」「家久公御譜中ニ在之」

將亦是式如何と乍存知、小袖袴重進上候、御志計候、

以上、

急度爲御見廻、以使者令申候、

一今度其表城ニ大明人押寄之處、於御手前被及一戦ニ、

數万騎被打捕ニ付、諸手之敵悉敗軍之旨、御父子御手

柄之段無其隠候、我等一人と大慶ニ存候、不然者今一

左右次第、手寄之國ニ我等式まで渡海ニ相極之處ニ、

右分ニ候間、先如此候、

一日本一段靜ニ御座候、不可有御氣遣候、上方之様子共

具雖可申入候、我等儀、去七月ノ國本ニ在之躰候間無

其儀候、

一其後切々以書狀成共御見廻可申入を、萬取紛、乍存知

背本意候、定而御歸朝程有間敷と奉待計候、近々以面

上相積儀可申達候条、書中申殘候、恐々謹言、

〔朱書き〕 慶長三年秋

十一月朔日

福右馬

長堯(花押)

嶋又八様

人々御中

542 「御文庫二番箱義弘三卷中」「義弘公御譜中正文在卷本トアリ」

徳永法印・宮木長次郎方、今日二日到名嶋着岸、仍御

存分各へ御請之通、於當地兩人承届候、

一今度唐人諸城へ、以大軍取懸候處、何も被得太利候故

敵敗北、先以珍重候、貴殿父子御手柄之様子、右兩人

口上承、中々可申様無之令存候事、

一 最前御奉行衆・年寄衆對談之上、徳永・宮木渡海之節被仰渡候之処、其已後唐人失大利、敗北之上者、弥以諸城歸朝之旨尤存之間、貴殿之御事も諸城物主衆被仰談、同事ニ可有御歸朝候、此由何へも申進候事、

一 如右諸城歸朝之刻、自然唐人重而何之城へ成共及行有子細、歸朝難成躰ニ候者、諸城共ニ來三月迄可被相拘候事、

一 唐人及行ニ付而、歸朝之儀被相延、來三月迄於被相拘首尾者、早々可被仰越候、先兩人之儀可令渡海候、追々御人數可被相渡候間、御報可承候事、

一 此方被得大利之上、自然御咥言之筋目申族在之者、諸城々儀有歸朝、釜山浦一城之事へ、其無事御使被申仁躰、無事一着迄釜山海ニ被相殘、御無事之姿ニ可被相濟候、然者日本之外聞ニ候、自然敵表裡も可有之候へ共、無事之儀申間、先釜山浦ニ可被殘など、卒尔之於御分別者、結句日本之御じやまニなる儀ニ候間、只今同事ニ可有歸朝候、慥ニ御無事之様子、被致取唆候衆覺在之而、人質等をも被相下程之儀於在之者、協陣之さまざま(つゝ)被申唆、御使無之衆者早々可有御歸朝候、然而御無事之儀被存事実、御使被申仁、釜山浦ニ於被

相殘者、一途之間、かどく嶋・しゐに嶋右兩所ニ被人數入置御分別尤ニ存候、伏見御奉行衆・殘年寄衆相尋、同事ニ申度候へ共、伏見へも遠路之事候間、兩人申入候、此旨御得心尤候、恐々謹言、

〔朱力キ〕
〔慶長三年〕
十一月二日
石治少
三成(花押)

淺彈少
長政(花押)

羽柴兵庫頭殿
(義弘)

同又八郎殿
(家久)

寺澤志广守殿
(正成)

毛利老岐守殿
(吉成)
御陣所

543 「御文庫拾七番箱十四卷中」「家久公御譜中在之」

以上

其表江南人數万騎爲差出由傳承、心遣ニ奉存、則續衆申付候処、以之外御勝利之由相聞、殊更御手柄之由承及、萬々目出度奉存候、如此之時分、拙子事煩故不罷居合候事口惜奉存候、尤此節成共早々致祇候、右之御悅申上度雖心中候、煩未然々候之間、先少々人衆差上申候、將又

乍輕微銀子二枚進上仕候、此等之段宜預御披露候、恐々
謹言、

〔朱カキ〕

〔慶長三年款〕

十一月二日

圖書頭殿

右馬頭

以久(花押)

『嶋津氏文書』

慶長三年十月朔日於朝鮮泗川表討捕首注文之事

一首老萬百八

鹿兒嶋方衆討捕也、

一首九千五百二十

帖佐方衆討捕也、

一首八千三百六十

富限方衆討捕也、

一首六千五百六十

伊集院源次郎手討捕也、

一首四千四百四十六

北郷作左衛門手討捕也、

合首數三万八千七百十七

此外切捨者不知數、

〔右之大勝利依テ五大老之奉書曰〕

去月二日龍伯へ御注進狀、昨日到來、令披見候、然而其

表大明人九月十九日ニ罷出、晋州ニ陳取、去月朔日其城

へ取懸候処、大鉄炮にて被打立、其上被及一戰、即時ニ

伐崩晋州河際迄追詰、悉被討果之由候、殘黨等晋州大河
へ被追入、無殘所御働、誠以御手柄、無比類次第候、殊

江南大將九人、合人數式十萬騎有之處、如此之儀無申計
候、并御父子自身被碎手、數多被討捕之由、無是非儀候、

因茲御家中衆手柄之由令察候、然者蔚山表順天へ罷出候
敵右之仕合候間、定可爲敗北候、雖然先度小西・寺澤依

注進、此方御人數舟手以下、追々可令渡海之旨被仰出候、
隨而德永法印・宮木長次を以如申遣候、敵於引退者、各

被逐相談、諸城釜山浦へ被引取、其より可有御歸朝候、
恐々謹言、

〔慶長三年〕

十一月三日

輝元(花押)

景勝(花押)

秀家(花押)

利家(花押)

家康(花押)

羽柴兵庫頭殿

嶋津又八郎殿

〔此一書去月二日云々、義弘公御譜中ニ在リ〕

〔首注文へ前冊ニアリ〕

「御文庫二番箱義弘公三卷中」「義弘公御譜中正文在卷本トアリ」

十月二日竜伯老へ之御注進狀、昨日二日到來、令拜見候、

一其表へ大明人九月十九日罷出、晋州ニ有之而、十月朔日已刻、其御城へ取懸候處、被逐御一戰、則時被追崩、晋州川向迄五里之間追詰悉被討果、殘黨等晋州大川へ被追入、無殘所御仕合之由、扱々御手柄不及是非候、

一敵人數式拾万騎程も可有之かと被見及之由候、生捕之申様も同前之由、猛勢之處被伐崩候事、去逆者無比類御動、書中不申得候、殊更御父子御自身被碎御手、八人被討捕之由、中々申へ愚候、然間下々勵令察候、

一蔚山表之儀も此方へ注進候、敵三万騎にて押寄候處、大鉄炮にて打立、手負死人不知其數ニ付而、引退令對陣之由候、御手前悉被追崩通承候者、定而蔚山表も可爲敗北と存候、

一順天之儀、海陸共ニ取懸、籠城之由候、是又右御仕合候間、可罷退候、併先度小攝・寺志广注進以來、此方御人數追々渡海之儀被仰付候、安藝宰相殿・淺彈・石治少轉多^(傳)ニ在陣候間、其方御一左右次第ニ可被渡候、其外四國衆・豊後衆、舟手九鬼・脇坂・堀内、御弓鉄

炮衆以下、かこみ舟數百艘被仰付候間、是又無油断可被渡候、

一先度徳永法印・宮木長次を以如被仰遣候、順天・蔚山表敵於引取者、各有御相談、諸城釜山浦へ被引取、其より可有御歸朝候、其段委曲先書ニ度々申入候間、不能再筆候、恐々謹言、

「朱力キ」
「慶長三年」
十一月三日
長東大藏
正家(花押)

増田右衛門尉
長盛(花押)
徳善院
玄以(花押)

羽柴兵庫頭殿
同又八郎殿
人々御中

547 「御文庫二番箱義弘公三卷中」「義弘公御譜中正文有之トアリ」

猶々貴所様御手柄之様子具申、勿論ニ候へ共、御手柄之儀各被仰談、一廉可有御褒美由候、以上、

昨日二日名嶋至而參着申候、淺彈少・石治少直談仕、各御存分通具申渡、兩人見及候儀一々申候處、則以墨付被申候条、頓而可爲御歸朝と存候、委曲御使者へ申合候間、

不能巨細候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕

〔慶長三年〕

十一月三日

徳式法印

壽昌(花押)

宮長次郎

(花押)

羽兵庫様

嶋又八郎様

人々御中

548

〔御文庫拾七番箱十四卷中〕「家久公御譜中ニ在之」

此等之趣、可然様ニ可預御披露候、以上、

今度者初而和泉御同陣被仕、色々御懇意之段、殊ニ拙子式迄懸御言葉ニ多山忝次第、不淺奉存候、就中唐人方々共なく差出申候処ニ、時を不移御討捕被成候儀、無比類御手柄、於日本ニ其隠無御座候、扱々甚敷御事と和泉も御噂被申出候、聽而御歸朝之様ニ奉申間、其切者圖書頭殿迄以參上可申上候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕

〔慶長三年〕

十一月三日

安弥左衛門尉

(花押)

伊勢弥九郎殿

(貞色)

549

〔正文〕「義弘公御譜中ニ在リ」

去月晦日、南海之於瀬戸ニ、御相談ニ付預示候、何方へも不漏様ニ可仕旨、得其意申候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕

〔慶長三年〕

十一月四日

寺志

正成(花押)

羽兵庫様

(立花宗茂)

羽左様

(小西行長)

小攝様

御報

550

〔征韓録〕「上文略」

十一月十日ヲ以テ、順天ノ諸將先釜山浦ニ到テ引退クヘキ期トス、然ル間運送ス、又兼日引退ヘキ刻ノ掟ヲ被定、

551

〔正文三番箱三卷中ニ在リ 乱合ス〕

〔本文書ハ五三九号文書ト同文ニツキ省略ス〕

〔此書ハ前ノ十月晦日ニ載置也〕

552

〔征韓偉略〕

十一月、諸將遼秀吉遺令徹營、皆旋師、清正先發蔚山舟路不過敵、清正記・征伐記、〇十一月據明史・征伐記、黒田家記作十月誤、日無所考、先發二字、據明史、加藤安行爲殿火營而去、本山、十五日、行長及大村嘉前・

五島孫右衛門尉○按大和守純文、文祿三年卒、此蓋玄雅也。有馬晴信・松浦鎮信

發順天、時郭國安知秀吉薨我師還、既告陳璘、璘喜曰、

此成功名之時也、俄變和議、征韓錄、十五日、據島津家記、遣鄧子龍及

朝鮮李舜臣、督水軍千人駕三巨艦、為先鋒邀我歸師、

鄧子龍傳、參取平壤錄、行長乞援于義弘、鎮信曰、吾輩一志足以破

明兵、何必乞援、行長不聽、松浦家記、對馬征韓記、十七日、義弘

將救行長等、與子忠恒及立花宗茂・寺澤正成・高橋直

次議、先詣與善島、忠恒適病駐島將明日發、義弘分兵

而發夜詣順天、泊舟于海岸、參取島津家記、征韓錄、明先

鋒鄧子龍等襲順天、行長既去、故將襲泗川、十八日黎

明、朝霧溟濛、子龍船近義弘舟、兩軍互相驚、島津家記、

傳、子龍素慷慨、年踰七十意氣猶厲、欲得首功急携壯

士二百人、躍上朝鮮舟、直前奮擊、子龍傳、以鐵塔鈎我舟、

拋火器于舟中火發、我兵徒敵船、戰死五十四人、島津家記、

敵投火器者誤入子龍所乘舟、舟中火、我兵乘之擊殺子

龍、子龍傳、其從兵皆死、平壤錄、舜臣救之、犯矢石力戰、

我兵發銃中其胸出背後、舜臣兄子堯秘其死督戰益急、

懋愆錄、蠶金等亦邀擊我兵、史、明我兵殺蠶及中軍陶明宰、

平壤錄、明大兵猶競進、而我兵寡、義弘所乘船亦太危急、

從兵殊死戰、義弘纔得避而入唐嶋、宗茂・正成・直次

從義弘苦戰、從兵半死、島津家記、行長等將退唐島、嶮浪

激船纜遁南海島、征韓錄、義弘喜入攝津守・柘山權左衛

門等五十餘人、征韓錄作、復為敵所遮隔不得從義弘、弃

船入南海、保宗義智所居空城、敵沈我船遮海口不能還、

忠恒不知順天戰將發舟、本邦商船適自順天來、問之而

聽順天消息、大驚馳舟而赴途會義弘舟、其舟斫壞矢著

板如蝟毛、父子相伴入唐嶋、島津家記、喜入・柘島等竊遣人

于義弘請迎、義弘遣伊勢貞昌・五代友泰等先迎入與善

島、正成議遣舟迎入之唐島、十九日、義弘等發唐嶋還

本邦、參取島津家記、征韓錄、○按明史諸傳及平壤錄、記此戰不的

指我將為誰、征伐記為與行長戰、而以島津家記考之、不記敵

兵為誰、然其所記戰爭次序率與明史及平壤錄暗符合、與島津氏戰明矣

然則征韓錄、為與島津戰為得之也、征伐記、往々據平壤錄為文、而其

書不記我將姓名者、有附會以為文者、以此戰為行長者、亦附會之誤也、

具眼者自知之矣、今不逐件辨明、○又按征伐記曰、至對馬還明所質茅

國科等、而平壤錄曰、護送渡海方得還國、是云義弘等還國、征伐記誤

讀為還茅國科于其國也、○按行長等逃南海而還唐島、島津家記、征韓

錄不詳其始末、此役義弘戰獲明戰艦二艘・朝鮮戰艦四艘、

始俟後考、征韓諸將振旅還對馬、十二月十日、抵霸家臺、石田三

成迎勞告秀吉遺言、贈其遺物、諸將流涕且謝恩、十二
月、抵伏見謁 東照宮各還國、征伐記、秀吉譜、東照宮
與利家等議謂、非義弘泗川大捷、我軍振旅不容易、其
功為最、於是賞元功賜長光刀于義弘、加賜封邑四萬石、
賜正宗刀于忠恒、任近衛少將、○左右未詳、加賜出水邑地、

征伐記、參取古簡雜纂、○島津系圖曰、賜和泉・高城二郡于父子、寬永系圖曰、賜義弘薩州出水・高城二郡四萬石・大隅中一萬石、忠恒系曰、賜忠恒以薩、明將師與關臣阿黨數僞奏捷、勘科徐觀瀾、大隅中一萬石、身、歷釜山・蔚山・忠州・星州・南原・稷山、查獲各處敗狀、據實入冊、關臣抑之不奏、李堯民・丁應泰等

奏諸臣欺罔賣國狀、明主皆不聽、發金十萬犒師陳璘稱、

擊殺義弘、遂以璘爲首功、其餘叙爵賞賜有差、弃市沈惟敬、明史・明紀事本末、○陳璘傳、石曼子西援行長、璘遜之平洋擊殺之、倭退保錦山、已匿乙山、璘分道追擊、按行長等發舟

無我兵留者、其所謂保錦山者蓋指柁山等事也、璘擊殺義弘保僞、追擊錦山之山者、亦假柁山等事、僞以奏捷也、自壬辰以來七年間、明喪師數十萬、糜餉數百萬、明與朝鮮迄無

勝算、至秀吉薨始得免焉、明史・明史稿、○平壤錄曰、餉銀八三大征考曰、所費本色百萬、折色四百萬、袁中郎集送劉都諫左遷遼東苑馬寺簿、詩倭奴逼朝鮮、虛費百億萬、竭盡中國膏不聞斷髮箭、朝鮮殘破千里肅條、懋愨、明主諭李昭曰、王雖還舊物實

同新造、振凋起敝爲力倍難、宜卧薪嘗膽無忘前恥、明史、而 東照宮偃武修文親仁善隣、威德覃及遠人、來賓朝

鮮修聘世々不絕事、詳記之續篇綏遠方略云、

〔義久公御譜中〕

〔正文在泊津連慶坊〕

從京都以御朱印國役被成御免除、并居屋敷等被加御扶助之段、不可有別儀之者也、

〔朱力上〕
〔慶長三年〕

十一月五日
陳智
まいる
本田新介
親智(花押)

554
〔正文在泊津善四郎〕

從京都以御朱印國役被成御免除、并居屋敷等被加御扶助之段、不可有別儀之者也、

〔朱力上〕
〔慶長三年〕

十一月五日
苗六
まいる
本田新介
親智(花押)

555
〔正文在山田弥九郎有盛〕

〔嶋津氏文書〕
高らいよりの条數之内

一先札ニ大方雖申上候、其砌取紛申候間巨細申上候ハす候、當城へ敵取懸候刻、大手より白狐一疋敵ニ向出合候、即白狐みえたる所より敵をうちはしめ申候、又水之手より赤狐二疋敵勢ニ出向、頓而於戰場赤狐一疋疵をかうふり戦死候、誠々前代未聞之儀無比類事共にて御座候、當國在陣中つゝみえす候て、今度あらはれ

候 御神慮中ニ申も疎ニ候、今度之大利少も非私之儀候、いよ／＼御信心之外御坐あるまじきと申計候、以上、

從高麗之書面うつし候て差下候、然者當家御弓箭之時、每々 御稻荷御つけとも御座候キ、乍去此度之ことくあらたなる儀、武庫如被仰誠前代未聞ニ候、さて者富之限 御稻荷御神前にて先御神樂を上、又御祈念所にて御本地供百座被行、御礼御申可有之候、急度其分別肝心候、かしこ、

〔慶長三年〕 十一月五日 龍伯(花押)

(山田) 利安

〔此書、御文庫四拾八番箱義久公四拾六通之卷中ニ在リ、糺合スルニ 吳同ナシ〕

556 「正文有之」〔義弘公御譜中ニ在リ〕

今度防戦之大利、寔々千秋万歳、書面不得申候、殊更自身ニ手を被碎候御高名、爰元之褒美無比類候、就夫御老中并御奉行衆々御感状候、即令進入候、此度之勝利時分柄と申、各御満足之由候、然者戦場へ御稻荷御出現之様子承、寄特神妙候、每度左様之驗共雖有之、此度之こ

とく於戰場野狐疵付死候事へ、前代未聞候、餘殊勝ニ存候間、かこしま・富之限・京都御稻荷へ御礼申、種々致祈念候、能々御礼申候へてハ之儀ニ候、將又其表よき仕合候間、任御下知、早速可被引取事尤ニ候、猶以期後喜候、恐々謹言、

〔カキ入也〕 拾一月六日 龍伯(花押)

羽兵庫頭殿 又八郎殿

557 「義弘公御譜中正文在卷本トアリ」

從龍伯老好便之由候之条、令啓候、抑去十月朔日、從大唐以數万騎人數、御要害へ取詰候処ニ、即時ニ被切崩、三万余被討捕之由、扱々御手柄与云無比類次第、名譽御高名無申計候、外聞実儀目出度存候、龍伯老満足非大形候、其趣 禁裏へも申入候、 叡感難申盡候、次今出川子にて候信尹、其外拙者存之者共へ、餘々大慶ニ存候而申觸候、每々武勇之段、於日州表豊後衆六万余被討果、日本大唐之御覺、薩州之弓箭三國無双与存候、今迄者武運冥加者与申事者無是非候、自今已後大閤逝去候へハ不入陳旁ニ候之条、以此勢早々御歸朝肝要候、懸御目相積

事共可申承候、俄急便故一紙ニ令申候、恐々謹言、

〔慶長三年〕

十一月八日

〔前久〕
〔花押〕

兵庫頭殿

又八郎殿

558 〔義弘公御譜中〕

慶長三年十月、全羅道順天城圍於海陸不得通達、因此與立花左近將監宗茂・宗對馬守義智・寺澤志摩守正成俱謀欲攻退敵艦、期十月卯時向其地見遠近、而去九日之夜退去、僅有殘船、悉燒之亡之畢、逼陸地敵軍亦皆退散矣、是亦於我之新寨、因屠殺於數万騎之故也、

559 〔嶋津氏文書〕

今度到其手數十萬騎馳向候處、則時被得大利、殊自身被碎手之由、壯年之御覺悟ニハ似合候とハ乍申、餘輕々敷事と取沙汰候、併本朝之威光をあけられ候間、目出度候、如右者、歸朝不可有程候間、積年之事共可申候、依的便不取敢染禿筆候、かしこ、

〔慶長三年〕

十一月八日

信尹

島津又八郎殿

560 〔御文庫二番箱義弘公四卷中〕「義弘公御譜中ニ在リ」

順天之儀早々引取之由、早々預御注進忝存候、如仰最前被仰談、首尾相違之儀共候、何も御使へ申入候、恐惶謹言、

〔朱力キ〕

〔慶長三年〕

十一月十一日

羽左近

親成〔花押〕

羽兵様

參

嶋又八様貴報

561

尚々、委曲鈴二藏も可申上候、將又爰元御用之儀可被仰付候、かしこ、

其後以書狀成共御音信不申上候、仍御長陣御祈禱之儀、日本へ申遣候処ニ、此比御札并牛玉參候間、則進上候、何様近日ニ以參御見舞可申上候、恐惶謹言、

三月五日

堀田安房守

氏古〔花押〕

〔宛切ル〕

562

〔義久公御譜中〕

流竿所へ之書狀披見喜悅候、昨日龍伯御出申承、令満足候、猶期後音之時候、恐々謹言、

〔朱力キ〕
〔慶長三年カ〕十一月十一日
家康(花押)

「アチカキナン」

563 「御文庫三番箱卷四中」 「家久公御譜中ニ在之」

薩摩船六端帆 船頭四郎左衛門

中乘五人

馬五疋

船子五人

合而拾老人令歸朝候、無吳儀可有御通候、

慶長三年十一月十一日

嶋津又八郎

船政御奉行中

參



564 「義弘公御譜中」

慶長三年、日本上使徳永法印式部卿・宮木長次郎渡朝鮮國、達在陣之諸將曰、以十一月十五日各定約期、皆同宜揚歸帆云尔、如上使言、先欲解纜渡釜山浦、則小西攝津守・大村新八郎・五島孫右衛門尉・有馬修理大夫・松浦法印刑部卿等警衛於全羅道順天城、此時大明・朝鮮大軍圍於海陸、而不得退去、然而漸既決定和平、附與質人於

行長、由此與諸將俱所以去順天退釜山浦也、

565 「義久公御譜中」

「正文在浦地八左衛門」

一鷹の餌ヲハ多くくひ候てやせ候ニハ、一にんじん、一かんざう、一ぶくりやう、此三種等分ニ合、一かちくりのこ、一せミのぬけがら、是ヲすこしつゝ加へ、三かへしほとせんじ、さましてよきほとにシテ、餌ニかけてさいくかうべし、七日ほとかうべし、

一炙ヲすべし、三ノ骨ノあひ、とひほねさき、ひほねもとヲやくべし、あかゞねよし、

有人鷹の名仁にて候よし聞及、たつね申候へハ、かやうニ書付候て給候、

慶長三

十一月拾四日

566 「御文庫二番箱 義弘公二卷中」 「義弘公御譜中正文有之トアリ」

以上

急度申入候、其方寺志所迄、去十二日之御注進狀、昨夕亥刻ニ令拜見候、千万無御心元存候、此面相替儀も

無之候、日本御年寄衆・御奉行衆も、いつれの道にも引

拂候へと被仰越候、殊更此中各御連判にても、御無事體

ニ相濟之由承候間、此節釜山浦迄も御出候哉と存候之處、

如此順天又候哉、通路無之仕合、殊兵糧なとも無之様ニ

仕成、數日致籠城事成間敷之由被仰越候へ、彼番舟ニ

向行之儀、片時も急申度候条、當城之儀、明日十七日ニ

引拂、各へ相加り可申覚悟ニ候、如御注進狀被及行候者、

丈夫ニ可被成事肝要候、併順天御存之外相續候へんなら

へ、同者此方之衆中一手に罷成、行仕度候、いつれの道

ニも不可過御分別候、右之通先爲可申入、早舟を以如此

候、恐々謹言、

〔朱カキ〕

〔慶長三年〕

十一月十六日

加藤主計頭

清正(花押)

羽柴兵庫頭殿

嶋津又八郎殿

羽柴左近殿

御陳所

567

〔御文庫二番箱家久公八卷中〕「家久公御譜中ニ在リ」

態啓上候、順天表へ番船罷出之通其聞候、無御心元存候、

御様子爲可承、以使者申上候、此地相替儀共無御座候、

可御心安候、萬々期尊面之時候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕

〔慶長三年〕

霜月十七日

秋三郎

種長(花押)

嶋又八様參

人々御中

568

〔家久公御譜中〕

慶長三年之冬、和平既成矣、故守順天城諸將等、先渡置

兵糧以下於巨濟與釜山浦、期十一月十日委順天城欲退去

釜山浦、時明將聞日本兵之將班師、故以陳璘爲水路提督、

陸兵五千・水兵三千屬焉、又遣副總兵陳璘・鄧子龍・遊

擊馬文煥・李金・張良相、其兵一万三千人、調戰艦數百

艘、分屯于忠清・全羅・慶尚三道之海口、以防日本兵、

清正去蔚山、行長徹順天、義弘出泗川、皆將歸朝、陳璘

聞而喜曰、是固殲倭之時也、即遣鄧子龍及朝鮮李統制水

兵千餘、纜于鼓金、欲遮日本兵、我父子已去十日徹新寨

乘舟船繫纜於與善島、俟順天五家之守將徃來、然而戰艦

數百艘遮于海口不得退去、仍我父子相議曰、不救在順天

城五家將帥措之彼地、則匪啻失我武威、日本瑕瑾未嘗有

大於此者乎、且復與立花左近將監・高橋主膳正・寺澤志

摩守等俱謀可迎得於五家輩道、而從軍艦一百餘艘、十一

月十七日晚景赴全羅道、今夜繫纜於南海島岸、其翌十八

日寅時、數百敵艦解纜向來、已以相對發鳥銃飛羽箭、且

大燄炮・碗口炮・石子炮以下兵器自他相發之、鄧子龍率

二百兵乘小舟先進苦戰、子龍舟忽中佛郎機而摧頽、子龍

亦死、我之兵乘勝爭先入其舟、既鑿二百餘人、李統制馳

舟急來救之、是亦悉以斬殺、於茲陳鸞・李金・沈理進大

船來、流矢之乱如麻、雖然我軍中之銳士不屑、而有斬乘

敵船者、時敵船投大石以破諸將船、投火壺以燒勇士船、

然而不顧死斬戮敵兵者數百、且復朝鮮船四艘・大明船二

艘共斬捕六艘也、由此敵船暫退去之際、順天五家之輩會

海口之開遮、得此時乘舟船不援予之曹苦戰、只遠見之而

逃虎口退去耳、故我父子亦去此赴巨濟島也、

今日與敵艦戰而死者、我之軍中、桂兵吉・町田源左衛門

・伊集院治部左衛門・栢原市丞・阿多源六・邪答院平次

郎・伊地知民部・同姓新三郎・同姓與兵衛・同姓平次郎

・二階堂與右衛門・養輪治部右衛門・久富木佐吉・奧民

部左衛門・大川平原太左衛門・伊尻八郎・竹內宮内左衛

門・山口源六・赤塚利七・猿渡兵部左衛門・井口清藏・

數根十郎・鮫島小藏・米良三學房、此外步卒等不遑記之

也、又立花左近將監・高橋主膳正之士卒戰死者數百云云、

569 「家久公御譜中」

慶長三年十一月十八日、相對敵艦專鬪戰破乘船旗下士卒、

樺山太郎三郎忠征・同姓權左衛門尉久高・喜入攝津守忠

政・竹内兵部少輔實位・町田甚五郎久興・同姓三郎五郎

・三浦三左衛門尉・弟子丸治助・吉田大藏康時・村田三

郎右衛門尉・大村與左衛門尉・前田彌次作・長野助七祐

清・同弟少次郎祐光・國府平次郎友知・執印吉太友則・

田尻是助・黒田加兵衛尉賴清・伊地知主計助・谷山宮内

左衛門尉、以下騎步凡五百餘人未知死生痛思之之際、一

二步卒乘扁舟、幸而免死逃巨濟海口來、告予父子之船曰、

於順天海口爲敵艦燒破乘船、所以免死亡之士卒上南海之

島地、入宗對馬守已退去陣所、敵艦圍遶而未追攻責、只

如籠鳥、似網裏魚耳、聞此之言、伊勢兵部少輔貞昌進父

子前歎曰、不救數百士卒而措朝鮮島嶼無所忍之、予也先

乘小舟赴其地直見聞生否來、而後遣救船者可也、忽與有

馬次右衛門尉重純・鮫島筑右衛門尉宗俊俱同舟解纜急檣

棹也、少焉 義弘公使五代勝左衛門尉友泰追後代貞昌、

經一里許海程追貞昌之乘船達旨曰、宜速代、貞昌固辭不

可、友泰亦不歸去、同舟渡波程、近南海島岸密以窺見海

上、敵艦充滿陣下海上、潛棹碾渥既到陣下、則實夜半也、

逢籠城士達父子旨曰、可渡救船、諸士等堅守當營可援船之待到時、若移時刻爲敵船捕我舟、則勞苦失到于此之證、且無由救諸士窮困、忽赴歸路去矣、傳聞貞昌之言者誤云、可渡援船於島崎焉、因此之言、諸士等夜中去當陣赴島崎、過五六里程之嶮路、雖到其地救船未到、徒望海上之際、一二扁舟忽然有棹來近、然而懼多勢疑是非未著舟於島岸也、漸而著舟於岸涯矣、是實所以天之與諸士非人也、於茲僉議乘夫扁舟、先渡與善島崎、每舟或五六人、或四五人乘之以往還最中、深野掃部兵衛尉・同息男二人・長崎六郎左衛門尉同情意、乘一舟向釜山浦忽揚遠帆、輕卒之士吐惡言於高聲、雖然如響而不敢顧也、是以乘所殘之一扁舟、無一人之委置匹夫渡與善島、而後久高曰、太守父子若未揚歸帆於釜山浦者請救之船、而思五百餘人之保身命焉、仍謂吉田大藏・竹內兵部曰、乘夫扁舟渡釜山浦宜請救船、兩輩答曰、死生存亡思與五百餘人俱、何乘扁舟別窮群全身命爲乎、久高又曰、五百餘人不知竄于此島、隙之實證者、縱雖曰有舟船誰可敢援來乎、往則各可得生、否則共可得死、孰是孰非乎哉、兩輩曰、然則與樺山太郎三郎忠征俱可赴釜山、其故何者、太守父子未揚歸帆者幸之幸也、若已爲開陣見放火之有餘煙、則兩輩當遂自殺、

令忠征歸日本達細大、其爲見證也、久高許諾謂忠征、々々未肯諾焉、久高再往謂至理之所有、而後應諾、是以三輩解纜赴釜山浦去矣、我父子未去巨濟海口、三使喜悅告久高之言、先是貞昌等從南海已歸來、而達諸士之窮困、則催迎船之際寺澤志摩守正成來曰、丁救五家窮困之時、會不意之有敗績、然則不可不令五家舟船遣其地迎來、因此言小西氏・松浦氏・大村氏等亦渡船於與善島迎數百士卒來、是亦貞昌等忘身忍通大敵中、見聞諸士窮困來早催迎船、不然者悉得救來哉、又吉田氏・竹內氏來于巨濟請救船、再到于與善、其功勞可謂莫大也、

570 「北郷三久譜中」

同年十一月十日、大明朝鮮人聞日本兵之欲班師調戰艦數百艘、欲遮歸師、在順天小西・大村・五島・有馬・松浦共五家不能班軍、太守義弘公胥議于立華・高橋・寺澤等、整戰艦、同月十八日、至南海海上挑戰、飛羽箭如雨、投火壺燒船、我兵不屑之大戰得勝利、三久向敵船奮戰、

571 「桂兵吉忠次譜中」忠昉長男

與嚴親忠昉俱渡朝鮮國、慶長三年戊戌、將解歸朝之纜之

際、十月十八日、大明國之鐵艦遮海路、對其船遂戰死、
年廿一、法號傑心良英、家臣深川加賀・海老原市十郎同
戰死、

〔十一月十八日カ〕

572 「新納旅庵譜中」

慶長三年戊戌、淺野彈正少弼殿・石田治部少輔殿下向于
筑前州博多也、爲遂 公領勘定、十一月十一日、旅庵發
於帖佐到於其地、勘定事終、十二月歸國者也、

573 「大田吉兵衛尉忠好初忠綱譜中」

慶長三年戊戌之孟冬、日本諸將欲歸朝之解纜、而守順天
之五將、大明鐵艦遮水路不得逃去、於茲乎、 義弘公爲
救五家進向大明鐵艦挑戰移刻、素忠綱在于 公之船競戰
之際、被矢傷於左額、忝 義弘公手自加療治得平復、所
以遂供奉於伏見也、

574 「新納勘解由始尾張譜中」

朝鮮國征伐之時、從 兵庫頭義弘主渡其國、勞軍務者三
个年、其際唐島發向之時從 太守父子、不遲參者只十七

人、其中有久宣、同姓四郎左衛門尉忠秀亦有之也、又古
クハシ敗之時、與白坂式部少輔・矢野氏共三人向後防太
敵、首尾能退去者也、

575 「御文庫拾七番箱十四卷中」〔家久公御譜中ニ在リ〕

慶長三年之冬月、丁將歸朝之時、守順天之諸將海陸共爲
太敵被圍邊、不得歸帆窮困之至也、我之 太守義弘公率
軍船向其地、欲爲後攻之際、數多之番船向來、匪奮防戰、
且投火器、而燒破味方乘船者多矣、其中樺山權左衛門尉
久高已下幸而不死者五百餘人、逃于南海之嶋矣、 太守
欲救之而敵船充滿通路、然而選諸士乘迎船已進發、而懼
敵船徒皆退歸也、唯久宣先到于伴島嶼、則諸船亦後到于
此、而五百餘人悉遂歸帆、於茲乎、大我之功時之人莫不
美談也、

已上

好便之条令啓上候、

一昨日十七日ニうる山・西生浦被引拂、無何事此地まで
被相越候、今日如其表被成出船候事、

一竹嶋・昌原も昨日被引拂候由、其聞候事、

一順天表番船被追拂候由風聞候、可爲必定候間、先以目

「御文庫拾七番箱十四卷中」家久公御譜中ニ在之

猶々此表へもから人切と門涯まで罷出候へ共、相替行も無御座候、御家中衆下と手負何と候はんや、罷越事難成候間、諸事心中計そんしたるまでニ候、細々御報ニ可被示下候、已上、

急度申入候、番船ニ被懸合、此方之舟共少々指候由、昨夜到來御座候間、無御心元存、拙者事も其表へ罷越度之由、數度沓州へ雖申理候、御せうみんなく候間無是非次第ニ候、就其先々其元之御様子爲可承合用飛札候、次者加主計殿・黒甲斐殿・鍋加殿其地へ被相越候、乍去無急躰と相聞候条、諸事御手前參事ハ此時かと奉存候、尤々

出度奉存候、隨而ハ此地相替儀無御座候、拙者も其元へ致祇候、御見廻可申上候旨沓州へ切々雖申理候、右

如申上候無人之儀候間、是非共無用之由候之条、乍存不及力候、何も急度致祇候可申上候、委曲彼兩人へ申達候、此等之趣可然様ニ御披露所仰候、恐々謹言、

〔朱力半〕

〔慶長三年秋〕

霜月十八日

又七

忠(花押)

伊勢弥九郎殿

「家久公御譜中」

「正文在之」

猶々尤以參御見廻申度候へ共、爰元之儀も右申分ニ

御座候間、無其儀候、已上、

態申入候、順天表番船、先手之衆被懸合之由承候、様子何程ニ御座候哉、無御心元存候、此表之儀自昨日唐人城近邊迄罷出儀候、併弥行無之候間可御心安候、吳々其表之様子無御心元存、彼者爲御見廻差越申候、委細者御報ニ可被仰聞候、恐惶謹言、

〔朱力半〕

〔慶長三年〕

十一月廿日

伊民太

祐兵(花押)

嶋又八様

人々御中

「家久公御譜中」

慶長三年之冬、中國・四國・九州諸將屯釜山浦、各兼日
 相約曰、選吉日唱凱歌可解纜於一時、其約實堅矣、吾父
 子待救乘船破損從兵數百人來、而十一月廿一日夜半、解
 纜於巨濟、經十里之海程繫纜於昌原海口、同廿二日、解
 纜過安骨浦・加德島等、去釜山二里餘許望彼地、則見黑
 煙之接天、未知火煙之所以可起、父子疑惑、使一价乘扁
 舟馳釜山問諸將、則無一將之守夫城者、各違兼約不告報、
 而還日本去陣壘悉焦土矣、唯島津又七郎忠豐不與諸將違
 約在釜山城、不懼大明・朝鮮數百艘、我父子待所致之
 遲緩矣、既著船於釜山浦、則忠豐即來而賀到著大悦不止、
 翌日留滯釜山、同廿四日、申時解纜於釜山浦繫牧島、蓋絶影島
 坎、海程二里也、

「大村市兵衛重頼古戦書附」

一慶長三年戊戌

十一月十一日、伏見ニ而松平家康ヨリ 龍伯様江御礼
 可被成由、近衛様被仰之由ニ候、先々 龍伯様ヲ御
 礼可被成由候而、同廿日、龍伯様 家康公江御礼御
 坐候、御進物上々ノ巻物五十端、御太刀一腰御持せ候、

又幸侃被罷出候進物ニハ、伽羅耆斤持參也、右十一月

廿日之午時夜之九ツ時迄ニ 御歸宅候迄、其後 家康
 様 龍伯様之屋形御礼として御出被成候、朝之五ツ時
 ヲ夜ル之四ツ時迄御歸宅被成候、しやうきヲ御さし爲
 被成由申傳候迄、

「旧傳集」

一木脇休作殿朝鮮番船破の節手負、海ニ落入候而浮ミ被
 居候を、惟新様御下知ニ而、小鷹丸船頭東太郎左衛
 門櫓を下ケ引上ケ候と也、休作殿ハ其時二拾式才、大
 男ニ而黒具足を着被申れしと也、夫ガ 惟新様御膝揃
 ニ而、御手自御養性被遊下、手疵平愈已後追腹被仕候
 也、

「大河平氏藏」

御祖父源太左衛門隆重於朝鮮國戰死之事御尋被成候ニ
 付、有増書付申候、

一此源太左衛門隆重之事ハ、永祿七甲子年、今城没落之
 時六歳ニ而、伊東方へ取子なられ行方も不知、死生不
 知ニ御座候処、數年を経伊東方ニ有之由、義弘様被

聞召及、當主人ニ代物ヲ被遣、八歳之時被召返候事ハ、御物語被成之通ニテ御座候事、

一 於朝鮮國働之事數度雖有之候、就中堅軍を破被相働候事ハ、慶長三年十月朔日、於泗川大明人二十萬騎に掛合せ御合戦之時、大明之惣大將軍一元ガ軍兵四五百騎、小川ヲ前ニ當テ矢倉作テ待掛候処ニ、伊集院下野守久治入道抱節老を始、町田源左衛門久政・桃山太郎三郎忠征・源太左衛門隆重等、彼是十騎計件ノ敵陣ヘ押掛、過半討捕、殘黨等四方ニ追散シ、被得御勝利候事、
一 慶長三年十一月十八日、於朝鮮國唐島戦死之事、右唐島合戦之根本ハ、日本勢何れも御歸陣之時節、小西攝津守行長・大村新八郎・有馬修理大夫・五嶋孫右衛門・松浦式部卿法印以上五大將、順天と申所ニ在城被成候処ニ、大明之水將陣數百艘之番船を相催、順天之濠口を取切申故、右之五大將御引取被成候事難成候、依之寺澤志摩守・立花左近將監・宗對馬守 義弘様御父子御僉議被遊候趣ハ、右之五大將を被捨置御歸陣被成候ハ、未代迄も日本之可爲瑕瑾之条、各順天之可有御加勢とて、南海嶋と云所ニ御發向有り、然るに番船共稠敷雖相戦候、日本勢も不惜身命相掛りに掛テ番

船ニもミ合せ、終ニ此方御手ニも番船六艘御切取被成候、諸手皆如此なる故に、番船もしとろになり、順天之海口甘カッソウに依て、右五大將ハ無恙釜山浦ニ向て御引取被成候、時に御加勢之面々も、唐嶋之瀬戸口に至テ御退去被成候折節、引塩はやく、其上水手共ニ手負死人多く御座候故、 義弘様御舟塩に引落されて、御難儀に御座候、然るに番船御舟に乘近付、熊手を打掛候処ニ、種子嶋久時・川上四郎兵衛久兄、其外二三人御舟之ともやくらより鉄炮にて雖被打拂候、猶以番船慕來、必定御舟も御のかれ被成間敷と人皆片津をのむの処に、町田源左衛門久政・阿多源六忠次・伊集院治部左衛門忠弦・奥民部左衛門・井尻八郎・竹内宮内左衛門・山口源五左衛門・猿渡兵部左衛門・大川平源太左衛門・久富木佐吉已上十三人、十二端帆一艘にのり、各志を一致に仕、御舟に慕來番船に切乗散々に雖被相戦候、多勢に無勢故、十人共ニ一人も不遁戦死被致候、此間に御舟ハやうく御のかれ被成、唐嶋之瀬戸口迄御引取被成候、誠ニ源太左衛門隆重事ハ、八歳之時より當年迄御高恩之程露不奉忘、かく御難儀之時節にいたり終及忠死候事、子と孫と迄御面目之至りニ御座候、彼

「義久公御譜中」

条々

源太左衛門息男二人、御歸朝以後被召出、兄ハ治部少輔、弟ハ才右衛門と御名付御取立被成候事、其隠無御座候事、已上、

寛文十一年

正月十一日

高柳好左衛門
行文書判

大川平久兵衛殿

まいる

581の2

右書物ハ、好左衛門殿見廻ニ參候処ニ、圖書老・出雲守殿御父子之御下知を以、此中高麗御軍記を書立被成候由御物語被成候ニ付、望申候而拜見仕候、左候而、源太左殿戦死之ヲ御書付可被下由申候ヘハ、右之ことく送給候、忝存候、被爲聞付候而、先書ニ書写可遣由承候間、老眼ニ而見苦候ヘとも遣候、以上、

八月

大川平久兵衛

松下爲右衛門殿

「右、大河平氏藏書ニ而願意之義有之、同氏文書數通被差出、磯邸ニ

おひて写置也、

伊地知季通」

一國本・上かた遣用、加テ諸夫之儀ニ到而、高千石ニ屯人宛出候外、一切不可出候、自然代官より右之外めしつかふ儀於有之者、法度をそむき迷惑之由、目安を以うつたヘ可來事、

一年貢米之儀ニ到而者、五里ハ百性可持出候、五里之外ハ百性隙之時、作ニ不指合時分見及、屯人ニ五合飯米を遣可持事、

一諸浦水夫、國役ニ出やからあらハ、飯米之儀者勿論、切米一ヶ月ニいか程遣候と、國中之定候ことく、三人藏入分、水主手前も年貢米之内を以、地下より引取可申事、

一妻年貢之儀、可召置と申候ヘ共、分國內も御ゆるし候之間、三人藏入分之儀も、去年納麦をはしめ、永代とるましき事、

一染桑之儀ハ、年貢米ニ籠りたる事ニ候之間、可納所、其外植木・茶園者、屋敷主地下のまゝたるへき事、

右条々、分國何れも同前候者也、

「慶長三年」

十一月廿三日

又八郎

兵庫頭

竜伯

「義久公御譜中」

「正文有之」

猶以所來作表等之儀迄如此候上者、無由断開作
可仕之旨、兼而可申聞也、

急度申越候、三殿藏入年々算用之儀、當夏ヨリ兩人付置
候処、はか不行と相聞候、諸代官由断無是非次第候、

三方役人中へも堅申遣事候、算用由断之於代官中ニハ、
面々被書付可被上之旨申遣候条、弥以奉行中隨觸可罷出
候、由断之面々ハ、後日義久・兵庫頭殿對談之上、急度
可被申付候之条、可成其意候、勿論當納之儀免合之如相
定、右之日限ニ皆濟定可被相究候、是又不可有疎意者也、

「朱カキ」

「慶長三年」

十一月廿三日

石治

三成判

鹿兒嶋

富隈

帖佐

代官中

鹿兒嶋

富隈

帖佐

「義久公御譜中」

「正文有之」

覚

一義久・武庫・又八郎殿三人藏入分、此跡年より當年多
納分之物成、別ニ藏ニ入置、入江・橋本俵を改請取、
藏ニ封付可置、番衆之儀、役中^{「本マ、」}として可申付候、追
而拂之儀者、自此方可申付之事、

一三殿藏入、當納三人臺所飯米方之外、諸事ニ一粒茂、

「末文略、左ニあり、参照スヘシ」

「御文庫廿二番箱八卷中」

「上文スリ切ル、」

申付候、追而拂之儀者、自此方可申付之事、

一^(三)殿藏入、當納三人臺所飯米方之^(外)、諸事ニ一粒茂當
米拂間敷候、但京都商人借銀分ニハ、古米之たかニ可
払事、付三殿切米取凡五六百石分可遣也、

一今年免合、我等兩人相定よりハ莫太ニ、此跡すくなく
納候代官ハ、後年可被指替之間、其旨可被存候、就た
とへハ、今年五百石之定納之村を、此跡貳百石・貳百
五拾石なと納代官ハ、餘曲事之儀候間、彼仁今年之領
地物成共ニ可被押置候、其身之儀者三殿對談上可被申

付之事、

一今年百石納候所へ、此跡八拾石漸納代官前之儀も曲事

ニ候、今年ハ風吹、世中あしきさへ百石納ニ候処、此

跡能時七拾石・八十石納候ハ曲事ニ候、然共右ニ申候

ことく、半分より多違候代官ニハ、しゆんすましく候、

所詮左様之仁ハ、此跡之拂方勿論かん米立間敷候、并

口米遣間敷候事、

一此跡茂、如今年納上候仁ニハ口米可遣事、

一去年當年之物成同前、又當年よりも多上候儀者、勿論

念入代官之儀候条、かん米茂口米之儀も不及申可遣候、

如此代官之かん不讃談ニ可在之事、

一上様老万石余之御藏入之領知、何之百姓走候之段、當

代官曲事ニ候、所詮彼在之儀、國衆被致代官ニ付而、

人夫多被遣、百姓走候故、物成少相納之条、來年者む

さと代官不入置、秋物成前ニ計納手此方より可下候、

其間者御藏入在之法度之条書遣候間、入江・橋本とし

て、彼在之庄屋召寄高札可相渡候、次ニ人をうる事、

義久分國中文祿四年以來ニ賣置候百姓男女之事、何之

知行之内ニ在之候共、かハリなしニ取かへし可相渡候、

もし難澁之かたあらは、其地頭給人之名を書付可上之

事、付人者返被下、百姓等一人ニ付八木老石宛可出之
事、

一義久・武庫・又八郎殿分國中、惣別人之うりかい停止

之間、後日賣買もの共聞付次第、人ニよりそれ〳〵ニ

可有成敗候間、此高札所〳〵可被相立候、本書之儀、

三殿被相揃連判跡より可遣之事、

一三殿奉行衆之儀、役人被相定儀者、人多中ニても撰如

此ニ候處、其存知たれも無之候、そこ〳〵ニ有由断之

儀前代未聞、且其身之比與不及是非儀ニ候、三殿之爲

ニさへなるニ付而ハ、傍輩之あさけりも不入儀候間、

速ニ見聞被届儀者、きと下ニ而可被申付候、無叙用者

あらは、誓詞之上非可有疎略儀ニ候、然而於由断者、

天道ニつきらるへく候、我等存知之通申入候事、

一諸代官衆、算用結拜不應配頓不參之旨、入江・橋本か

たより申越候、我等をかろしめらるゝと各被存候か、

我等かろしめらるゝにハ有ましく候、三殿ためを不被

存ニあるへく候、其元奉行を遣彼是申付儀も、争我等

之ために可在之候之哉、三殿御頼之儀候間如此候、然

間諸代官衆中へ、從役人中折紙をも可被遣候、此方よ

り代官中へ折紙遣候事、

一 京都借銀之儀ニ付而、商人福崎同道下着、然間諸代官前此跡年難澁引渡、猶不足分ハ當米渡申へく候、於京都銀子かられ候時之借狀、米渡候時取返し、墨をひかれ候へく候、如此申候故ハ、被借候時ニ使申衆、義久ためニなる様ニいたさず、かし手ニ被頼高利にて借銀候を拙者聞付、左様ニ不可有儀ニ候、且者商人共曲事由申付候、然者商人共申候者、出銀之八木國元ニて於給者、利足致失墜、借狀可返之手筈ニ付而、國元ニて八木可渡候旨約束申候間、其旨得心候而可被申付儀事一候事、

一 橋本・入江ニ申候、上様御藏入高一萬九拾壹石分の儀、今年定物成半納ニ相定候間、五千百石之儀何も藏米成共、加治木の不足分役人衆手前ヨ請取、金子ニ成共、銀子ニて成共、又ハ其許へ着岸之白糸ニて成共代替仕り、今年分之儀者兩人上國之時可持參事、

一 其地にて破損舟之儀者、船頭并通子共ヲそへ、早々伏見のことく可被差登候、其故ハ湊内ニかゝり居候破損舟ハ關所之族もあり、又さしゆるすやからも有之事に候、下ニてハ難成之儀候間、京都ニて各へ義久より被相尋、其下知次第尤存候、即船頭罷上、京都にての御

下知聞届候へハ、善惡共ニ國衆之はからいに成候様ニハ、彼商人も存ましく候事、

一 此跡法度之旨と云なから、猶以各心得として申候、他國より賣買舟ニ、於諸浦理不盡之族無之様堅被申付、無吳儀致賣買、唐歸候様ニ可被申付候事、

一 日本之鳥目他國へ遣候儀、京都御成道之儀候間、分領中より錢唐國へ被遣ましく候、次ニ錢之遣やう、於京都之寫進之候、可被得其意候事、

一 浮知高老万九千六百七十五石分、今年物成五千四百八十三石之事、是又別所ニ納、役人衆我等兩人者封を付可被置事、

一 三殿當物成七萬三千八百拾六石之事、并右汎地物成共ニ藏ニ入、三殿役人衆我等者兩人として、所々藏ニ封を付、番之儀者代官にても役人にても、如有來可念入、付福崎方へ相渡分并三殿國本臺所飯米、來三月迄の分引のけ置、殘分ハ京都ヨ義久・拙子兩判無之候ハ、藏之封を不可切事、

一 來年ハ京都大豆直よく可在之候之間、其許可爲其分候、今時分も京都ハ大豆のねよく候、其心得尤に候事、

一 如別紙条書、諸夫之儀、村々割付いたされ、其村の庄

屋代官に、此外不可出之由可被申渡候事、
一最前改置用木之儀、私ニむさと不可召遣、三殿用木ニ
於可召遣事者、此方へ遂案内、切手判形次第ニ可遣候
事、右条々、慥聞届、各へ可申聞者也、

慶長三年

十一月廿三日

治部少輔在判

町田出羽入道殿

(父徳)

山田越前入道殿

(理忠)

比志嶋紀伊守殿

(兩良)

本田六右衛門尉殿

(正親)

長壽

(嫡子)

平田太郎左衛門尉殿

(増悉)

橋本平四郎殿

入江忠兵衛尉殿

〔御詳ニハ長壽軒トアリ〕

〔本文書ハ五八四号文書ノ後半部分ナルヘシ〕

〔此書写也、原文ニアラス〕

『雜抄』

尚以彼表之儀、吉左右追々可申入候、以上、

旅庵被越ニ付而、預御狀先以本望之至ニ存候、其許ハ算

用免合之儀、何れも旅庵御物語之通、治部少へ懇ニ申聞
候、就夫ニ条書を以被申入候、有御披見、何れへも可被
仰聞せ候、次ニ高麗表之儀無事ニ相濟、當月十日十一日
ニ御歸朝之御出船ニ候之処、小攝州居城番船を五百艘計
ニ而押詰之由ニ候、就夫ニ武庫様橋故今迄之御城をは被
引拂、小攝御手前へ當月十七八日ニ後詰被成之旨候、就
夫ニ高麗之諸將人も有後詰、番船被追退小攝可被引取御
行之由、其聞候、雖然至今日ニ何とも左右無之候、一段
心元なかるニ候、併武庫様彼表へ御入候事ニ候之条、又
可被得勝利との各さけす迄ニ候、相替儀於有之者、跡
より吉左右可申入候、恐々謹言、

〔朱カキ〕

十一月廿四日

八十島助左衛門

〔御判
マツル〕

町田出羽入道様

山田越前入様

平田太郎左様

比志嶋紀伊守様

本田六右衛門様

長壽軒

御報

〔義久公御詳中ニ在リ〕

「享有之」義久公御譜中ニアリ

猶以此方へ之飛脚之儀、堅被仰付候而可被下候、伏見へも同前之儀ニ候、治少被申候間、可爲其御心得候、以上、

追而申入候、治部少被申候へ、轉多逗留來月十日比迄可有之通ニ候、就夫其地を旅庵歸宅被申候而も二日めニ、此方より被申入候、返事共被下候旨被付候、左様ニ候へは、乍御大儀御留主居中として、四日ニ一度へ此方逗留の間へ、此地へ可被下候、伏見被罷上候者、伏見迄之飛脚ニ四日ニ一度ツ、の番おりニさせられ、可有仰越之旨被申候、左様ニ於其方番折之書付をも可被下之旨ニ候、先一番ニ此書札參着之地を、橋本・入江兩人より之書狀御執候て可被越之旨被仰候、委細者旅庵可被仰候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕

〔慶長三年〕

十一月廿四日

八十島助左衛門

彦判

町羽州

山越州

本田六右さま

比志嶋紀州

長壽軒

平田太郎左さま

人々御中

「正文有之」義久公御譜中ニ在リ

猶以三殿之者并高麗・京都ニ相詰者共切米方、如何例年無緩可被相渡、專ニ候、以上、

追而申越候、加治木御藏入過半荒地罷成候之間、當納も存知之外少く如何子細候哉、様子旅庵ニ相尋候処、或走又者身をうり下人を賣申候而てかたへ荒地ニ罷成候由被申候、然者賣人之儀覚書ニも如申付召返、百姓ニ可被返付之旨、我等兩人かうへ堅申付候、左候者人をうり候て、只今取かへし候百姓之手前を、米老斛宛可出之旨被申付尤ニ候、三殿藏入分之儀も如右被申付、代官中より執立きもいり百姓ニ判させ、帳仕立可被上候旨可被申付候、右之八木是又別藏入置、封を付置可被申候、將又今年切米方之儀、爲役中被相改、急度可被相渡候、猶旅庵可被申候、恐々謹言、

〔朱カキ〕

〔慶長三年〕

十一月廿四日

石治少

三成判

町田出羽入道殿

「義弘公御譜中」

本田六右衛門殿

山田越前入道殿

長壽軒

比志嶋紀伊守殿

平田太郎左衛門殿

參

慶長三年之冬、和平既成矣、是以守順天城諸將等、先渡置兵糧以下於巨濟與釜山浦、期十一月十日委順天城欲退去釜山浦、時明將聞日本兵之欲班師、故以陳璘爲水路提督、陸兵五千、水兵三千屬焉、又遣副總兵陳蠶、鄧子龍、遊擊馬文煥、季金、張良相、其兵一万三千人、調戰艦數百艘分屯于忠清·全羅·慶尚三道之海口、以防日本兵、清正去蔚山、行長徹順天、義弘出泗川、皆將歸朝、陳璘聞而喜曰、是固穢倭之時也、卽遣鄧子龍及朝鮮李統制水兵千餘、艤于鼓金欲遮日本兵、義弘父子相議曰、不救在順天城五家之將措之於彼地、則匪雷失我武威、日本瑕瑾未有此者乎、且復與立花左近將監·高橋主膳正·寺澤志摩守等俱評議、從軍艦一百餘艘、十一月十七日赴全羅

道、今夜繫纜於南海海岸、其翌十八日寅時、數百敵艦解纜向來已以相對、發鐵炮飛羽箭、且大燉炮·碗口炮·石子炮以下兵器各相發之、則轟震天地、羽旄旌旗動波翻風、則照映山海、鄧子龍率二百兵乘小舟先進苦戰、子龍舟忽中佛郎機而摧頽、子龍亦死、我之兵乘勝爭先入其舟、既鏖二百餘人、李統制馳舟急來救之、是亦悉以斬殺、於茲陳蠶·季金·沈理進大船來、流矢乱如麻、雖然我軍中之銳士不屑、而有斬上敵船者、時敵船投大石以破諸將船、投火壺以燒勇士船、然而不顧死斬戮敵兵者數百、且復朝鮮船四艘·大明船二艘共斬捕六艘、因茲敵船暫退去之際、順天五家之輩僅會海口之開遮得此時、乘舟船不援予之曹苦戰、遠見之而逃虎口退去耳、故義弘父子亦去此赴巨濟島也、

今日與敵船戰而死者我之軍中、桂兵吉山城守忠助之長子、町田源左

衛門尉勘解由久則父、伊集院治部左衛門尉·栢原西市丞·阿多源

六·祁答院平次郎·伊地知民部少輔·同姓新三郎·同姓

與兵衛尉·同姓平次郎·二階堂與右衛門尉·養輪治部右

衛門尉·久富木佐吉·奧民部左衛門尉·大川平原太左衛

門尉

先是永祿七年甲子之夏、今城沒落之時、大川平孫左衛門之子六藏被捕、而到伊東氏方、生死及未知其處、潮聞梁之居處、我備之、雖爲敵方、請當主人昇身之代、仕於於膝下、實八歲也、已成人則號大川平稱源太左衛門尉也、因茲忠節異于他矣、慶長三年戊戌十一月十八日於

朝鮮國向番船戰死、産三子、稱伊尻八郎・竹内宮内左衛門尉・
長於治部少、名次於才右衛門

山口源六・赤塚利七・猿渡兵部左衛門尉・井口清藏・數
根十郎・鮫島小藏・米良三學房、其外步卒等不違記之也、

又立花左近將監・高橋主膳正之士卒戰死者數百云、

慶長三年十一月十八日、相對敵艦專鬪戰損乘船旗下士卒、

樺山太郎三郎忠往、同姓權左衛門尉久高・喜入攝津守忠

政・竹内兵部少輔實位後日改姓名、稱市
來備後守家政也・町田甚五郎・同姓

三郎五郎・三浦三左衛門尉・弟子丸治助・吉田大藏少輔

・村田三郎右衛門尉・大村與左衛門尉後日改姓那答院、前田
又改洪谷也

彌次作・長野助七・同姓少次郎・國府平次郎・執印吉太

新田宮
社人也・田尻是助・黒田加兵衛尉・伊地知主計助・谷山宮

内左衛門尉、以下騎步凡五百餘人未知死生存亡、痛思之

之際、一二步卒乘扁舟幸免死、逃巨濟海口來告義弘父子

船曰、於順天海口爲敵艦燒破乘船、所以免死亡之士卒上

南海之島地、入宗對馬守已退去陣所、敵艦圍遶而未追攻

責、只如籠中鳥、似網裏魚耳、聞此之言伊勢兵部少輔貞

昌進父子前歎曰、不救數百士卒而措朝鮮島嶼無所忍之、

予也先乘小舟赴其地見聞生否來、而後遣救船者可也、忽

與有馬次右衛門尉重純・鮫島筑右衛門尉宗俊俱同舟解纜

急櫓棹也、少焉義弘有思惟、而遣五代勝左衛門尉友泰代

貞昌、欲使貞昌常候忠恒主之側、仍俾友泰追後、殆乎經

一里許海程追貞昌之乘船達我之言曰、友泰爲代貞昌追後
到此、貞昌固辭不可、友泰強以扼之、則貞昌曰、我已去

太守乘船來敵船之海程、今若空手歸參則失男子姓名乎、

縱雖曰背君命會罪科、不能敢歸、彌俾舟長急櫓棹、友泰

亦不歸去同舟、而渡波程者、實觸身於猛虎之尾、懸屍於

鯨鯢之腮、經一晝夜近南海之島岸、密以窺見彼此、敵之

艨艟充滿陣下海上、每船火光宛如白日、以故早速不得通

達、潛棹碾涯到南海陣營之下、則實以夜半、即逢籠城士

達父子旨曰、可渡救船、諸士等堅警衛當營、保命全身宜

援船之待到時、若移時刻爲敵船捕我舟、則勞苦無到于此

之詮、且復無由救諸士之窮困、忽赴歸路去矣、傳聞貞昌之

言者誤云、可渡援船於島崎焉、因此之言諸士等夜中去當

陣赴島崎、過五六里之險路、雖到其地救船未到、徒望海

上之際、一二扁舟忽然有棹來近、然而懼多勢疑是非未著

舟於島岸也、問何國以何故今也于此、則曰、共是對馬

浦舟也、各所以志往歸陣跡爲拾取餘殘貨物也、諸士等露

和氣嫩詞說、俾渠等許諾、而後著舟於岸涯、是實所以天

之與諸士非人也、於茲僉議曰、乘夫扁舟先渡與善島崎者

可乎、各同此言、而後每一舟或五六人或四五人、乘士卒

以棹渡往還最中、深野掃部兵衛尉・同息男二人・長崎六郎左衛門尉同心情乘一舟、向釜山浦忽揚遠帆、輕卒之士等見大不正、則雖曰吐惡言於高聲、而如輩不敢顧也、是以乘所殘之一扁舟、無一人之委置疋夫渡與善島矣、於茲久高曰、義弘父子若未揚歸帆於釜山浦者請救之船、而思五百餘人之保身命焉、仍謂吉田大藏少輔・竹内兵部少輔曰、乘夫扁舟渡釜山浦、宜請救船、兩輩答曰、死生存亡思與五百餘人俱之外、無餘念之起心意矣、何乘扁舟離窮群全身命爲乎哉、久高又曰、五百餘人不知竄于此島陬之實證者、縱雖有舟船誰可敢援來乎、往則幸各可得生、否則凶共可得死、孰是孰非乎哉、於茲兩輩曰、然則與樺山太郎三郎忠征俱可赴釜山、其故何者、太守在釜山浦未揚歸帆者幸之幸也、若曰爲開陣見放火之有餘煙、則兩輩當遂自殺、令忠征歸日本達細大、其爲見證也、久高許諾謂忠征曰、忠征爲久高之甥、而樺山氏之統裔、與兩輩俱早赴太守之本營、幸而有逃死得生之會佳事、則宜歸日本故鄉連續當家正統專抽忠功、如予之曹亦若万之一有援船來迎之得佳期、則遁死亡再會開愁眉、然而不可預知云尔、忠征未肯諾焉、久高再往謂至理之所有而後應諾矣、是以三輩解纜赴釜山浦去焉、義弘父子未去巨濟海口、三使喜悅

告久高之言、先是貞昌等從南海已歸來、而達諸士之窮困、則催迎船之際、寺澤志摩守正成來曰、丁救五家窮因之時、困力一會不意之有敗績、然則不可不令五家舟船差其地迎來、因此小西攝津守・松浦法印刑部卿・大村新八郎等亦渡救船於與善島迎五百有餘士卒來、是亦貞昌等忘身忍通大敵中見聞諸士窮困來、早依催救船、不然者悉得迎來哉、又吉田氏・竹内氏來于巨濟請救船、再到于與善、其功勞可謂莫大也、

慶長三年之冬、中國四國九州諸將屯釜山浦、各兼日相約曰、選吉日唱凱歌可解纜於一時、其約實堅矣、義弘父子待救乘船破損從兵五百餘人來、而十一月廿一日夜半解纜於巨濟、經十里之海程繫纜於昌原海口、同廿二日、解纜過安骨浦・加德島等、去釜山二里餘許望彼地、則有黑煙之接天、未知火煙之所可起、疑惑滿腹、故使一价乘扁舟馳釜山問諸將、則無一將之守夫城者、違兼日之堅約不告報、而還日本去陣壘悉焦土矣、唯島津又七郎忠豐不閱諸將變約在釜山城、不懼大明・朝鮮數百艘、義弘父子待所到之遲緩矣、既繫船於釜山浦、則忠豐忽來而賀到著、念是親親之誠、ハナハナ朋諸中而彪諸外者如斯乎、同廿三日留滯釜山、其翌廿四日申時、解纜於釜山浦繫牧島海程二里、蓋絕影島、也、

「川上左近將監久辰譜中」

〔朱カセ〕
「久國自作文也」

同十一月初、日域之官使德永宮内卿法印・宮木長次郎至朝鮮、傳命諸將曰、今月十五日爲期可爲歸陳云云、諸將如期欲解纜、然小西攝津守行長在順天、大明・朝鮮之艦艘一千餘隻遮湊口、行長不能出帆也、義弘主・立花左近爲破敵船進師、十一月十七日、至河東與南海泊戶繫船、十八日爽味敵船競來、我兵激氣束手防戰、久辰・久首乘小舟著敵船、大船無可登便無可破策、下矢石者如急雨、川上源太左衛門・勝目與左衛門・木場利兵衛中石火矢死、桑波田五郎兵衛・有馬善左衛門・有村喜八、雖中石火矢薄手故無恙也、又半三郎・十右衛門・金八・須藤彌七郎中矢死、敵投火器無隙、久辰以鎌鎚防之、飛石二中久辰頭倒伏、敵已我舟懸熊手拘之、久首放鐵炮者十二三、於爰敵放我舟亦爲殿至唐島、義弘主依所加療治、久辰無恙遂歸鄉訖、初領串良地頭職後領志布志矣、寬永五年戊辰十二月二十八日卒、年七十、法號雪叟常心、

591 「樺山權左衛門久高譜中」

慶長三年戊戌、德永式部卿法印・宮木長次奉 秀吉公之

命渡于朝鮮國來、謂諸將曰、以十一月十五日爲限、而宜退陣、應其命欲引退、則小西攝津守・大村新八郎・五島孫右衛門尉・有馬修理大夫・松浦刑部卿法印等在全羅道順天之地、大明大敵圍於水陸雖欲退去、而通一絲之無徑路、宛如網裏之魚、義弘主父子相議曰、不救五家而捨置則日本之瑕瑾、又豈堪忍之乎、乘隙釐渡彼海將救之、則敵船解纜已會于此、雷丸雨箭放火投石擊碎味方之船、雖然勇士等不顧死登敵船、斬得首者數百、奪取船者二二三艘、如斯而後敵軍漸引退矣、是以五家之族得保身命歸日本也、此時吾軍戰死者數百、所破船者五百余人、其曰、樺山太郎三郎忠征・樺山權左衛門尉久高・竹内兵部少輔實位後改姓名、爲市來備後守家政、町田彌兵衛尉・同姓三郎五郎・三浦三左衛門尉・弟子丸治助・吉田大藏少輔・村田三郎右衛門尉・那答院與左衛門尉・前田彌次作・長野助七・同姓少二郎・國府平次郎・執印吉左衛門尉新田宮社人、田尻是助・黒田加兵衛尉・伊地知主計助・谷山宮内左衛門等也、上南海之島、宗對馬守之以退去之陣所爲要害、燒鑄無間斷警固敢不怠、故敵船解纜相去者遠矣、時凝群議去當陣、經五六里到于島崎、爰扁舟一兩艘忽然有棹來者、誠天之所與也、欲以件扁舟渡楫本營チャグセンノ島崎、群議既定、而或

五六人或三四人棹渡、往還最中深野掃部兵衛尉・同息男二人・長崎六郎左衛門尉乘一舟向釜山浦忽發遠帆、見者高聲雖發惡言、而如聾相去矣、今一隻之以扁舟一人之無殘者、棹渡而後久高亦得渡彼岸矣、雖然進退無何之如、若義弘主父子未去釜山浦者請救之船、而思五百余人之保身命、于茲謂吉田大藏少輔・竹内兵部少輔曰、乘扁舟渡釜山浦宜請救船、兩輩曰、死生存亡欲與五百余人俱、何乘扁舟遁虎口爲全身乎、久高曰、五百余輩不知在于此者、雖有舟船誰敢迎來乎、往則可得生、不往則共可死、孰是孰非云云、兩輩曰、然則與太郎三郎忠征俱可到釜山、其故如何者、釜山浦諸勢未有歸帆者幸之幸也、若已爲開陣放火之見餘煙、則兩輩當爲自殺、宜使忠征歸日本、是以欲爲其證也云云、久高應諾矣、故三輩解纜漸經海路、三輩後謂、此時有珍事、有柴吉右衛門尉者、潛通舟長入虛懷中有舟中、雖然以難堪乎出舟上、且與舟長論舟錢之多少矣、於茲兩輩見之則欲沈波底、然而不如救彼之命士者之爲戒、止死罪也、久高之郎從五十余員之中、樺山孫左衛門尉・早崎甚右衛門尉・同姓與助・川添李允・毛利木兵衛尉・別符藤兵衛尉三允等、彼此奔走致忠功畢、三輩無恙到于釜山浦、達件行狀於 義弘主 忠恒公、因

是救之舟船不日到來、無貴無賤一人之無漏者到于釜山、謁于 義弘主父子、義弘主曰、汝等蘇生也、未嘗有可比類者也、其後歸朝之解纜、發遠帆於順風著壹岐之島、義弘主・忠恒公者直赴京師矣、久高等得歸國免解纜畢、

592 『嶋津家文書』「此正文四拾八番箱義久公卷中ニあり」

御歸朝千秋万歳ニ候、誠々今度之手柄之様子、爰元之御褒美此事迄ニ候、當家之面目不過之候、猶以參會可申達候、然者爲御迎北郷久二郎申付候、早速上洛待入候、恐

々謹言、

「カキ入也」
「慶長三年」十一月廿五日 龍伯(花押)

又八郎殿

「此御書、家久公御譜中ニ在リ」

593 其表大明人并番船罷出由候間、藤堂佐渡守被差渡候、敵

於在陣仕者、在番衆之船手各被相談、可成程可被及行候、

其方一左右次第ニ、九州表へ被遣置候船手之衆、其外何

も御人數急度可被差渡候、敵於退散者、最前徳永法印・

宮木長次ニ如被仰含候、諸城早々釜山浦へ被引取、其よ

り可有歸朝候、萬端藤堂ニ被相含候間、藤佐次第ニ可有

覺悟候事肝要候、恐々謹言、

〔慶長三年〕

十一月廿五日

輝元判

景勝判

秀家判

利家判

家康判

高橋九郎殿

秋月三郎殿

嶋又七郎殿

伊東民部太輔殿

相良宮内太輔殿

594

〔義弘公御譜中〕

〔正文有之〕

其表大明人并番船罷出候由候間、藤堂佐渡守被差渡候、敵於在陣仕者、在番衆之船手各被逐相談、可成程可被及行候、其方一左右次第ニ、九州表へ被遣置候船手之衆、其外何も御人數急度可被差渡候、敵於退散者、最前徳永法印・宮木長次ニ如被仰含候、諸城早々釜山浦へ被引取、從其可有歸朝候、萬端藤堂ニ被相含間、佐渡次第可有覺

悟事專一候、恐々謹言、

〔朱かき〕

〔慶長三年〕十一月廿五日

輝元(花押)

景勝(花押)

秀家(花押)

利家(花押)

家康(花押)

羽柴薩广侍從殿

嶋津又八郎殿

595

其表大明人并番船罷出之由候間、藤堂佐渡守被差渡候、敵於在陣仕者、御在番衆之船手、各被逐御相談、可成程可被及行候、其方御一左右次第ニ、九州表へ被遣置候船手之衆、其外何も御人數急度可被差渡候、敵於退散者、最前徳永・宮木長次ニ如被仰含候、諸城早々釜山浦へ被引取、從其可有歸朝候、萬端藤堂ニ被相含候間、藤佐次第ニ可有覺悟事肝要候、恐々謹言、

十一月廿五日

長東大藏大輔

正家(花押)

増田右衛門尉

長盛(花押)

徳壽院

玄以(花押)

羽柴薩广侍從殿

嶋津又八郎殿
人々御中

「義弘公御譜中ニ在リ」

597

「家久公御譜中」

慶長三年十一月廿五日、解纜於牧島、著對州豊崎鰯浦、海程四十里也、與嶋津又七郎忠豊俱同海路、廿六日著細泊、廿七日著白賀、廿八日著鴨瀨、匪翹爲逆風所留、且復父子共赴帝都扈從士卒與直歸國士卒、於朝鮮國既定上下之差、而去月十八日、於順天海口・南海島邊相對敵艦、或遂戰死、或被傷疵、所前定大半滅、由茲島津圖書頭忠長以下老輩等、借里人屋下船各會合于此、而相議再補其闕欠、故留滯于此浦也、

596

「在御文庫二番箱義弘公三卷中」

其表大明人并番船罷出由候間、藤堂佐渡守被差渡候、敵於在陣仕者、御在番衆之船手、各被逐御相談、可成程可被及行候、其方御一左右次第ニ、九州表へ被遣置候船手之衆、其外何も御人數急度可被差渡候、敵於退散者、最前徳永・宮木長次ニ如被仰合候、諸城早々釜山浦へ被引取、其より可有歸朝候、万端藤堂ニ被相合候之間、藤堂次第ニ可有御覺悟事肝要候、恐々謹言、

(慶長三年)

十一月廿五日

長束大藏大輔

正家(花押)

増田右衛門尉

長盛(花押)

徳善院

玄以(花押)

598

「御文庫拾七番箱十四卷中」家久公御譜中ニ在リ」

以上

態以使書謹而令言上候、仍而高麗表御利運之御仕合、御冥加之儀共、天下一統之御風聞目出奉存候、殊御歸陣満足此事候、直御上洛之由、寒中与申、打續御太儀之御

事共、無是非次第候、尤此等之趣遂參上可令 啓上之處、

臥見へ被召置候条、又者若輩之故非疎意候、 御上京奉

待計候、右之旨宜預御披露候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕

霜月廿八日

北郷長千代 忠能(花押)

伊勢弥九郎殿

599

〔義久公御譜中〕

〔正文在重久長右衛門〕

さつま下／＼ハはや／＼これへ參候、以上、

態申入候、仍羽兵御てまへにて御無事相齊(マツ)、かうらい各

今日はかたへきてうニ候、羽兵・小西・てらさわハ、ち

とあと舟いたされ候由にて、人しち□□も此由申

遣候、御心安かり候へく候、かうかんへも此由申度候、

羽兵御内きへも此由申度候、今度羽兵・又八郎殿御てか

らニガ、今度□□らい各いきなくき□□事□□恐々

謹言、

十一月卅日

(石田三成)
(花押)

〔當書欠〕

600

〔義弘公御譜中〕

慶長三年十一月廿五日、解纜於牧島、著對馬豊崎浦、

海程四十里也、與島津又七郎忠豊俱同海路、廿六日著細泊、廿七

日著白賀、廿八日著鴨瀨、匪番爲逆風所留行船、且復父

子共可赴帝都、扈從士卒與直歸國士卒、於朝鮮國既定上

下之差、而去月十八日於順天海口・南海島邊相對敵船、

或遂戰死、或被傷疵、所前定大半滅、由茲島津圖書頭忠

長以下老輩等、借人屋下船、各會其屋相議、再補之定焉、

以留滯此浦矣、

601

〔兒玉利昌譜中〕

慶長三年戊戌十一月、京命罷朝鮮師、十二月、公引

兵還、蓋實相從(利昌ノ下)、凡此役實相屢有斬首功、公召見有賜

云、

602

〔兒玉氏藏〕

兒玉筑後利昌御奉公之次第

初ハ新四郎、又ハ四郎兵衛与申候、

一文祿元年、義弘公高麗御渡海之刻、自分ニ茂罷渡

者有之候ハ、心次第渡海可仕旨御觸御坐候由ニ而、筑

後事自分乗船取仕立渡海仕、於高麗雜兵共數多討取申候、歸朝之後爲御褒美御知行三拾斛被宛行候事、

〔佗敷条略于此〕

元祿十四年巳八月廿三日

〔利昌ノ孫〕
兒玉四郎兵衛

603 『諸家大概國分氏傳』

一高麗御出陣前諸士ニ被仰渡候ハ、此度自力ニ高五百石之軍役勤候ハ、歸朝之時高五百石可被下由候、其時國分左京自力ニ右高之軍役ニ而致渡海候、御出陣前高式百五拾石被下候、其類五六人有之候、歸國之時殘高之儀致言上候処、被仰渡候ハ、國分氏千臺天滿宮之社領八町を主取り、社領無之候間、右之高ニ而可然之由候、

604 『全蛟島氏傳』

一筑右衛門五百石之軍役ニ而參候、出陣前ニ式百石被下候、筑右衛門唐嶋ニ而五代少左衛門〔友泰〕其外同前ニ御奉公仕候ニ付、爲御褒美高百石致拜領候、致歸朝殘高式百石之儀申上候得共、初御約束之儀其通ニ候得共、此蛟島者僅田二段持爲申人ニ而候間、式百五拾石ニ而堪忍

可仕候、御年頃之儀無別条候得者、畏可申由候、右之類衆國分左京・二渡次兵衛・老岐勝左衛門之由候、國

分ハ初ニ書記候、二渡ハ澁谷家ニ而致御敵對候間、式

百五拾石ニ而可然候、老岐ハ伊東先方ニ而敵對申候間、是も式百五拾石ニ而可然と、一々鎌田出雲守政近口達之由候、

605 『全二渡氏傳』

一養子ニ伊地知伯耆守三男罷成、二渡次兵衛〔重利〕与申候、高麗御出陣之前、五百石之軍役自分ニ相勤參候ハ、御歸國之時高五百石可被下旨被仰渡候故、親伯耆守取立申候而、五百斛之軍役相勤參候而、軍勞仕候、其後御兵具奉行被仰付相勤申候、

606 『家久公御譜中』

〔正文有之〕

猶々兵庫様へも御心得候て可被下候、以上、

尊書忝令存候、誠其後不得御意御床敷存計候、今日者寺志・羽左可有御見舞由候て、我等へも同心候へん由候、先御使歸申候、隨而我等小姓之義參候、此者かい／＼敷

者候故、召つれ下申候処、今度我等番舟取申刻も一番乘

仕候て、其儘首取舟を取具「本々、」又自余之舟へ乗申候て、重而

首取申、掃部助いづれも被存知候、其外御成敗者被仰付

義共候、乍恐仕付申候、上邊ニ構候間、御國にて被召遣

候て可被下候、餘たかふち取者にて無之条、様子ハ伊弥

九へ申候、聽而以參上可申上候、恐々謹言、

「朱カキ」

「慶長三年」

極四日

舟五郎右

(花押)

嶋津

又八郎様

參御報

607 「義弘公御譜中」

十二月五日、解纜於鴨瀬、父子共敵太守宗對馬守義智門、

而據禮詞、立花左近將監宗茂・島津又七郎忠豊亦到于此、

義智待予之曹、勸盛膳酌美酒、匪管予曹、扈從士卒悉以

饗焉、歡樂既極、則謂後歡之佳會忽去座席、乘自船也、

十二月六日、解纜於對州、揚遠帆任順風、容易著于壹岐

勝本、海程四十八里翌日解纜、到于迫門繫纜於此浦、松浦法印

刑部卿設膳羞爲酒宴、其樂忘歸、懇切不可勝言也、家臣

之中有深野掃部兵衛・長崎六郎左衛門者、於朝鮮國顯前

代未聞之怯弱、其罪不容誅、既記前段者詳也、然而爲開

諸士鬱胸、於當地誅渠等示之於軍衆、鮫島筑右衛門尉切

深野頸、息男二人有死罪許歸國者也、

608 「家久公御譜中」

慶長三年十二月五日、解纜於鴨瀬、父子共敵太守宗對馬

守義智之門、而據禮詞、立花左近將監宗茂・島津又七郎

忠豊亦到于此、義智待予之曹、勸盛膳酌美酒、且扈從

士卒悉以饗焉、其樂既極、則謂後歡之佳會而去座席、乘

我船也、

609 「又七郎豊久譜中」

日本軍衆悉有可歸朝之命、故慶長三年戊戌十二月、解纜

於釜山浦、海路無事著筑前州、則聞 秀吉之訃音、拭淚

濡襟、即又解纜、上于城州伏見、而越年於此地矣、

610 「圖書頭忠長譜中」

慶長三年十二月上旬、揚歸帆於朝鮮國釜山浦、無恙既渡

鯨波著船於筑前博多矣、歸朝軍衆悉待到著之期、而安藝

宰相・石田治部少輔・淺野彈正少弼在此地矣、 義弘主

・忠恒主遂參會於旅宿、于時治部少輔告 秀吉公之計音、聞之則滿座掩袖稱久、拭却萬行之淚、而後治部少輔曰、惜哉、秀吉公不薨、義弘親子戰功蒙厚感者不可勝計、義弘曰、朝鮮軍忠惟忠長之所致也、聞此之言、彈正少弼執忠長之手曰、聞其名者年已尚矣、今也非翹會同席之歡聚、開播戰功於異朝之譽、其感敢以不止、實眉目之至也、義弘主親子直解纜赴京師、忠長亦從之、以十二月廿七日著船於攝州大坂之岸、而後到于城州伏見之第、于時 法印龍伯與義弘主・忠恒主爲一面之佳會、高談清話之次、擢忠長於諸士之中、而稱朝鮮之軍忠賜吉道之寶刀、珍戴再三而卽退去矣、

611 「御文庫二番箱家久公三卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

其以來者、爲御見舞以書狀さへ不申入、背本意存候、仍今度ハ大明人數多罷出候処ニ、御手柄之段、是隱無御座候、其付御無事相調、御歸朝之儀満足仕候、先爲其以使^(其)者申入候、自然すくに御國へも於御通者、さかの関邊ニ而懸御目可申入候、尚々今度之御てから、可申様も無御座候、何さま面上之時萬可申入候、恐々謹言、

太飛彈守^(一書)

「朱力半」
「慶長三年」極月五日

吉(花押)

嶋津又八郎様
人、御中

612 「家久公御譜中」

慶長三年十二月六日、解纜於對馬、揚遠帆任順風容易著於壹岐勝本、^{海程四十}翌日解纜、^{八里也}到于泊門繫纜於此浦、則松浦法印刑部卿設盛膳爲酒宴、其樂忘歸、懇切不可勝言也、家臣之中有深野掃部兵衛・長崎六郎左衛門者、於朝鮮國顯前代未聞之怯弱、其罪不容誅、既記前段者詳也、然而爲開諸士鬱胸、於當地誅渠等示之於軍衆、鮫島筑右衛門尉切深野氏之頸、息男二人有死罪許歸國也、

613 「案文有之」「義弘公御譜中ニ在リ」

從 聖門様被成下御書、殊御祈禱之御札御護、度々於高麗令頂戴候、誠忝次第候、仍高麗之事、去十月朔日、又八郎相抱候泗川之城へ、大明人數拾萬騎取掛候之処、勵一戰於手前數万騎討果得大利候、就夫加藤主計頭拘之蔚山、小西攝津守拘之順天海陸取卷候敵も引退候、其後泗川口へ大明人罷出無事之儀懇望仕候間、寺沢志广守・小

西攝津守令相談、大明質人請取、寺志へ引渡候、小攝手前之儀も、無事被相調質人被請取、去月十日順天可被引拂ニ相定、兵粮以下釜山浦表から嶋迄被越置候処、船手之儀小攝如何被相談候哉、又ニ番船取出順天通路取切候、右之仕合ニ候而、順天竈城之儀者不成事ニ候、然間固城衆羽左近方、南海羽柴對馬守方相談、去月十七日順天通路へ罷出、小攝立柄之様鉢をも可承合と存、南海磯きハまで罷出候処、同十八日寅之剋々、數百艘之番船取掛候之条不及是非、午之剋末迄遂防戰、朝鮮大船四艘・江南大船式艘共六艘切取、互引退候、手前わつかの小船共にて數百艘之大船ニ掛合、數剋相戰候之条、手負之儀者不及申、忤者共歴々遂戰死候、併此防戰を以、其日小西を始順天人數不殘繰取候、然則高麗在陣之御人數、各被成歸帆候之条、我等式も昨日宍州勝本迄着船候、呉々於高麗度々遂防戰得勝利候段、更以又八郎手柄ニあらす候、ひとへに 聖門様御祈念之驗と奉存候、何様急度可罷上候之間、以面上可奉得尊意候、先以此旨 聖門様へ申上度候、將亦 竜山様 御家門様々、度々遠方迄被成下御書候、是又忝存候旨、御取合頼存候、恐々謹言、

羽兵

〔朱力半〕
慶長三年十二月七日

義弘(花押)

友枕齋
御宿所

614

『眞本兒玉氏家藏』

任御懇望、自流無殘所御談合申入候事、諸天も御照覽之前ニ候、聊他見他言有間敷事肝心候、若々此流大望之方於有之者、以誓詞御許可被成候、御失念之儀共可預御尋候、仍手次之狀如件、

慶長三年

極月初八日

瀬戸口藤兵衛尉

重位(花押)

兒玉四郎兵衛尉殿

615

〔義弘公御譜中〕

慶長三年十二月九日、解纜於壹岐浦、其翌十日、著筑前州博多之津矣、爰安藝宰相秀元・石田治部少輔三成・淺野彈正少弼長政等、予之父子待歸朝之遲緩在于當津矣、即賀無事之到着、勞數年之軍務、而後告 秀吉之大故、聞其訃音、父子拭淚濡襟、不勝哀慟追慕之至、雖然以有素意、父子共陸於博多、往赤間関乘于官船、赴于京師也、

616 「家久公御譜中」

慶長三年十二月九日、解纜於壹岐浦、其翌十日、著筑前州博多之津矣、爰安藝宰相秀元・石田治部少輔三成・淺野彈正少弼長政等、予之父子待于歸朝之遲在于當津矣、先賀無事到著、勞數年之軍務、後告 秀吉公大故、聞之父子拭淚濡襟、不勝哀慟之至、雖然以有素意、父子共陸於博多、往赤間関乘官船、赴京師也、

617 「樺山太郎三郎忠征譜中規久子」

慶長三年季冬、日本諸將共有釜山城相約曰、撰吉日以唱凱歌、而後宜解纜於一時也、雖然變其約、已無一人之守釜山城者、唯 義弘主父子・島津又七郎豊久、翌日解纜向日本發遠帆、無恙著筑前博多之岸、 秀吉公之聽計音、即 義弘主父子與俱解纜赴京師矣、忠征赴京師之路、越年于豊前州小倉、而後到于城州伏見、以有伏見者日永月久、此間有賀茂之祭祀、使日本諸侯出競馬之馬、爰島津殿出馬者謂有百曲百曲之曲、敢無乘者、事終而後謂社人曰、有免騙馬者、予之輩可騎件馬云云、社人許焉、故一匹者太郎三郎、一匹者矢野休二郎、序破急無所泥共以馳走、且爲競馬之似、見物貴賤莫不勝美者也、

慶長四年己亥六月七日卒于伏見、年十九、

618 「御文庫四拾八番箱義久卷中」義久公御譜中案文有之トアリ

幸便之条令啓入候、仍番船懸合ニ付而、さつま衆も手おひ多々在之由雜説候間、無心元存、はやうち申付候處ニ、高麗無事相濟、各御歸朝之由、其聞得候間めてたく存、先く傳書いたし申候、定而貴老も急度御上洛たるへく候、待入候、恐々謹言、

「朱力キ」
「慶長三年」

十二月九日

嶋修入

龍伯(花押)

石治少老

人々御中

619 「御文庫二番箱家久公八卷中」「家久公御譜中ニ在之」

幸便之条申入候、兩人事今朝到博多罷着候、順風次第可被成御出船候間、下々之船之儀いま津ニ被召置、御自身之儀ハ早々爰元へ御越候て、被明御隙を尤ニ存候、恐惶謹言、

「朱力キ」
「慶長三年」

十二月十一日

小攝

行長(花押)

寺志

正成(花押)

嶋又八様
人中

620 「正文在新納喜右衛門久盛」

其許長々辛勞之至無是非候、弥以諸船共走候へぬ様ニ才
覺專一候、仍從國元立添之人數、定而可爲着岸候、其人
數舟元ニ而一日も不休、即刻此方へ可參様ニ、然々可申
届候、不可有油断候、恐々謹言、

「慶長三年」
十二月十三日 義弘(花押)

新納狩野介殿

621 「御文庫四拾八番箱中」「家久公御譜中ニ在リ」

先度下之関出船、已後者不參相、中途如何と心遣存候處、
只今當津ニ致着船、石治少同心を以早々上洛之由承、令
満足候、我等も近日可致上着候間、萬緒期其節候、恐々
謹言、

「朱力キ」
「慶長三年」十二月廿六日 義弘(花押)

又八郎殿

622 「公上」「家久公御譜中ニ在之」

使札殊供之人衆并乗物以下、入念被仰付候、誠満足之至
候、我等事も只今大坂ニ致着岸候、貴所去廿四日ニ上着
之由、尤可然存候、必明後日者可罷上候間、以面上可申
承候、恐々謹言、

「朱力キ」
「慶長三年」十二月廿七日 義弘(花押)

又八郎殿

623 「御文庫二番箱家久公八卷中」「家久公御譜中ニ在之」

猶々やかて兵庫殿・小攝御參次第可罷上候間、期貴
面候、以上、

石治少御同道にて御上之由候、我等も昨日大坂迄罷着御
坐候を、尋申候處、御上之由候間、以狀申入候、兵庫殿
も備後のともにてハ一所ニ居申候ッ、それより同前ニ出候
へ共、我等ハさきニ成申候、舟こゝろにて候間、ゆる／＼
と御こし候ハん由にて候つる、定今明日中可爲御着候間、
これにてまち合申候て可罷上候、小攝もむろまでハ被上
候、これもやかてにて候ハんと存申候、其元様子懇ニ可
被仰知候、恐々謹言、

「朱力キ」
「慶長三年」十二月廿七日 立左近
成(花押)

625

〔義弘公御譚中〕

從朝鮮國丁歸朝之時、受神託之靈夢有夢中之一句、書之

〔御案文故月日ナシ〕

慶長三年

一 濱市・帖佐・鹿兒嶋三方、何事も談合候て可申定事、
一 代官衆、談合中より可申付公役、無油断可入念事、

一 鹿兒嶋衆中、如前々御普請に無懈怠可罷出事、付自然
いたつらなる儀於有之者、爲役人堅可申由、万一難澁
之者あらは、可致言上事、

一 船手へ役儀可申付儀、船奉行在所ニありなから申付る
事不可然候、船もとへ自身罷居、高麗へ渡海之船、無
最肩偏頗可入念事、

一 留主居談合中、何篇無用捨、憲法ニ諸式可申付事、
一 御公領之内、町濱ニ罷居候者、公役等有様ニ無緩可仕
候事、

624

〔御文庫廿三番箱家久公十六卷中〕

嶋又八様
人々御中

626

〔正文在新田八幡宮社内〕

慶長三年十二月十三日

第一

御託宣連歌

以遣領國興行於連歌一千句、而奉折進於新田八幡宮者也、

あらたまる年のはしめにしも國の	御
あかねさす日の光のとけき	義弘
明わたる船にかすまぬ山見えて	其阿
こしかたおもふたひ人の袖	雖哥
はらひても雪の雫や寒ぬらん	定庵
眞柴とりく道いそくなり	紹意
雲かへる夕とつくるかねの音	玄佳
ほのかに見ゆる三か月のかけ	起雲
山のはの紅葉やかつも散けらし	笑安
をしかなくなり野邊の遠方	宗察
すみわふる田のいほり暮初て	道武
袖に吹くるかせのおりく	与進
船くたるなかれのすゑや遠からん	釣雪
岩まをこゆるうら浪	東但

行なやむかた山きはの道細ミ
 引やそま木のはるかなるこゑ
 すミ替て又あたらしき宿やたれ
 たつねくゝてきくほとゝきす
 夏の夜の月くらくなる村雨に
 琴を押やるさむしろのうへ
 ちる花のなこりえならぬまとゐして
 うつゝも夢の春のひとゝき
 弥生^二なとけふをかきりと成ぬらん
 山はかすミのしはし残りり
 海よりも出てさやけき朝附日
 さそなかつきのあまのくるしみ
 かさねてもさむさふせかぬ衣手に
 旅のやとりのまはらなるかけ
 草ふきの枕のうへの夜はの月
 もるに露けき岩のはさま田
 さひしさは秋にかきれる物ならし
 ときはの里をとめてすまはや
 分る野や松をよすかにすゝまゝし
 やすらひやすき昔ちなりけり

秋扇 祐長 壽但 其阿 雖哥 定庵 紹意 玄佳 起雲 笑安 宗察 道武 与進 釣雪 東但 秋扇 祐長 雖哥 其阿 紹意

かれぬれはなかれもやらぬさゝれ水
 河邊もあつき日さかりの比
 わたすともみえぬをふねのよこたハリ^二
 竹のしけミのおくをとほや
 かしこきハよそにしられぬ住家にて
 いちはやき世を音にこそきけ
 時もりハねふるともなくうつつゝみ
 友の羽風にさハくむら鳥
 なるこをは田のもつゝきに引はへて
 さし入をはきこやの侘しさ
 いにしへハミやこなりつる難波かた
 ほり江のあたり玉をしく露
 眞砂路や月もなかれて残る覧
 秋のゆくゑをたとり見ましや
 花おつる砌にもゆるむら薄
 春雨はるゝあとのしつけさ
 天津^三かり雲井にかへる聲すなり
 われもそ思ふふる郷のつて
 とひよらはかたミにかたりあはせはや
 こゝろへたつる中やあやなき

定庵 起雲 玄佳 宗察 笑安 与進 道武 東但 祐長 定庵 雖哥 其阿 紹意 玄佳 秋扇 起雲 釣雪 笑安 定庵 紹意

玉つきにうらみの程のふしみえて

女佳

秋來てもおもひ忘れぬ春の花

定庵

身を川水にすてむとそする

雖哥

露にそまざる草の色の

祐長

あたなりし世をうち人の哀しれ

紹意

あらましき野分の跡に雨過て

雖哥

さそなさひしきふる寺のうち

定庵

朝またきよりきよめぬる庭

与進

峯たかミ絶すふくてふ松の風

其阿

とひ來んと夕暮遠くまぢうかれ

其阿

ふもとは雪のつもる明かた

宗察

よそめをしのくほとそくるしき

紹意

入月のひかりもうすくいさよひて

雖哥

よしやさはあらはれてしも行てミむ

起雲

そよく軒はの竹ハすさまし

道武

明はてぬまはくらき山こえ

定庵

人けにやおとろきぬらんいなすゝめ

与進

むら雲にまよひてしはし啼からす

秋扇

かたつ田舎ハ霧こめてけり

紹意

よこきる雨よ風よはけしき

紹意

道かへてしのひ出てや別まし

定庵

たゆミなくかちこたへする船のうち

女佳

いつか契をわかまゝにせん

釣雪

ゆらのミ崎によするしら浪

笑安

打そむく心ハさらに取くるし

道武

かたふかはなをや日影も寒からん

定庵

深くひめをく法の師ハうし

雖哥

木たかき松のおくふかき庵

与進

今ハたゝ薪こりつむ身と成て

紹意

世をいとふ身をはたれかハとひてまし

釣雪

おしむによらす年そ暮行

起雲

あらましかはと思ふ友とち

女佳

世の中のつらきをいかてのかれまし

笑安

よむ歌の心をひとりわきかねて

雖哥

事毎にたゝなミたこほるゝ

女佳

春よ秋よとむかふ夜の月

道武

あふ夜はの枕にたえぬさゝめこと

秋扇

うす霧のたなひくかたや暮ぬらん

東但

もろともに見る月のしたふし

宗察

あらしにちかくすかる啼なり

秋扇

色になる木々のは山の陰淺ミ

紹意

しくるゝあきのかねひくかた

宗察

手ことにをれる花のかへるさ

雌哥

旅まくらゆくゑおもへは身にしひて

笑安

永日もなをあかなくのさかつきに

定庵

なミのまにくうかひたるふね

与進

乱てうたふ青柳のこゑ

玄佳

海原^うやふきたつかせのをとあらミ

祐長

ゆきてしも御階のもとへいつならん

宗察

なひきて雲の雪けなるそら

秋扇

おさまる時にあへるもろ人

其阿

柴人やとりあへずしもかへるらむ

道武

御一句 起雲六 義弘一句

与進六 其阿七

日は山のはにかたふけるかけ

起雲

釣雪五 雌哥十 東但四

定庵十一 秋扇六

やとりをもとめかねてやなくからす

釣雪

紹意十一 祐長三 玄佳九

壽但一 笑安七

ゆきもつくさすひろき野のすゑ

東但

宗察六 道武六△

色になる秋のくさく摘あかて

雌哥

霧まくの月ほのかなり

久賢

「正文在新田八幡宮社内」

さしくたす袖も露けき高瀬ふね

玄佳

慶長參年拾二月十三日

なひきあひたる岸のくれ竹

紹意

第二

ひとつつゝあつまる鳥のとこしめて

定庵

賦何路連歌

かり人かへる野はくれにけり

其阿

松に梅ならふや千代の相やとり

忠恒

いさなひてかけふむ花の色もおし

宗察

いくはるなれし霧のもろこゑ

玄佳

はるのおまへハなをかこはなん

笑安

鷹かへる田面のはらに折立て

紹意

見せはやなかすミこめたる池のおも

与進

ゆく袖かすむさとの中ミち

定庵

さゝなみよするミきりしつけし

祐長

山もとにゆふへの月の見えかくれ

其阿

音そひし夜のまの雨のけさ晴て

秋扇

なミたのどこを打はらひつゝ
 つもりぬるおもひよちりよいいかゝせん
 つれなきほとや山とならまし
 しけりあふ小松の陰ハミとりにて
 かれ葉さむけき野へのさゝへら
 くれゆけは駒ひきかへるみちとをミ
 雲のそこなる入あひのかね
 とまり舟うきねの夢やさますらん
 月にしらへもあかぬよつのを
 むら雨ハ秋のよなゝふりすさひ
 そよきてこほすおきの葉の露
 虫二の音や軒端にちかくなりぬらん
 世をはなれ来てむすひたる庵
 山の井の底すむ水ハあさからて
 それかとはかりミゆるうすらひ
 一とをりもとめてをゆく朝なゝ
 かすみをわくる野路のかへるさ
 鷹とはふ羽かせもはるの袖さむミ
 花か雪かにきえのこるころ
 はるゝと舟にむかへる伊駒山

道武 起雲 釣雪 東但 雖哥 紹意 定庵
 道武 起雲 其阿 定庵 笑安 宗察 祐長 与進 道武 起雲 雖哥 東但 玄佳 紹意 定庵

雲たえゝにあくる難波と
 月もはやにしかたふく波のうへ
 秋のゆくゑのさそなきひしき
 霜にかつもとあらになる小萩はら
 けふミやき野の冬ちかきかけ
 しのきこし道の日かすもおもほえず
 かひなやさてもまなふことの葉
 としたけて我からものやおもふらん
 見すハこひてふこともあらしな
 一ふてのたよりはかりに名ハ立て
 いとけなきをはつかひにハせし
 櫻さく片をかへのさと遠ミ
 なくうくひすや人をまつらん
 いきたなき春のあけほのをきよゝ
 ミやつかへにもいとまありけり
 とぎのままもおもふたらちねあはれにて
 はらひいつれはつむそでの袖
 半天に夜を待月のかけほそみ
 はつかにわたる秋かせのをと
 いか三にせはのこるあつさを忘れまし

雖哥 其阿 紹意 宗察 玄佳 与進 定庵 祐長 笑安 紹意 起雲 秋扇 雖哥 定庵 道武 玄佳 其阿 祐長 紹意 起雲

またれいならぬとこのくるしき
 老か身ハけうそくをたゝたよりにて
 くりかへしぬるたまはいくたひ
 たきそゆる櫓のかほりたえやらて
 こゝろもきよくなれるあかつき
 待よりもあひてわかれはうらみしな
 すゑちぎりてもしらぬいのちそ
 もえてたゝ人にハ見せよ花のやと
 かすめるかとをさしこめてけり
 おしミてもあやなくくるゝはるの日に
 またよひなから月ハ出ぬる
 さをしかハ山ふかく入こゑハして
 のこるかたえのもみちいくむら
名はるかにもなかれ來にける秋の水
 朽たるふねやわたしすつらん
 橋はしらこゝにかしこにあらためて
 いはしとつゝむことそさかなき
 中たちもこゝろをかすハいかならん
 とてもかくてもものおもふのミ
 とふにたゝあやにくなるはうらめしや

定庵 定庵
 玄佳 玄佳
 雛哥 雛哥
 紹意 紹意
 笑安 笑安
 其阿 其阿
 玄佳 玄佳
 雛哥 雛哥
 定庵 定庵
 秋扇 秋扇
 東但 東但
 宗察 宗察
 紹意 紹意
 秋扇 秋扇
 雛哥 雛哥
 起雲 起雲
 玄佳 玄佳
 定庵 定庵
 紹意 紹意
 笑安 笑安

たひのやとりそ身にもまかせぬ
 住ところこの世のほかはあらしかし
 あめにむまるゝそれもおとろえ
 としハたゝゆるすともなくつもり來ぬ
 むかしかたりをしる人ハなし
 道もけふ雪にたえたるをのゝおく
 おもふミやこや月さむきくれ
名やつるれは嵐をわふるかりころも
 かさかたふくる袖のあやしき
 よしあるハ人をはつるをならひかも
 打そむくとていかゝうらみん
 かほはせハたくへんもなきすかたなり
 今ハかゝミもとらしとやする
 下水にさきてうつろふ花のえた
 いくもとならしかけのやまふき
 忠恒一句 秋扇六 玄佳十一 道武六
 紹意十三 起雲六 定庵十一 釣雪三
 其阿六 東但四 宗察五 雛哥九 笑安七
 久賢一 与進五 祐長六△

「全上」

慶長三年十二月十三日

第三

賦三字
中略連歌

天地もうこかぬかせや朝かすミ

なひきあひたるわか草の露

うつる日の影もほのかに蝶ハねて

しつかにミゆる野邊のをちこち

起出て月寒きよのみち廣ミ

しはしハ爰にま草かハはや

吹をくる音も涼しき山おろし

舟さしとむる河つらのさと

長雨やはれてもみかさまさる覽

しほのミちひのあしへはるけし

こなたかなた田竊かけり行聲す也

たかかり衣きつゝ出らん

都人友なふそての色めきて

名たゝる月をおもはぬハなし

かさしたる扇はしはし置やらて

身にしめつゝもはちかハす中

義弘

与進

秋扇

釣雪

祐長

定庵

起雲

紹意

玄佳

雌哥

其阿

笑安

東但

道武

釣雪

壽但

ならふるも昨日けふかの新まくら

あけぬとほそやうらミはてまし

かくれかは尋ぬるもはたこたへせて

けふりにしるき遠の山さと

古畑に残る花の木哀なり

友よふ鳩のこゑかすむくれ

春來てハあらしのかせも絶くくに

空もみとりのうらの明ほの

薄すミのもしかとはかり啼わたり

よむふミになとなミたおつらん

まちく／＼てよる心ハあちきなし

身はあすまでとたのまんもいさ

かり初のやとりなからの旅の袖

出しミやこをいつかわすれん

入月の残る光ハ山のはに

つねにすさまし守のともし火

秋風のとたえもやらす音ハして

花さく野へそ思ひやらるゝ

行すりの袖のうつり香忘めや

あやしめてとふ人のかよひち

与進

秋扇

宗察

祐長

定庵

起雲

紹意

玄佳

雌哥

其阿

笑安

東但

道武

釣雪

秋扇

宗察

起雲

与進

祐長

雌哥

二う
かるかやの関や夜ふかく越けらし

こゝろつくしのかたやまとへん

をろかなる子を思ふこそ哀なれ

古巢のあたり立さらぬ鳥

さく花も深谷かくれは散やらて

結ふこほりのとけぬ山河

いかたしやくたしかねつゝ住ぬらん

このもかのもとたかき岩かと

庭はなを作りそゆるに廣かれや

賤か門田のすゑのほそ道

けた物やよるく出てかよふらん

木の葉に薄き月のあき霜

吹そはゝ今よりいかに秋の風

身にしむはかりうらみぬる中

三
晴やらす思ひのきりハむすほゝれ

つむ柴をもきうち河船

水上の山のむらさめ里かけて

ほとゝき過しこゑかすかなり

あはれにもうたひ捨たる前わたり
契をきてもうしろめたしや

其阿

定庵

玄佳

笑安

紹意

祐長

雖哥

定庵

道武

与進

笑安

秋扇

定庵

其阿

玄佳

秋扇

雖哥

紹意

定庵

祐長

たのまれすうつろひやすき人こゝろ

あやなきはたゝうかれつまかも

かり初と思ひなからもえにしにて

一木のかけのしたふしハいさ

紅葉ちる山にハ鹿もうとかれや

音もあらしの冬ちかきころ

月かけの夕になれば良きむミ

をこなひ人や水結ふらん

三
岩屋とにかよふ昔路をふミ分て

もるやひむろに心ひまなき

末までもかハラぬものや世のためし

いひあはせてやいもせともなる

くる髪の花ハつくなこりいかはかり

また夜ふかさのそひふしの床

はかなきハはちかハしての衣くくに

あまりさやけき半天の月

露のもる板まいたまやぶきそへて

しのふはかりの秋のはつ風

分る野の虫の音ほそく啼出て
袖にうつろふ花ハかふはし

起雲

宗察

釣雪

紹意

其阿

玄佳

笑安

定庵

秋扇

雖哥

起雲

笑安

玄佳

秋扇

紹意

与進

定庵

道武

紹意

玄佳

春ハたゞしつかにあそふまりの庭
 かすむよそめもあかぬかひま見
 暮名てしもおもふあたりや問もせん
 つらきものにハたゞ犬のこゑ
 旅なるハひとりのミにし行道に
 宿しからはやとをき野の松
 あつさなを入日に成てたへかたミ
 わきて出ゆそなかれあひぬる
 ふれてしもいくすりをや求むらん
 よもきかしまはいつちともなし
 別れゆく跡こそいたくしたるれ
 かたりつくさぬ我むねのうち
 もしや人かハると心をくはかり
 形見やふかくとりかくさまし
 さかにくき世は物ことに住くるし
 とすれはかゝる月のうき雲
 なかき夜ハ秋の時雨のいくめぐり
 ねさめく各のすさまじき比
 誰さとも打やきぬたの音ならん
 遠かた人のかへさまたるゝ

雖哥 定庵 宗察 祐長 笑安 其阿 雖哥 女佳 東但 紹意 与進 秋扇 定庵 雖哥 起雲 其阿 道武 紹意 笑安 定庵

面影ハ立そふとてもむなしきに
 おしめともちる花やうら見ん
 行春ハわか心にもしたかハて
 かすむみなとに船うくる袖
 義弘一句 其阿八 与進六 笑安八 秋扇九
 東但四 宗察五 道武五 祐長六 釣雪三
 定庵十一 壽但一 起雲六 紹意九 女佳九
 雖哥九△

629 「全上」
 慶長參年拾二月十四日
 第四 賦唐何連歌
 聲うとし今日たかさとのほとゝぎす
 風のミふるゝやとのたちはな
 玉すたれひま／＼そゝく雨はれて
 山のはつかに日かけほのめく
 有明ハ雲のいつこに入ぬらん
 またはつ秋はミしかよの空
 手にふるゝ扇をしはし置やらて

長壽 笑安 道武 与進 起雲 雖哥 紹意 其阿 秋扇 秋扇九 釣雪三 女佳九

旅のなこりをおもひやられき
 忘れめや舟路にきよし友ちとり
 なくさめかぬるうらの筈(つら)ふき
 雲間なくかきくらしたる五月雨に
 こゝもかしこもあふちさくころ
 はるくとは山しけやま出やらて
 をくれし人をまつ柴の庵
 つれくどさしむかひたるうつみ火に
 老をあはれむたよりえまほし
 いつまでか文のなさけもありつらん
 こゝろあさきそいまにしらるゝ
 しはしたゝかりはの鷹のかへりこて
 雪うちほらふそてのやすらひ
 折花のもろきにかせをいとひわひ
 かすむ月にもとつる松の戸
 春ニにあふも世のほかの身ハ何ならて
 くれぬるをまつなからへそうき
 冬ちかくなるよもきふのきりくす
 露より霜にをきかへるころ
 旅の袖ほとふる秋にやつれきて

其阿 定庵 宗察 玄佳 東但 祐長 秋扇 釣雪 定庵 笑安 道武 与進 紹意 雖哥 其阿 久賢 起雲 宗察 玄佳 東但

われにまされるともははつかし
 けふにはたつらねていたす歌あはせ
 神にたのミをかくるいくたひ
 つれなきにつくすおもひハはかなしや
 いかむすひしえにしなるらん
 中にかく川をへたつるいもせやま
 ほしのあふ夜の月のむらさめ
 爪琴は身にしめてたれならすらん
 ふりたるあとも秋ハとひけり
 八重ニウむくら茂るも今はうらかれて
 見さりしかたのたく火しるしも
 はるかなるうらはの波のとまりふね
 にはかにをとのかへるしほかせ
 雲まよふ山や時雨に成ぬらん
 まとうつあられいとゞさひしき
 竹の葉にてらすゆふ日の影うす
 ねにゆくとりのこゑさやくなり
 末とをきミちや残してかり枕
 さめてくやしきこしかたの夢
 うへをきし花もあたるあさちふに

祐長 秋扇 釣雪 道武 笑安 起雲 雖哥 宗察 定庵 玄佳 与進 紹意 起雲 笑安 東但 秋扇 紹意 雖哥 祐長 紹意

おり／＼なるよてふのあはれさ
 春ならぬをとして風のふきわたり
 くて月すむはしのした水
 身^三を宇治の秋とハさのミ思ふなよ
 露もるいほもたのしひて住
 作りをく田面や色になりけらし
 山ちかゝれやかよふ鹿のね
 夜半に来てそこともしらぬ草まくら
 聞しよりのなをとをきむさし野
 むらさきよいつ摘てかは手にふれん
 ゆかりまつてふこひのはかなさ
 中たちのこゝろとるまにほとをへて
 身のとかとなることそかなしき
 立よれはうくひすかへる花のもと
 さくらに露ハやとりなるくれ
 雨かすむをともしつかにふり晴て
 月にころもやうちもいつらむ
 袖^三もやゝさむさおほゆる折なれや
 ほのかになひくすゝきひとむら
 小山田をのこるくまなく刈つくし

定庵 道武 宗察 女佳 雖哥 其阿 紹意 定庵 起雲 雖哥 秋扇 紹意 笑安 定庵 女佳 紹意 道武 起雲 紹意 雖哥

岩間／＼の水そかれたる
 のる駒をやすめんかたをもとめかね
 いもかりゆくやこゝろうかるゝ
 人にしもあやしめられし門たかへ
 酒のむしろのえひのかへるさ
 くれてなをさへきにけりな市の中
 かつきもあへぬ雪のひちかさ
 わたし舟さほとるひまもなミのうへ
 名もむつまじきミヤことりかも
 つてもなく月をよすかのかりころも
 露ひやゝかにふけて行そら
 露^名ひやゝかにふけて行そら
 色になるかせの木の葉の散添て
 なこりもとめす秋ハいぬめり
 鐘のこゑくれぬるかたのミねたかみ
 身のをきところいさきためてん
 手枕を待えてかハすよな／＼に
 日ころのうらみよしや残さし
 捨はやの世をしおもへはあハれなり
 つかへにあかん君としもなし
 時めくハあまたかなかのねたミにて

其阿 宗察 紹意 笑安 雖哥 定庵 起雲 与進 女佳 秋扇 祐長 秋扇 紹意 雖哥 定庵 道武 女佳 紹意 雖哥 秋扇

身のほと／＼をしるそまれなる

起雲

さとりうるミちやねかふもかたからん

定庵

やすきをおもふとなへなりけり

其阿

ふけてゆく月のひかりをうちなめ

笑安

又こんあきにあひなむもいさ

与進

籠かごのうちに物うつらとやなきぬらん

定庵

をとしてかせのくるゝまきの戸

秋扇

さけは花ちるを心につくし来て

其阿

八重やまふきにはるハのこれり

紹意

霞とも清しをおもふ井手のさと

雌哥

うかひいてたる雲のひとむら

起雲

山とをミ影さやかなるあさ附日

道武

入かたになる月のすゝしさ

玄佳

長壽一 宗察五 笑安七 玄佳八

道武七

東但三 与進五 祐長四 起雲九

秋扇八

雌哥十一 釣雪二 紹意十三 久賢一

其阿六

定庵十△

第五

賦手何連歌

ぬきちらす白玉涼し瀧の糸

五月雨はるゝ夏の山もと

月かけハ雲の絶間にほのめきて

ふきかふ風に秋ハ來にけり

初かりのつはさかすかに聲すなり

出てゆく／＼みちのやすらひ

かきなかす木の葉のしたのさゝれ水

夕日うつろふを田のかたハラ

里人やかへさいさなひいそく覽

こゆへき山に雨はふり來ぬ

うき雲のところどころハ消残り

秋のほたるのかけうすき空

河なミの音やゝさむく明るる夜に

月をめてつゝをふねさす袖

旅にゆく人やかへるとまち／＼て

はかなく末をたのむうらかた

難面とおもひなからも捨かたミ

心こはきもよハるはて／＼

雌哥

釣雪

笑雲

紹意

玄佳

東但

定庵

宗察

起雲

其阿

与進

道武

秋扇

祐長

壽但

雌哥

釣雪

笑安

いかてかハ岩のはさまのすみ所
 水草きよくなかれ出ぬる
 うつろひし花を汀の池廣ミ
 ぶりゆく庭の春のあはれさ
 長閑にもうちそゝきたる雨ならし
 二
 ふかきみとりの野邊の草むら
 山陰につなかぬ駒のあつまりて
 風にしもろきさゝかにのいと
 かたふきて残るすみ家ハ其まゝに
 いくくに行て世をいとふらん
 安からぬ身の程ほと絶ハいさ
 心をのへむたよりえまほし
 思ひこそ此ゆふくれをかきりなれ
 とはゝとへかし戀わたる中
 ほとゝきすきかすハ何にかゝらまし
 はなたちはなのにはふたそかれ
 古跡のあはれや月に残るらん
 けふりたえたるしほかまの秋
 ニッ
 うら風の霧吹はらふ音ハして
 眞鳶はひかゝる軒はさひしき

紹意 玄佳 東但 定庵 宗察 起雲 其阿 与進 道武 秋扇 祐長 紹意 雖哥 其阿 定庵 玄佳 紹意 宗察 定庵

山陰もあらさて作るを田なれや
 牛かふ野らのみちハ見えけり
 誰となく車とゝむるかたハらに
 人めをしのふけハひしるしも
 引かつく絹の行すりよく有て
 袖にたく香ハかせのまに／＼
 おも影やしたふもしらす消ぬらん
 なとつくろはぬまゆすミの色
 見る／＼もなをはつかしきます鏡
 花になくさむ老ハあやなし
 玉のをもゆらくはかりの春の日に
 月かすむ夜ハねふるをこなひ
 三
 瀧の音み山おろしも吹たゆミ
 雪いかならしみよし野ゝおく
 捨はつる身やたゝうきにまかすらん
 ひろはぬまゝにくつる落稚
 秋のはにかすのつま木のうつもれて
 ものすさましく引こもる寺
 一すちに明残りたるミねの雲
 往來たえ／＼かゝるかけはし

秋扇 笑安 紹意 起雲 玄佳 定庵 雖哥 道武 東但 祐長 其阿 雖哥 玄佳 宗察 定庵 其阿 与進 秋扇 道武 紹意

水こゆるつゝみのかたへくつれそひ

雌哥

色名に香にまきれす見ゆる花蓮

女佳

廣きたのもやうへ残すらん

定庵

佛のための手向ことなり

定庵

人かへるふし見の里の暮る日に

笑安

さとしある星の光の出る夜に

雌哥

夜をまつ月のかけさむぎ空

起雲

都にかへるさすらへの袖

紹意

をはしまややすらふそての玉あられ

秋扇

なからへて時にあふこそまねならめ

東但

ゑかたきのりをきくそたうとき

女佳

みかくに玉のあらはれにけり

笑安

をのつからすみほりたる松のこゑ

紹意

風たては月にかゝれる雲もなし

定庵

草ふきかこひすめるかた岡

雌哥

明はつるよりなひく薄きり

祐長

世のうきめみしとや人の出ぬらん

与進

遠山の色はそれともみえわかす

起雲

ひとりをふねの浪にたゝよふ

宗察

檜はらつゝきにたかき杉むら

女佳

まこもかる江の水とをくみつ塩に

起雲

行方ハ蟬のこゑのミうち時雨

秋扇

一むら驚の立まよふ見ゆ

紹意

ひらきてハ又さす柴の庵

道武

御幸せし道にさきをふ聲ハして

雌哥

心にもあらぬとなりや替つらん

笑安

ゆるし色なるそてあまたなり

女佳

まつしくなれはいとはるゝのミ

与進

尋となき花や手毎にたをる覧

道武

涙名こそとすれはそてにもろからめ

宗察

昔なからのふるさとの春

定庵

こひしぬへくもおもふ身のはて

雌哥

暮ゆけはかすまぬ鐘の音すなり

其阿

はかられて笛により来る野への鹿

女佳

月また遅きをはつせの山

宗察

のかれハせしな秋の悲しさ

起雲

晴てしも河なミ高き秋の雨

秋扇

今ハたゝすさまじけなる空にして

紹意

みなはにまじる露のうき草

起雲

花なき里は春としもなし

其阿

すミところうしとやかへる鷹のこゑ

定庵

くる秋やけしきよりまつしるゝらん

起雲

汀のなミののとけさへいさ

与進

きり／＼すなくのへのをちかた

笑安

雖哥十 道武六 釣雪二 秋扇七

笑安六

くるゝより草のまくらの露しけミ

祐長

祐長四 紹意十 壽但一 玄佳十

東但四

待とる月のかけほのかなり

釣雪

定庵十一 宗察七 起雲八 其阿七

与進七△

とハるやとすこしとほそをひらき置

久賢

「全上」

慶長參年拾貳月十四日

第六

賦下何連歌

山姫のかさしのえたかはつ紅葉

道武

咲なれし花の牆生はあらずなよ

定庵

野ハをり出るにしき色／＼

雖哥

見る／＼もろぎなてしこの露

紹意

ゆふへはたむしのこゑそふ露散て

東但

とりのさえするあけほのゝそら

宗察

かせのふきたつミちのかたハラ

其阿

月ほそくかすミのうちにいさよひて

玄佳

岩まくらよせくるなみのふくるよに

秋扇

ふけゆく鐘のをちこちのこゑ

起雲

うこきてすゝし月のした水

定庵

こきとむる難波のうらの友舟に

笑安

雨のゝちはなのはちす葉片よりて

宗察

刈こそはこへあしふきのうち

釣雪

わきてみきりのあさけしつけし

玄佳

あまけをやもよほす雲のたちぬらん

秋扇

捲あくろおく物ふかき釣簾の戸に

紹意

はとなくかたのミねはるかなり

与進

をともあらしのかせのおり／＼

与進

かたふける日かけさひしき山里に

雖哥

歸る木こりのうたふこゑ／＼

たひ人ハひとりうかるゝ道のすゑ

おもへはとをぎミやこなりけり

袖しはしすミた川原にやすらひて

をくれしともをまつわたり舟

わけぬへきやまはしけ木のおくふかミ

うき世ちかくハすてゝしもなに

古^{ニッ}こともおもひかへせは忘れす

いくたひむかふ水くきのあと

とハしとのことハりならにくからて

わかをこたりのほとハしられき

杉むらのかけにまきれぬにゐやしろ

あさきよめしてかへる袖見ゆ

慕風にもひろきみきりハ限ありて

こゝにかしこに露そのこれる

まつむしをたつねかねたる月のくれ

干ゝにこゝろのなりてゆく秋

なかきよはね覚かちにてあかしわひ

しくるゝをとはいくめぐりかも

うへそへて花にはかなき松の風

いつかのとけき春にあはまし

道武

其阿

宗察

秋扇

雌哥

定庵

紹意

笑安

定庵

雌哥

秋扇

紹意

釣雪

起雲

其阿

祐長

紹意

女佳

道武

雌哥

霞む日ももらぬミ溪の雪ふかミ

なかれもやらす水そこほれる

見せはやななミたなからの袖のうへ

うらみのほとをかきてやる文

かれくになれるミとせはいかはかり

あらためかたしたゝおやのあと

住なるゝよもきかもとをさりやらて

ゆふ露よりもうつる月かけ

武藏野ハきりのかゝれる山もなし

いつくとあきのはてをとハまし

目さませハもろこしまてもゆく心

ともすれは又詩をそうそふく

さかつきのめくる折く波そへて

あふきもひらきあへすたちまふ

ひく^{三ッ}ことのしらへすミゆく法の場

くるまおしやるかとのいていり

まつりをハこなたかなたにもよほして

くるれはかへる袖のかすく

打つれて今日もけふもの小鷹かり

野ハすゝむしのふりはへてなく

定庵

笑安

与進

道武

女佳

其阿

紹意

秋扇

雌哥

女佳

定庵

与進

笑安

秋扇

雌哥

紹意

女佳

東但

祐長

宗察

糸すゝきよる／＼月になひきあひ

こゝろほそくもなれるこの秋

かたらひし友も今はた旅立て

こゆるせきちの風もなつかし

あつき日は袖をもひたせすまの波

しほ干ハひろふかひもこそあれ

よとゝもにさくや心の花ならし

冬こもりしも春にあふ梅

つもりぬる軒端の山の雪きえて

うくひすきなく聲ハたへなり

あさほらけしつかにミゆる春日野に

君と神とのつかひたえせず

いにしへのためしを末の世にうけて

なをいゑのかせふきもつたへよ

をろかなる身やはつかしの森ならん

やつるゝ袖のミちのやすらひ

ことしけき八重九重のうちにして

あはするうたそつらねかねたる

はかなしや月にミたるゝえひ心ち

をとすさましきふねの追風

与進

笑安

秋扇

玄佳

定庵

雌哥

紹意

道武

笑安

祐長

宗察

玄佳

釣雪

定庵

起雲

道武

紹意

雌哥

定庵

起雲

露のまもおもふあたりに立よらん

しのふるくさハ色に出しな

袖名ヲにしもしくるゝハうきわかなみた

けふからころもつゝむうれしさ

古郷のかすミをわけて歸り來ぬ

いかにそなたの花にゆくかり

長閑にもまたなりやらぬはつ

あそひし糸のやかて消ゆく

くもりてやひかりのかけもをそからん

民のかまとハけふり立なり

道武八 与進六 雌哥十一 起雲六

笑安七 其阿七 祐長五 秋扇七

定庵十 久賢一 宗察五 玄佳九

紹意十一

632 「全上」

慶長三年十二月十四日

第七

賦何袋連歌

まねくにや鹿も入野の花薄

ゆふへの月のほのかなる景

其阿

紹意

雌哥

玄佳

道武

其阿

与進

定庵

起雲

紹意

東但三

釣雪四

紹意十一

△

言の葉をかハしもあへす涙おち

起雲

そむぎくの中ハあやなし

紹意

あたなるハあすをも更にしらぬ身に

与進

一ときのまま花にいそかん

定庵

ふけて行弥生の空のさくらかり

祐長

かすみのうちにかへるかりかね

東但

かきならずしらへことさら長閑にて

紹意

物こしなから心あはせり

玄佳

まねひなしてとひよるハ其聲なれや

雖哥

とてもかくてもいつハリハうし

紹意

あらましの友はをくるゝ山のおく

定庵

捨かたきこそゆかりなりけれ

起雲

むらさきの露に小草も乱あひ

紹意

夕日のうつる野への遠方

定庵

ふし侘てなくねかなしき片うつら

雖哥

ところくの秋のあはれさ

祐長

朝霧にすまやあかしの浦ふれて

玄佳

かけハなミまに有明の月

起雲

冬までも残る尾花のませの内

秋扇

古郷人の霜はらふミチ

紹意

しはしたにやすむともなくはこふらん

与進

草おふ馬のさをなくるしき

定庵

一坂三をのほりてとをき宿なれや

秋扇

あせほすひまもあつき夏の日

玄佳

夕立ハいつくの空にめくるらん

宗察

こゑしたへとやゆくほとよきす

道武

人ハたよねぬらんころの深き夜に

定庵

悲しきものよきぬくの袖

笑安

しはしたよ残れる月ハかたみかも

其阿

くれにし秋を思ひやるそら

雖哥

かれる田の跡にひつちのほに出て

紹意

いくむらすよめなきてゆくらん

起雲

あらましく風音つるよ朝ほらけ

秋扇

雪とやならん遠こちの雲

其阿

おしむかひあらましかはの花さかり

紹意

かたつ田舎ハ春もとはれす

雖哥

こほりしもとけてなかるよ水早名ミ

祐長

くたすいかたのさほそひまなき

笑安

杣木きるをのよ山人立歸り

定庵

暮るとみれと日ハ残る空

秋扇

たつのほる雲のけしきハむら／＼に

ふれとや雨にいのりしつらし

よむ歌にこゝろ心のあらハれて

むかしの友のそふるおも影

毎事にうつゝなからも夢なれや

うつりかハれる世をいかにせむ

都ともなるはまれなる所にて

人のかたちもたゝならずミゆ

いつよりか結ひ初けんいはた帯

まくらならへて月になつさふ

秋の夜の長物かたりあかなくに

いつくのかねか身にしめる聲

ちらさしとおしめる花の夕まくれ

かすミかくれに鳥あまたなく

人かへりなかめふる野へうらゝなり

露をそ残す春の草むら

すゑ遠く返しもやらぬ千町田に

はやくせきかけおとす山水

定庵十二 起雲八 東但四

祐長六 其阿六 壽但一 秋扇九

玄佳

笑安

与進

定庵

起雲

紹意

雖哥

其阿

秋扇

宗察

祐長

定庵

雖哥

玄佳

紹意

道武

笑安

其阿

釣雪二 与進六

道武四

雖哥十 紹意十二 宗察五 玄佳八 笑安七△

633 「全上」

慶長參年拾貳月十五日

第八

賦薄何連歌

▽入月のくたくやこほり秋の水

露をきこほす庭のしら菊

やゝさむくまかき吹こす風過て

とをさかりゆく鳥のこゑ／＼

いそぎぬる跡の関路ハかすかなり

おりゐる雲のふかき杉むら

くれかゝる山のふもとや雨ならむ

くたす小舟をよする川さし

風あらく岩うつなミのをとたかミ

そらにちとりハ立うかれゆく

いもかりのむなしきかへさわふる夜に

かゝるおもひハ月もはつかし

露なミたいかにつゝまん袖なれや

ましハリしけき宮つかへ人

秋扇

笑安

釣雪

定庵

起雲

其阿

雖哥

与進

東但

道武

宗察

祐長

紹意

与進

与進

与進

与進

与進

与進

与進

はらからのあまたやおやのためならん

こゝろくゝにすめる世の末

呉竹の葉分にさくやはるの花

園生の梅のにほふひともと

今朝よりハかろくゝミゆる雪まにて

ほそくなかるゝせり川の水

御幸せし名のミはかりの古跡に

うつり□いるはたゝ夢のうち

二
あた人のこゝろをたれかたのまゝし

ふたミちになるなかのゆく末

ちかひてしその言のはやわするらん

わかれてハはや月日へにけり

かりそめに出てすミつく里なれや

世のうきことはきかし小野やま

入相のかねハあらしに音つれて

ねにゆくからすつはさみたるゝ

市人のかへるささをなさハくらん

時雨きにけりをちかたの雲

たえくゝに散し木の葉のかさなりて

水ハよとミをこえてよとめる

久賢

紹意

祐長

宗察

道武

東但

玄佳

与進

離哥

其阿

起雲

定庵

釣雪

笑安

秋扇

祐長

紹意

道武

宗察

玄佳

かへしぬる田面の繩手すゑひろミ

ふる野のかすミきえものこらす

二
かつもえて青ミわたれる小築原

はなてる駒そうちつれてゆく

そむきたる國もしたかふ君か代に

天のしたこそかせしつかなれ

さし出るふねやこゝろにまかすらん

おくなをひろく見ゆるみなと江

刈あとの芦邊ハさむき有明に

むれたつ田籾の霜はらふらむ

高砂や尾上につゝく雲るにて

ゆふへあけほのかねひゝくこゑ

ちらぬまの花に心のいさなはれ

まなはてあたらななき日の空

いたつらに過ゆくまゝの春ハおし

いつなきいてん野へのうくひす

三
なへてしも長閑き時をたのしむに

すむ身ともかな九重のうち

しはしたゝきくに宿直のこゑハして

雲まにもるゝ月そふけゆく

東但

離哥

定庵

笑安

離哥

玄佳

祐長

起雲

秋扇

定庵

道武

紹意

其阿

与進

東但

定庵

玄佳

離哥

宗察

起雲

人ハなと霧をわけてもとハさらん

秋ふくかせにおもひますくれ

古郷のたよりも今はしら川や

はつかあまりのミちのくるしき

なかあめの空ともしらす旅たちて

はなたちはなや散つくすらむ

しるへたにむなしきあとのあはれしれ

日はをちかたの雲のむらく

片へより消ゆく蟬の山かけて

たえくつくかけはしのすゑ

ことしけき世にはなれたるてらなれや

苔むすまゝの軒端さひしも

梅ちりてやかて咲そふ花もなし

たか笛の音そはるもすえぬる

霞よりおくハあまたの泊ふね

明はなれてもくらき山かけ

かりのこす夏野の鹿のいかならむ

しけりあひつゝたかき草むら

撫子のくれなるふかき色見えて

夕日さやかにうつる岩かね

笑安

秋扇

其阿

定庵

雖哥

玄佳

紹意

祐長

秋扇

道武

定庵

宗察

秋扇

雖哥

与進

起雲

道武

笑安

雖哥

宗察

ともなひてねふれる鷺のかすおほミ

しくれはれゆくあとのしつけき

理火「理火本ノ、」のあたりはなれぬ折にして

まつころをそくなれる月影

さね来むといひしハ露もわすられす

たゝいつはりの秋となりけり

ともすれはまつてふむしのねに鳴て

いつまてかゝるよもきふのやと

ミとり子ややもめすミにはいとふらん

むすふに遠きいさら井の水

夏の夜やあかつきをきをいそかまし

まくらもとらししけき蚊のこゑ

聞へき八月のゆふへのほとゝきす

雨にハおもふ友もとほしな

世ををそく出てくやしき山のおく

あつさは袖にのこるともなし

村雨のけしきにうかふ秋の雲

田面こなつゝきのほに出るころ

竹こなにぬる小鳥ハこなたかなたにて

繪にうつしたる山ハしつけし

定庵

東但

紹意

玄佳

起雲

祐長

紹意

定庵

玄佳

秋扇

雖哥

紹意

道武

定庵

其阿

与進

秋扇

笑安

定庵

雖哥

「全上」

慶長三年十二月十五日

第九

賦初何連歌

民の戸の雪にハかやか軒もなし

往來もまれに冬こもる里

今いっか有てかひらく梅ならん

うくひす啼ぬ明ほのゝそら

遠き野の末も長閑に雨はれて

澤水なれやけふる一すち

唐土もかたるをきけは遠からず

夢のなこりのさめぬおもかけ

日にそひていやましになるものおもひ

つゐにハくちななミたなる袖

見るくも老木の花ハあはれにて

かたへの松はミとりそふ春

紹意九 起雲七

釣雪二 道武八

玄佳九

久賢一

与進五

雖哥十

祐長七

定庵十一

其阿

宗察六

秋扇八

其阿六△

玄佳

祐長

起雲

道武

紹意

其阿

宗察六

秋扇八

其阿六△

すミのほる月ハ夕の山高ミ

秋とふきかふ風の音なひ

萩^ウかへの露はミるく置やらて

みきりをちかミあつまれる袖

しつかなる折をやまりにあかさらん

いつハあれともおしむ一時

うちつけは難面なかりしもとけ初て

よそのかへさにとふハたれそも

あひ思ふ中としきくハうら山し

つかひのをしのうちはふくこゑ

岩かねの水いかはかりこほらん

もすそしほれてかひひろひゆく

永日もあかすましハる友なひに

かすミてくるゝやとのともし火

歸るさのミちまよふまでミる花に

春になれつゝおしむ年月

うらゝかにかたらし來ぬる中にして

なをたきそへん袖のうつり香

七夕の手向のなこり思ふ夜に

秋のしらへのすめる糸竹

祐長

紹意

宗察

笑安

雖哥

玄佳

秋扇

東但

壽但

玄阿

起雲

定庵

釣雪

秋扇

道武

宗察

紹意

定庵

笑安

雖哥

分てしも身にしむ風やろふの上

はれたる霧にちかきうミ山

船なかつ河せのつゝき雨過て

しける柳のかけハいく本

替て又すゝみところや求めまし

雲まにめぐりやすき日の景

風さゆるをちの山のは月出て

ふもとの里につゝくはつ雪

けた物ハあとつけつゝも行かへり

竹のはやしのかげのほそ道

音せすは懸ひの水のしられめや

門田のおもはきりこめてけり

なくかりやおりあるかたを求むらん

ものかなしきの立て行暮

なへて世ハさかのゝおくの秋にして

ひとり月見るところのさひしき

忘れすは下まつ夜はの哀しれ

気色はかりにさゝぬ眞木の戸

花の香ハこすもる風に絶やらて

白きかちれはくれなゐの梅

玄佳

与進

東但

起雲

定庵

秋扇

其阿

玄佳

雌哥

笑安

定庵

秋扇

道武

其阿

紹意

起雲

宗察

玄佳

定庵

雌哥

神のますみかきかはらハ春ふかミ

かすミはたちもぎえぬ明くれ

さゝ浪やうミをまへなる寺ふりて

ゆきあふミちはつくとともにし

あれにたる田つらのすゑのいかならん

むらさめなりしあともふりつゝ

袖しはしやすらふ木陰露ふかミ

うらかれ残る野邊のをすゝき

暮ぬれはほのかに月のみえかくれ

老ハなミたにけふも過しつ

あらましと思ふも友は先立て

ひとり／＼の旅のかなしき

草まくらもとむるかたのすゑ廣ミ

あすもと思ひとまる御かり場

かへるさの道たにそことしら雪に

それかとはかりあひ見つる人

かたらんもなかはに覚し夢ハうし

はやきぬ／＼をさそふ鳥かね

明るまをまちし戸ほそに夜ハ更て

さわりある身のえにしくるしき

其阿

笑安

秋扇

玄佳

与進

雌哥

宗察

紹意

祐長

定庵

玄佳

紹意

秋扇

笑安

起雲

与進

定庵

道武

雌哥

玄佳

いひなしによるやあたる中ならん

とかなきものをいかにさすらへ

そゝろにもかりし宿りにすミ馴て

たくや芦火のほのかなる影

釣ふねのかへるかたより日ハ暮ぬ

まちてやめてんうらなミの月

秋風に螢ハいつち消ぬらん

なか／＼し夜もまなひおこたる

いと計ほとは心のさたまらて

こなたかなたにたハふるゝ袖

とく遅くさける千もとの花さかり

しはしハ爰にすミれつまはや

朝名またきかすむかけ野の露分て

はなちし方に駒いはふなり

行とまる関のこなたにやすらひぬ

涼しく結ふし水なりけり

一夏やこの山もとに送らまし

しける木のまにそよく鳥の音

見る／＼も夕の月の影さして

またはつかなる秋かせの音

紹意

定庵

道武

与進

東但

雛哥

秋扇

起雲

笑安

祐長

玄佳

秋扇

宗察

与進

紹意

其阿

雛哥

定庵

東但

紹意

今ハはやたれもあふきを打をか

入あやになる舞のかす／＼

神わざや時をたかへぬ物ならし

きたや南にいそきゆく人

舟うくる江の水とをくすミわたり

ねに行からす翹さむけし

山名かせの雲に夕日ハかたふきて

いさなひかへる木こり草かり

あはれにも打うたひてハふく笛に

あそひたえせぬ九重のうち

咲にほふ花のやと／＼見盡して

かめにさしたるつゝし山ふき

まれ人やこゝろうらゝに待つらん

のへしをましそ春にことなる

其阿八

与進七

道武五

祐長

其阿

笑安

玄佳

紹意

雛哥

定庵

与進

其阿

玄佳

雛哥

紹意

起雲

笑安

定庵十

壽但一

笑安八△

635 「全上」

慶長參年拾二月十五日

第十

賦何木連歌

年やかく暮てもつきし幾廻り

冬さく梅のほふあけほの

はれやらぬ雪のひま／＼春ハ來て

軒はにちかくつはめなくこゑ

霞つゝ日のさすかたはしつけきに

おくハとたえもあらぬ山かせ

旅ころもはるけきミちを行やらて

ゆふたちすくる水無月のかけ

見るまゝにしける草葉の露深ミ

野中のむらハいかにすむらし

ならへてもひとつふたつの庵なれや

かりのこしたる小田のかたハラ

みつしほや山きはかけてのほるらん

雲ぬをのミにさしてゆく露

明わたる眞砂のうへに霜ふりて

なかむるほともなつの夜の月

しけりあふ庭の木すゑの陰たかミ

花もむなしくちりつくすあと

龍伯

宗察

雖哥

女佳

笑安

起雲

紹意

壽但

釣雪

定庵

秋扇

祐長

道武

其阿

東但

与進

久賢

雖哥

蝶ハ今かせにうかれて來にけらし

のとけき舞の袖ゆたかなり

白妙にかくる乙女のゆふかつら

ミそき川原のかへるさのくれ

戀せしのこゝろのゆくゑたかふなよ

おもひすてゝもわすれやハする

おもかけのたちもはなれぬ夢なれや

いかにありなんふるさとの庵

ふみまよふミちは雪にしうつもれて

ひとり爪木そもとめかねたる

山ふかくいりてかたらふ友もかな

うき世のことはきかしとそ思ふ

をこたらす佛の御名をとなへめて

あまりすかたをやつしぬる袖

刈つくす一むらすゝき陰もおし

月をやとせる眞野のゆふ露

秋かせハをとよハリつゝふき捨て

冬かけて籠にかへるまつむし

草むらの枯生は色もはかなしや

むかしのあとゝいつなりにけん

宗察

笑安

女佳

紹意

定庵

釣雪

祐長

秋扇

起雲

道武

其阿

東但

笑安

女佳

与進

宗察

雖哥

其阿

起雲

定庵

一ふてをみるにこゝろをなくさめて
 さへりあるよりとへれぬへうし
 襟ひかきり有へきこのゆふへ
 たれゆへかくハ連ならぬ身そ
 物のけのさすかそれとはいひ出す
 宇治てふ里やすミはなれけん
 ゆくくもかへりミらるゝ朝日やま
 なこりならずやともとせし月
 明るまでうちもとたえぬ麻ころも
 秋のあはれやまつしらるらむ
 うつろへは木すゑも草も花にして
 春ゆく水も夢ならぬやハ
 三ふりはつる難波のさとのかすむ日に
 ゆふへをさそふ入あひのこゑ
 打つれて爪木とりく歸り來ぬ
 雪ふミわくるかけはしの末
 三越路ハをとに聞さへくるしきに
 つはさならへてかりわたる空
 出るより月のひかりハさやかなり
 くもると見えぬ秋のしほあひ

道武 秋扇 雖哥 定庵 女佳 紹意 起雲 与進 笑安 其阿 女佳 定庵 起雲 紹意 秋扇 笑安 祐長 起雲 女佳

たきつくす海士のもくつ火影消て
 筈ふく軒ハ雨もたまらず
 いつくにかゆきてやとりをかりもせん
 そこともわかすとをき野のはら
 夏草の中に小松のたちまじり
 ミゆきのくるまいかに出なむ
 忍^{ミツ}ふれハこゝにかしこにやすらひて
 こゝろをかるゝかよひちそかし
 とかむるもたれゆへならし犬の聲
 めくりの竹のそよ山さと
 霜ハたゝふるともミえぬも深からし
 まさこにてらす月のさひしき
 やゝきむく汀のちとり音に立て
 なを秋かせの吹上のなミ
 ゆくくも眞帆にかけたる沖津船
 夕日のすゑに山たかきかけ
 はつ雪ハつもれるまゝに友待て
 つらねそへんをおもふことのは
 たをれるハ君かためなる春の花
 かすミかくれにとひもよらはや

雖哥 定庵 与進 笑安 道武 女佳 東但 紹意 起雲 雖哥 笑安 秋扇 女佳 定庵 紹意 秋扇 雖哥 道武 定庵 与進

弥生にもしをとつれんほととぎす

よとのわたりにしはしたとすむ

きくもなを心つくしの旅なるに

月をみるくおもふふるさと

うへをきし庭の小萩のいかならん

かせあらましき秋のゆふくれ

むら雲に立ましハリし霧晴て

あけはてぬれハちかき山く

槇の戸や遠きなかめにさへるらん

心しつむるひとりゐにして

よつのをかたみなからにまさくりて

よるくおもひいやましの袖

蚊の聲のわひしきまくらかへてねん

舟をならへてつなく川岸

もりわふるあしろハさそな寒からし

しくれめきたる田上のやま

幾重ともいさしら雲のうかひ出て

かせのとたえの明かたのそら

見るくもこやさかりなる花の春

のとかにいとまあるや宮人

秋扇

起雲

玄佳

祐長

道武

宗察

其阿

笑安

雖哥

紹意

玄佳

起雲

定庵

秋扇

其阿

雖哥

与進

宗察

紹意

玄佳

ゆきかよふ袖は霞につらなりて

にきハふ門のまへの板ハし

龍伯一句 定庵十 宗察五

祐長四 玄佳十 道武七

起雲八 東但三 紹意九

久賢一 釣雪三△

道武

定庵

秋扇九

雖哥九

笑安八

其阿六

与進六

壽但一

秋扇

久賢

起雲

紹意

其阿

雖哥

定庵

与進△

636

「全上」

慶長三年十二月十五日

追加

賦何船連歌

ゆふ千鳥ねぬにめさます宿り哉

さむさをそふる川かせの音

月かけハこほれる浪にうつろひて

山のはつかに小雨はれゆく

ふもとより霧立のほるまき檜原

けしき身にしむ秋の朝そら

柴人の分入野へハうらかれて

とをさかりたるさをしかのこゑ

「義弘公御譜中」

慶長三年十二月廿七日、著船於攝州大坂之岸、同廿九日、上著於城州伏見、而後雖參會於五大老、而秀吉公既薨遙隔幽明、予淚難禁伏仰吞淚不得發一言也、傳稱漢朝蘇武者爲胡國囚、經十九年寒暑後歸入漢家、則帝既崩、只見空位耳、義弘父子、先是自文祿元年壬辰仲春發於領國、至慶長戊戌仲冬在于朝鮮國、勞軍務者實七箇年也、今也去戰場揚歸帆、海路無事歸入本朝、則亡可拜謝之公、哀哉、哀哉、壽夭哀樂不任人心莫如之何、予之父子賀無事歸朝、諸侯或自扣門戶、或以使者者盛盛焉、不違記之者也、

「家久公御譜中」

慶長三年十二月、與石田治部少輔三成同海路無遲速、而同廿四日、無恙上著城州伏見、而待義弘公之遲矣、文祿三年季冬到著于朝鮮國巨濟、和人曰唐島至去十一月四十九个月在朝鮮國、勞軍務者不可得而言焉、後人密心察之者至幸也、

朝鮮國在陣中諸軍事、既所以義弘公之記譜中細密、然而忠恒公功勞亦甚以重大也、是以再記此譜者誤非

寫衍文也、

「義弘公・忠恒公朝鮮御在陣中ノ御軍勞、兩公ノ御譜中ニ詳明ス、此雜記中、其年月ニ載セテ洩ル、所ナシ、後人一覽シテ感慨ノ情ヲ起サンカ爲メ此ニ記ス、伊季通」

留

「伊東壹岐入道覺書」

此書物、出水淨圓寺奥関介入道江所望与、関介方自筆之書物被持來候間見申候、玄宅かまひ不申儀候得共、前ニ御文書所より就御尋、承候通書付差出申候、関介方之書物とは致相違候条、大方を申候与可被思召候、迷惑存候間申上候、

一相良玄番殿・川上六郎兵衛殿大將ニ而、ちんちうより

打廻りに被出、かんなん人先勢ニ取合、六郎兵衛殿半弓之矢數ケ所手おへせられしと、関介書物ニ御座候、是ハちんちうにてハ無御座候、ちんちうの番手衆ハ、三日前ニ以御下知引取被申候、古官之番手衆茂、早引取可被申由候処ニ、程近く候間、物頭を見申候而、引可申由爲被申上由承候、御城へ猛勢寄來候前日之朝夜中ニ、不断衆之内財部神兵衛御使_{トモ}、古官之番手衆

引取可申由被仰出候処ニ、早夜中より古官を責申候、然共甚兵衛者敵之中を罷通、御使を申届爲罷歸由候、相良玄番殿者則戰死ニて候、川上六郎兵衛殿ハ中間かたにかけ退爲被申由候、則 忠恒様御出被成被御覽候、我等も御供仕候条、六郎兵衛殿見申候、具足之上半弓之矢過分ニあたり、具足をぬかれ候儀も罷成由候而、其佩被居候を見申候、勝目兵右衛門殿ハ御城近く迄退被申候得共、玄番殿打死之儀、跡より參候人ニ相尋られ、返合打死之由候、其日ハかんなん人古官に野陳いたし罷居候間、勝目殿死骸見ニ餘多爲罷出由候、頸を取候間不被見知候得共、連々金細工ニて、大指之爪ニやすりのすりかた御座候を、徳永助右衛門など能被存候而、死骸をのけ爲被申由候、其晩 忠恒様御馬ニ而御城大外廻を御廻り被成、何れも請取之屏之涯ニ被罷居候、水之手・船手之方々・町衆・加子共ニ而、部當いたミヤ助四郎御船頭など主取ニ而罷居候、左様ニ而御歸被成、夜入候而御本丸江 惟新様御出被成候、何れ茂被爲參、御酒共御給候事、

一次朝夜中ニ被召合、早朝より 忠恒様御馬ニ而大外廻りを御覽被成、直ニ大手口ニ御出被成候、中途ニ而御

傍衆、誰とは覺不申候、被申上候ハ、御稻荷二り敵ニ被爲懸候、御勝軍ニ而可有御座候、目出度御座候与被申上候、 忠恒様直ニ御覽被成、御拜被遊候、猛勢ハ程近く寄來申候、左候而、大手之口左之御矢倉ニ御上り被成候、先御鉄炮ニ而被遊候、後ハ御弓被遊候中ニ御弓之つる兩度きれ申候、兩度有馬次右衛門つるをかけ被申候、御矢倉身隠之楯ハ外を見かき候而光申候間、有馬次右衛門楯莖を取寄、楯に掛被申候事、

一 忠恒様從御矢倉御下り被成、 惟新様御矢倉江御上り爲被成由、関介方書物ニハ御座候、左様ニハ無御座候与存候、片時茂無御隙御働被成候、御はたらき被成候衆者、息もはつミ申ほどの儀ニ而、又下食籠ハ參候哉与関介ニ御意被成候間、參候与申上差上爲申由候、是も見不申儀候、御働被成候中ニ、水を上候得与御意候条、御矢倉ニ大桶ニ水を入、御器を餘多入候而御座候、其御器ニ而水を兩度我等上申候、若輩ニ而候条、御さし替之御腰物を持申候而罷居候、大手之口右之矢倉ハ、伊集院源次郎殿御座候と前ニ申上候、是ハ見不申儀ニ候ハ共、其時分船越流之弓を、 忠恒様を奉初何れも被遊候、源次郎殿弓に懸られ候聲ハ、よの人の聲ニ相

替其紛なく候条、弓に聲を懸られ候を敷く承候、右之矢倉ハ源次郎殿御座候与申候、忠恒様御矢倉江御上被成候後、関介をめされ候而、御鎧ハ參候哉与御意被成候間、長谷場拾郎兵衛殿へ申候而、御鎧を差上申候条、めし申候と関介被申、是ハ曾左様ニ無御座候、御鎧ハ夜中ニめし申候事、

一御矢倉之前ニ而、敵方之塩焔ニ火入候而、先石火矢之様ニ鳴申候、其火餘之塩焔に移、雷之様ニ鳴申候、其邊之敵悉焼申候、其仕合ニ忠恒様御城より切出被成候、本城戸ハ人數籠ニ而明得不申、小城戸計明申、

忠恒様茂小城戸より御出被成候、御馬ニ召候而、御中間ニ御馬之口をゆるせと御意被成、御しかり被成候時、本田与兵衛殿・鎌田次右衛門殿・木之脇三左衛門殿、御馬之口を取、被引留上候、従夫靜ニ前之原迄御出被成候処、御城向之岡長宗我部殿古陳江敵之大將たかひをはり被居候、其衆者赤支度ニ而候、惣別者黒支度ニ而候、赤支度之衆籠通申候、惟新様御城より御覽被成、曾木五兵衛御使ニ而候、忠恒様早々城江御籠可被成由候處ニ、又赤支度之衆崩申候、是ハ古圖書殿御忍被成如此候と、野添帯刀殿度々被申候を承候、從鹿

兒嶋方ハ野添殿老人圖書殿江付爲被罷居由候、其場を乗馬衆被懸通衆共候儀、圖書殿御言を被懸候得共、爲被罷通よし被申候、野添殿ハ御代官役ニ而、朝夕參會候条委承候、夫より御馬を懸出被成候間、若輩故取離申候、又関助方御手鎧之十文字を以敵十三人つき申時、後之御矢倉ハ関介とよはわり、鎧之ほかよかミ候、ざうり踏ながら踏直せと被申、見申候へハ、ほかめ五部よかミ申候間ふミ直シ、又老人つき申候間、不存儀ニ候得共、其時迄御矢倉江残り居、見物いたし候へハあるまじきかと存候、無心元存候事、

一泊川御引陳ハ、慶長三戌戌霜月十七日かと存候、其日則ちやくせん嶋江御着被成候間、小西殿を御待被成候得共、小西殿遅御座候、然処小西殿江被參候御使、敷根仲兵衛殿関船ニ而被參候而被申上候ハ、番船海上をはりきり申候間、小西殿被爲引候儀ハ不能成由被申上候、仲兵衛殿も小西殿より被召留候へ共、使船と申候而可罷通由申、番船之中ニ船を乗入申候へハ、番船ハ打鑰をかけ、方々引廻申候へ共、色々申候而爲罷歸由被申上候、夫より惟新様御自身御出被成、爲御覽可被及候間、帖佐方之衆迄を可被召烈候間御座候由承

候、鹿兒島方之衆茂荒々被參候へ、御下知ニ而ハ無之由承候、其日七ツ時分、ちやくせん嶋へ御座被成候、次船被成候、忠恒様ハちやくせん嶋へ御座被成候、次ニ十八日之朝、夜中ハ石火矢之音事々數聞得申候ニ付無御心元被思召、忠恒様早朝御出船被成候、御供立之船も不殘參候、左様候而、なむはい、近く御船をめし候得共、鉄炮之音々も不仕候、岡ニ見あく煙ハ過分ニ立申候、御舟よりハ小西殿江御取合被成、濱遊共御座候哉与出合申様候、然處ニ六端計之小船一艘流候而參候、御船近く參候而、中乘伊尻弥五助起立申上候者、惟新様御船ハ無何事候、御供立之船ハ一艘も殘不申候、此船も皆手おひニ而候へ共、流候而も參、御左右可申上由被仰付候間、參候と申上候、忠恒様御驚被成、其時御具足を召、関船ニ御乘移被成、本船ハ御納戸衆宅万与八左衛門一人、我々通之若輩被思置、御急被成御船を召申候、本船茂槽數ニ而候間、関船ニ不後候条、委見申候、番船ハ大分之、此方ハ、惟新様御船一艘、餘所衆船二三艘、皆敵船ニともを向御座候、忠恒様御船を、惟新様御船ニ御乗付被成、則番船と、惟新様御船之間ニ、忠恒様御船を乗入被成、御船之はなを敵

舟ニ向御座候、御供立之船上江過分參候間、惟新様茂御退被成候、忠恒様御退可被成与御座候而、御はつし被成候、餘所衆船ハ其前ニ相はつし候、是ハ宗對馬殿船ニ而候哉与存候、忠恒様御船ハ諸舟一里程乘のひ申候迄も御はつしなく、其儘御座候、其日晚ちやくせん嶋へ御着被成、則、惟新様御船・諸舟、皆々ちやくせんの出船御座候、忠恒様御舟ハ遅く御出船被成候、然處ニ二階堂与右衛門殿内之者二三三人、與右衛門殿舟を待候而乗後申候、与右衛門殿舟ハ番船に逢燒捨、与右衛門殿茂戰死ニ而候、彼之者共濱邊を走廻、聲々におめき申候、忠恒様御覽被成、助候へ与御意候間、久保七兵衛御てんまに助被申候、御てんま乗付申候を待かね、彼者共もろこし指なから、海に入候而乗申候、御馬其外之馬茂皆濱ニつなき置被捨候、船に立候馬も海ニ被入候得共、およきあかり候、陸ニ下置候荷物、皆々被捨候、左候而、其夜御舟をめし、から嶋の瀬戸ニ而候哉、諸舟着合候所ニ御着被成候、関助方之書物ニは泊川御引被成候跡、舟過分出候を、小西殿陳の方より番舟八九拾艘罷出、あみの人をまわし、中ニ取込燒捨申候、御兩殿様御舟も跡先ニ漕出申候、

惟新様より遮而御意被成候間、忠恒様 惟新様之御舟に御乗移爲被成由、関介書物ニ御座候、是ハ曾而左様之儀ニ而者無御座候、御舟ハ我等乗申候而罷居候間委存候、番船に懸合燒捨候ハ、なむはい表におひて

惟新様御供立之船計ニ而候、此儀者川上因幡殿能御存知可被成与存候、其時分取沙汰承候ハ、此方より番船ニ漕懸、何れも被切乗候得共、番船者上をはり廻たる舟ニ而候間、内之人を切候儀も不罷成由候、被漕懸候を、番舟ハ幸ニ存、打鑪をかけ引付、火を入燒立申たるよし候、其火ハ小壺に塩燭をつめ、中より火繩を通しなけ申由候、此方之衆、舟に火を入候儀被心得候いて餘けハ有間敷与承候事、

一 惟新様御座被成候所ハ、番船相懸候付跡を明候条、其間ニ小西殿ハ被爲引取由承候事、

一 から嶋之瀬戸ニ而候哉、御兩殿様御座被成候所江、なむはいよりあかられ候衆、捨置候小船を以御左右爲被申上由候、樺山權左衛門殿大將ニ而、宗對馬殿城を士衆七拾人程ニ而持御座候与、爲被申上由候、就而入練取也、迎船被遣候、主取深野掃部兵衛ハ被仰付被參候処ニ、樺山權左衛門殿を乗せ落し被參候条、其咎ニ

付ハ深野殿切腹爲被仰付由候、関介方之書物ニ御座候、是ハ不存儀ニ候へ共、其時分取沙汰承候ハ、深野掃部兵衛殿も番舟ニ逢、なむはい申上候衆之内と承候、

權左衛門殿ハ深野殿と頼母敷被思召候処ニ、夫ニ違練渡候所ニ而、子を式人舟ニ乗せ人先ニ出舟候間、權左衛門殿氣に迎御披露候ニ付、深野殿ニ切腹爲被仰付由承候、掃部兵衛殿ハ左様ニ可有之人ニ而ハ無之候得共、番舟近く罷居候条、子を急助度奉存候而、ケ様ニ候哉と物沙汰承候、子ハ清六・清七と申候、樺山權左衛門殿ハ惣別之人を練渡ニ被乗、跡舟ニ被爲乗候と承候、関助方之書物ニ者、小舟を抱下し、主從六人其夜から嶋江被爲參候与御座候、練取候迎衆者、無餘儀衆餘多ニ而候条、樺山殿を乗落ハ有間敷かと存候事、

一 宗對馬殿俄ニ被爲退候ニ付、人計舟ニ乗、なむはい之城江武道具・兵糧以下彼是被捨置候間、樺山權左衛門殿無口能城を可被爲持御座候与承候事、

一 一 壹岐之嶋ニ而深野殿切腹被仕候、腹之座ハ被直候而より、大山三次被參候て暇乞被申候、其時到掃部兵衛殿被申候ハ、練日本の弓箭ニ而も未練不仕候、今度もみれん不仕候得共、御奉公ニ腹を可仕由被仰遣候条、御

奉公ニ腹を仕と被申候、かいしやくハ、鮫嶋筑右衛門殿
さし頸被仕候、程近く罷居候而見申候事、

右之通、如何存候得共、前ニ書付差出しニ、関助方の
被申候与余り致相違候間、如斯候、以上、

萬治三年子十一月七日

伊藤老岐入道

以上

旧冬平山藏人殿被罷越ニ付、御傳書具致拜見候、然者被
成御歸國候ハ、緩々可有御座与思召候処、弥御隙無
之由御尤ニ奉存候、御草臥候共、御國之諸置日日夜無御
油断、可被入御精儀肝要ニ御座候、仍於高麗御引陳之時
分、小西殿城を漢南衆・高麗衆取巻候ニ付籠城候、此方
御城与近所之儀候故、立花飛驒殿・對馬殿・高橋主膳殿
へ被仰談、被爲懸番船候処、此方手振悪敷候而、船共或
燒破、或陸地へ追上、其船共不殘燒破候故、對馬殿之儀
者船より直ニなむはいを明被退候ニ付、此方御手之衆椀
山美濃殿を始、曆々五六百人程彼城へ被取籠候を、番船
追詰海路を取巻候、 惟新様 薩州様御事者、其夜から

嶋之瀬戸内迄被成御退候、彼地へ三日御逗留候処、小船
を被見付候而、二三人なむはいより洩被來候て、なむはい
の様子被聞召候へハ、船共皆々燒破候間、迎可被取様
も不罷成、殊番船共取巻候条、不及御了簡候處ニ、我々
薩州様へ申上候者、爲御添船六端帆之早船被召置候、彼
御船にてなむはいの一左右承候而可參候、左様ニ候ハ、
御座船之内ニ罷居候間、鮫島筑右衛門・有馬次右衛門被
相付候へと申上、致出船候、 惟新様爲 御意五代勝左
衛門尉を被遣、我等儀者御狀共御書せ候間、早々 薩州
様御側ニ參候而罷居尤候、我等爲替五代勝左衛門尉被遣
候由被仰聞候へ共、はや中途迄爲罷出候儀候間、是非可
參候由申候而、四人致同道候、跡にて又御談合候つる哉、
白坂惣兵衛殿・敷根仲兵衛殿も小船にて、我々同前ニな
むはいへ被參候而、様子可被申上之由被仰付由候つれ共、
番船取巻候由被爲聞候而、なむはいへ被參候儀者不罷成、
ちやくせん迄被參候、我々船之儀ハ、夜入候而磯邊を傳
候而、なむはいへさして參候処、番船なむはいを取巻候
隙ニ、小西殿城を明退出船候、途中にて逢申、彼衆へ相
尋申候へハ、なむはい之儀者番船取巻候間、彼方角を違
候而、只今被引取之由承、弥無力候つれ共、なむはい近

船を押寄見申候へハ、番船ニハ篝を焼、間もなく船之頭をそろへ取巻候間、中々難通候つれ共、彼ハ大船此方ハ小船にて候間、礮傳を參候者、縦見懸候共、大船ニ而あさりを追懸候儀ハ成間敷候由、船中之衆致談合、城下ニ忍寄言をかけ候ニ付、自城も被出合、互ニ言を替候而、此方ハ申候ハ、各爰元へ被罷居由被聞召候条、迎船可被遣候間、其心得候而被相待候様ニと申渡候、磯涯へハ伊地知覚右衛門尉・執印吉左衛門兩人、自城出合而手を取替し候程近、何角与申候処、自城内高聲ニ而、我々船早々先押出候へ、番船ニ相知候様ニ見得候由候ニ付、其儘船押もととり候て、から嶋瀬戸へ參候而、其段申上候処、即船之儀小西殿・寺澤志摩守殿・松浦法印へ被仰、彼迎船を御談合候様ニ与御座候、志广守殿者ふさんかいニ御番候つるが、小西殿城取巻候由被爲聞、爲見舞被越候折節、番船之御戰終候時分、ちやくせんへ御着候而、自彼地御同道候而、から嶋瀬戸内へ御座候つる、就其迎船之談合被爲聞、志广守殿被仰候者、嶋津殿・對馬殿之儀者船共過分ニ燒破候而、今召列候衆をさへ、漸人こミの船にて有之躰候、如此之成立者、畢竟小西殿故にて候間、自小西殿船を被出候様ニと被仰候而、無余儀小西殿被請

合、平戸法印へ被仰談、船共可被仰付候由候て、自此方其上乗共被仰付躰ニ御座候つる、就其我々申候ハ、なむはい表ハ番船有之儀候間、罷成間敷候条、なむはいの裏へ船を着、直ニ如對馬被乗候様ニ候へてハ、番船迎船与見付候ハ、迅申間敷候由申上、其御談合候処、深野掃部兵衛父子、今一人者國分衆小船ニ而參候而被申候ハ、迎船にて御くり取有へき由、我々なむはいへ參候而申候間、はや迎船參候様ニ城中之衆者被存、即城を被出候而嶋崎へ被出候へハ、迎船一艘も無之、各迷惑候由相聞得、各きもをつぶされ候て、即迎船共被遣候、深野方之船者、對馬之衆なむはいを志候て、ちやくせんあたりへうかれ行候つるを、其船を桃山殿など雇候て、ちやくせんへ人數をくり被渡候、其船ハ奉行ニ深野者乗候而、迎も皆御くりとりハ成間敷与見及候哉、くり渡候船を乗候而、父子其外二三人迅被來候故ニ、於船中腹を被仰付候、如此之次第にて御座候間、なむはいへ忍着候而、城中之衆へ申談儀ハ右ニ如申、五代勝左衛門尉殿・鮫島筑右衛門殿・有馬次右衛門殿・我等、此四人之外ニハ首而無之候、然處ニ去年爰元ニ而出合候者、高岡衆指宿十郎右衛門尉方なむはいへ參候間、其衆なミの御加増被下候様ニと被

申出候間、栴山殿へ御尋候へハ、不紛其通ニ候由、一筆を被出候ニ付、御加増被遣候由、山民少など物語候間、去とてハなき事にて候、栴山殿何与御失念候而、左様ニ被仰候哉、其時之人數鮫筑右・有次右ハ被相果候、五勝左未存生之儀候間、御尋候而可被聞召候、此書面ニ一言も違申ましく候、左様ニ御座候而、御歸國以後三人へハ爲御褒美御知行三十石か廿石坎程ツ、被給候、我等儀ハ御理申候而不被下候、指宿殿此同前之様ニ御仕被申候而、左様ニ相濟候儀何与したる儀候哉、一圓合点不仕候、若後之迎船之上乗などにてちやくせんあたり迄被參候而、左様ニ被申候哉、於其儀者ちやくせん迄被參候衆ニ、御褒美之知行被下候衆御座候ハ、尤左様ニ可有之候、なむはいへ爲參候由被申候儀ハ、返すくなき事にて候間、五勝左殿へも御尋候而、此書面之趣を以栴山殿へ被仰理候ハ、如何様らちあき可申与存候、千萬々々無心元存候、猶委細者平藏人殿口上ニ可被申達候条、不能詳候、恐惶謹言、

二月廿九日

伊勢兵部少輔

貞昌(花押)

野州様

人々御中

641

「末紙ニ」

指宿十郎右衛門尉加増被給候儀、伊兵少老無御合点事也、

「此一書者、寛永四五年比ノ事なり、然ルニ朝鮮番船軍之事アレハ、爲參照此ニ載置もの也」

「新納忠元勲功記」

一慶長三戌十月廿二日、琴月様朝鮮より忠元并町田出羽入道存松・平田太郎左衛門増宗・山田越前入道利安・比志嶋紀伊守國貞・鎌田出雲守政近・本田六右衛門親正宛にして御書被成下、自大明國大軍打出、蔚山・順天・泗川之三道ニ人數相分ケ、就中御番爲被遊、泗川江大勢相賦、普州表ニ爲被召置番手共ニ和睦之懇望依有之、小西行長・寺沢正成江も被遂御相談、和平之御沙汰有之間ニ、自敵方令違變猛勢操寄、去月廿七日、古館ニ爲物見少々爲被召置人數を取巻可討果与仕候得共、各碎手切通、泗川御城ニ引籠、少々戦死にて敵ハ引退、味方も少々被討捕、和平表裏之鬱憤未被爲散處、去朔日巳刻、大明國より十萬泗川御城ニ押寄誠ニ夥候間、永々及籠城者諸卒等勞、却而防戦可及御難儀

と御評定被爲在、善悪安否も不被爲計、被逐御合戦大軍被爲切崩、數萬騎御討捕不慮ニ御勝利被爲得、於三國被爲振御名譽候事不可勝計、松齡様者不始于今御事、御自身様如此者始而之御仕合非人力之所爲、御家御代々殊ニ御兩殿様御信心被爲碎故ニも御座候哉、惣別彼地ニ平生不相見得白狐・赤狐奇妙ニ走出、軍兵得勇猛勢容易被爲打果候御事、偏ニ神力且者諸卒之粉骨御筆舌ニも難被爲述、連々抽懸祈候寺社中江可申渡、尤此御方右通大御勝利ニ付、順天・蔚山を爲取巻敵も悉引退、且此中海陸より順天を取巻候番船も爲可被爲討、寺沢正成江御相談候而兵船御調被爲押懸候処、最早敗軍ニて一二艘相後候船を被爲燒捨、何方も靜謐ニ相成、在高麗之諸大名より御使者多、誠ニ御面目被爲播、其上敵方より無事之使官此御方江差上候付、小西・寺沢ニも御談合被爲在、具ニ被仰合被差返候間、於事濟者頓而可爲御歸朝、今少ニ被爲成候故、御留守居衆弥遂熟談、納殿杯一人無油断、宮仕共定衆と少も無聊尔様、旅庵以下鎌田兵部等ニ稠敷申付、何篇無緩旨別肝要被思召上趣被仰下、左候而同十一月三日、徳永法印・宮木長次郎渡海ニて、日本勢惣様御引陣被仰渡、

御兩殿様も同十日、泗川御陣御出船ニ被爲定、諸所ニ借船被成、大小式百八拾艘、其内ニて御跡拂之下知衆として、伊地知民部少輔重賢・白濱七助重・勝目甚右衛門・谷山次郎右衛門ニ人衆六拾人相付、乗船式艘被殘置、其餘者皆出船、興善嶋ニ御着、同十六日、右之衆も追付、然處明國大將陣隣等約束相替、順天在城之小西攝津守行長・大村新八郎喜前・五嶋孫右衛門尉純玄・有馬修理大夫正純・松浦式部卿法印鎮信等五家之衆を爲可討取、順天海口ニ番船を掛歸路を遮居候事被聞召及、彼衆打捨御歸朝被遊候而者可爲日本之瑕瑾と被思召上、御兩様より立花左近將監宗茂・宗對馬守義智・寺沢志摩守正成・高橋主膳正元種等ニ被仰合せ、同十七日、南海ニ御乘向、同十八日、番船と御合戦、諸兵碎手、此御方御手ニ六艘被爲切捕、右之伊地知重賢・桂兵吉忠治・二階堂與右衛門重行等番船ニ切乗粉骨討敵、何れも敵より船を被燒戦死爲仕人數不少、松齡様御船ニも敵船打掛別而被爲及御危難、其節弥太右衛門忠増・種子嶋左近將監久持・川上四郎兵衛尉忠兄・同姓久右衛門尉久智・大田吉兵衛尉忠綱等放鉄炮而防戦仕、沖之方江爲追拂由、此等之際ニ小西等五家

之兵戰者、皆其沖を漕廻無難引取、松齡様唐嶋之瀬
戸口ニ御船陣被遊居候処江小西行長等參調也、実及感
涙爲奉謝由、左候而同廿一日、寅刻唐嶋御出船、其日
酉刻對馬之西灣之浦ニ御着、自其諸浦被爲廻繫、同十
二月六日、杵岐之風本ニ御着、同十日、筑前之博多ニ
被爲入、同廿七日、大坂江御着、忠増ニも被召列、直
在伏見爲仕由御座候、

(本文ハ底本ニ欠ク、鹿兒島県立図書館本ニヨリ補フ)

〔義弘公御譜中〕

去年仲冬下旬、去朝鮮國數年陣營、同季冬父子共著筑前州博多之岸、安藝宰相秀元・淺野長政・石田三成待予之曹在于此矣、對面于三老、而後往名島入三成之旅館、勞數年軍務畢、潛三成曰、法印龍伯在于上方、結交於家康卿、互出入懇切不可勝言、是亦背天下制法所以不可然也、父子其問細大聞其故、因茲達其故於龍伯翁、則記首尾於細密、且裁神文以添焉、示夫書於三成、而據非違意之故也、三成痛妬和交者、蓋有奧旨乎、

〔表紙〕

後 編 舊 記 雜 錄 卷四十四	義 弘 公 慶長四年 至四月	義 久 公 自正月	義 久 公 慶長四年 至四月
------------------------------------	----------------------------	--------------------	----------------------------

〔家久公御譜中〕

舊冬從朝鮮國歸陣之時、著船於筑前州博多、安藝宰相秀元・淺野長政・石田三成待于予曹之遲在于此地、即往遂對面於三老、而後往名島入三成之旅館、先勞數年軍務、畢後潛三成曰、法印龍伯在于上方、結交於家康卿、互出入懇切不可勝言、是亦背天下制法所以不可然也、父子其問細大聞奧旨、而後可告報焉、因茲達其故龍伯翁、則慶長四年正月三日、記首尾於細密、且裁神文以添焉、示夫書於三成、而據無違意之故矣、其書記義弘公譜中、故略于此也、三成痛妬和交者、蓋其有奧旨乎、

〔嶋津氏文書〕〔義弘公御譜中正文在卷本トアリ〕

覺

一内符様へ參候事、十一月拾日、使ハ流干と申仁にて承候、度々斟酌申候へ共、しいて被仰候間、栢原殿へたつね申參候、別条之儀曾不申入、又不承候事、
 一大納言殿へ參候事、十月廿八日、是ハ治少様はかたへ御下向前ニ、幸侃を以得御意ヲ參候事、
 一家康私宅へ入御之事、最前流干を以度々承候、雖斟酌申候、其後十二月朔日ニ、御家門様・道阿ミ御兩所に

て、亦々被仰候間不及力、十二月六日ニ入御候事、付

徳善院・増田殿・長束殿へ御案内申候、ました殿・長

束殿よりハ、前之日ニ御音信ニ預候事、

一 たねかしまてつほう御所望之事、又こゝもとにて鉄放

御あつらへ候事、此儀ニ付、度々御使給候事、

一 血判を以誓紙上置候条、于今少々別心無之候、此上者

是非ニ御糺明、大望ニ存候事、

〔朱力キ入也〕

慶長四年正月三日

龍伯(花押)

(家久)

又八郎殿

(義弘)

兵庫頭殿

〔正文在文庫〕

一 内符様へ參候事、又私宅へ入御之事、曾別心有之儀不

申入、又不承候、

八幡 春日 愛宕山モ御照覧、偽無之候、御糺明大望

ニ候、以此趣委可被申上候、恐々謹言、

慶長四年

正月三日

龍伯(花押)

又八郎殿

兵庫頭殿

〔此二通、共ニ義弘公御譜中ニ在リ〕

646 「御文庫ニ番箱家久公八卷中」〔家久公御譜中ニ在リ〕

羽左近殿が何へも御届可有候、

明後日七日之朝、内府様御茶可被進由候間、其御心得

尤候、左候者、明晚御門まで御礼ニ御出候て可然候、兵

庫頭殿へ御煩を御存ニ而候間、又八郎殿迄御出可有之候、

恐々謹言、

〔朱かき〕

〔慶長四年か〕

正月五日

寺志

貞成判

嶋津又八郎殿

(立花宗茂)

羽柴左近殿

羽柴藤四郎殿

(直心)

高橋主膳殿

筑紫善吉殿

人々御中

647 「家久公御譜中」

慶長四年己亥正月七日早旦、内大臣家康卿賜芳茗、羽

柴左近將監・羽柴藤四郎・高橋主膳正・筑紫善吉・忠恒

共五人候座席焉、去五日、寺澤志摩守貞成奉可賜今朝芳

茗之旨、裁一紙書依寄五人也、

去年十月朔日、於朝鮮國泗川、大明・朝鮮猛勢逼來于居

城、時忽及一戰得大勝利、五大老褒美之、而正月九日、
 匪魯賜感牘奉書、且復俾忠恒任少將賜寶刀、治工、義弘公
 亦賜寶刀、正宗、於天下舉譽之至也、同日五奉行賜新恩地
 目錄奉書、各記左方、

「家久公御譜中」

「御感狀之寫在卷本」

於今度朝鮮國泗川表、大明・朝鮮人催猛勢相働候之處、
 父子被及一戰則切崩、敵三萬八千七百余被切捕之段、忠
 功無比類候、依之爲御褒美、薩州之内御藏入給人分、有
 次第一圓ニ被宛行訖、目錄別紙ニ有之、并息又八郎被任
 少將、其上御腰物長光、父義弘へ御腰物正宗被爲拜領候、
 於當家御名譽之至候也、仍狀如件、

慶長四年正月九日

(毛利) 安藝中納言

輝元

(上杉) 會津中納言

景勝

(宇喜多) 備前中納言

秀家

(前田) 加賀大納言

利家

(德川) 江戸内大臣

「寫有之」

御知行方目錄

羽柴薩(家久) 廣少將殿

家康

- 一 四百六拾五石壹斗五升五合
- 一 五百五拾六石六斗八升五合
- 一 五百六拾九石九斗八升五合
- 一 八拾石貳升五合
- 一 一百九拾四石三合
- 一 一百拾三石五升五合
- 一 一百拾壹石六斗九升一合
- 一 貳拾六石貳斗
- 一 三百六拾八石壹斗一升八合
- 一 貳百拾四石六斗八升三合
- 一 一百九石五斗六升
- 一 八拾石壹斗九升三合
- 一 三拾壹石七斗九升七合
- 一 一百四石三斗三升七合
- 一 三百五拾五石五斗四升六合

- 同 薩摩國田本郡之内
- 同 上知しき村
- 同 中知しき村
- 同 下知しき村
- 同 高瀬村
- 同 郡山村
- 同 淺熊村
- 同 柿木村
- 同 福脇村
- 同 安原村
- 同 平松村
- 同 牛籠村
- 同 杉田村
- 同 町屋敷
- 同 六月田村
- 同 青木村

一五拾貳石八斗五升七合	同	松尾村	一百四拾五石卷斗	同	鮎河村
一三〇六拾一石九斗七升七合	同	ほうきやう村	一五拾九石九斗七升六合	同	まなかり村
一〇四四拾六石卷升五合	同	さまふち村	一八拾六石卷斗五升	同	下平野村
一貳百五拾四石五斗三升六合	同	長野村	一拾石三斗六升五合	同	門見村
一〇八拾九石六斗八升	同	なへ村	一〇七石五斗六升	同	高むれ村
一〇八石五斗九升八合	同	小松宮村	一六拾八石七升八合	同	かう河村
一七拾壹石貳升二合	同	西さまふち村	一〇拾八石七斗一升一合	同	白木河村
一五拾壹石卷斗貳合	同	うつの村	一五拾壹石卷斗三升七合	同	青権村
一貳百五拾五石三升六合	同	木とをし 米の津	一拾七石七斗五升九合	同	床なミ村
一貳百九拾六石九斗四升	薩州出水内	竹本村	一四石九斗七升五合	同	なこ村
一〇九拾四石五升	同	栗毛野村	一三石七斗三合	同	上小原村
一貳百壹石卷斗三升	同	榎丸木村	一拾六石六斗壹升	同	わらひしま
一〇七拾三石三斗二升五合	同	小原村	一三〇八十七石三斗九升一合	同	庄村
一貳百九拾八石八斗七升三合	同	下榎丸木村	一〇五拾五石貳升四合	同	多田村内
一貳百七拾六石卷斗八升四合	同	堀木城村	一三〇三十石八斗九升一合	同	丸の内 中内田
一四〇拾壹石貳斗二升八合	同	山下村	一貳百四拾四石六斗八升	同	赤瀬川
一八拾六石三斗七升貳合	同	龍光寺	一貳百九拾石四斗壹升五合	同	長井野 かくい
一四拾三石六斗三升五合	大河内之内	石まふし村	一〇九十三石七斗八升二合	同	へほぎ 桑原城
一五拾九石六斗三升貳合	同	市瀬村	一貳百三石八斗九升二合	同	田代松河内
一四拾五石三升八合	同	坂本村	一五拾石六斗貳升一合	同	同あくねの内 さかた村

- 一百六拾七石四升六合
- 一貳拾壹石五斗五升六合
- 一貳百九拾四石貳斗七合
- 一百五拾石壹斗二升
- 一百六拾三石五斗四升五合
- 一三百四拾六石貳斗九升三合
- 一貳百三拾四石九升
- 一百七拾九石六斗二升五合
- 一九拾八石三斗九升八合
- 一百三拾八石五斗七升
- 一六拾五石八斗六升
- 一九拾三石壹斗二升三合
- 一四百貳拾五石貳斗一升六合
- 一百貳拾六石七斗六升
- 一百拾五石六斗二升八合
- 一九拾五石貳斗六升
- 一九拾壹石貳斗六升二合
- 一五百七拾四石三升六合
- 一千拾三石五升五合
- 一六百廿四石七斗三升三合

- 同 高松村
- 同 濱屋敷村
- 同 波留村
- 同 ずみ村
- 同 とうや村
- 同 かのの村
- 同 山下村
- 同 太田村
- 同 へこ村
- 同 へほき村
- 同 そのた村
- 同 長井村
- 同 赤瀬川村
- 同 はし村
- 同 高野口村
- 同 大豆つか村
- 同 湯田村
- 同 にしかた
- 同 大河村
- 同 うしのはま村
- 同 しなし村
- 同 高城下
- 同 同上
- 瀧之内 麦浦

- 一六百拾八石七斗貳合
- 一七百拾七石壹斗七升六合
- 一千貳百八石壹升五合
- 一九百三拾七石壹斗五升三合
- 一四百三拾壹石
- 合老万九千七百貳石壹斗一升
- 一拾三石三斗三升五合
- 一拾三石貳斗五升
- 以上廿六石五斗八升五合
- 都合老万九千七百廿八石六斗九升五合
- 一老万石
- 一老万石
- 一六千三百石
- 一三千石
- 惣都合五万石
- 右、於今度朝鮮國泗川表、大明・朝鮮人催猛勢相働候處、御父子被及一戰、則被切崩、敵三万八千七百余被討捕之段、御忠切無比類候、依之爲御褒美、薩州内御藏入給人分、有次第一圓ニ被充行訖、并御息又八郎殿被任少將、其上御腰物長光、義弘へ御腰物正宗被爲拜領
- 同 網津
- 同 草道
- 同 水引村
- 同 千臺宮内
- 同 同大小路
- しほ八十石之代米
- こさいころ錢
- 廿六貫五百文代米
- 出水郡内羽柴對馬守
- 當知行分
- 同國內幽齋分

候、於當家御名譽之到候也、仍狀如件、

慶長四年正月九日

長束大藏〔正家〕太輔

石田治部少輔〔三政〕

増田右衛門尉〔長盛〕

淺野彈正〔長政〕正弼〔本マ、〕

〔前田支以〕
徳善院

〔家久〕
羽柴薩摩少將殿

650

〔雜抄中〕

御書畏入候、仍理安老江一ヶ条ニ申被成候之禮、辱存候、
いまた不定候、去十六日しはちへ罷出候之處、頼娃左馬
殿・敷仲兵との・比宮内少殿など、大將として追こみに
て、敵五人打取被成候、其上鎗御座候、高城口よりも罷
出候処を追込、たれ一重取候て、敵三人討候而、鎚御座
候、黒田加兵殿・新納勘解由殿・關牟田弥吉殿、右衆鎚
被成候、又陳替今日にて候、爲御存知候、恐惶謹言、

〔慶長四年〕

正月十八日

宇多七左衛門〔玄判〕

前原隠岐守

貞能判

安樂大炊介殿

參御報

651

〔御文庫二番箱義弘公五卷中〕「義弘公御譜中ニ在リ」

已上

寄思召尊札本望之至候、此中も切と可申入を、我等罷下
儀、今日と存延引候、頼もすきとよく候へ共、爲養
生罷下候儀少延引申候、然者明日邊可罷下候間、心事申
殘候、左候へ、和泉之代官人急度被仰付可被指下候、
彼人御下之節可申入候、爰元無別条候、可御心易候、圖
書殿へ申下一儀、能と義久へ可被仰儀專一候、恐惶謹言、

〔朱かき〕
〔慶長四年〕

正月廿八日

石治少

三成〔花押〕

羽兵様

同又八様

御報

652

〔御文庫二番箱義弘公二軸中〕「義弘公御譜中正文有之トアリ」

已上

御同圖書殿被差上候口上書物拜覧候、愚意彼口上ニ返答
候也、やかて我等罷下之間、諸事令直談、此中長と御待
久可在之候、我等下延引之意趣、圖書殿へ申入候、恐惶
謹言、

石治少

〔朱カキ〕
慶長四年二月朔日

三成(花押)

龍白老

羽兵様

同又八様

御報

653 〔北郷讃岐守忠能譜中〕

太守義久公賜御書於長千代丸、命雖爲若年自身可上洛旨、依茲慶長三年戊戌十一月、長千代丸赴京師、時九歳也、御書有正文、左記之、

654 貴所爲名代久二郎事、當分在伏見候、然者彼かたの事、給分之地二千石格護候、左様ニ候て、其方之名代如何之

由出合候、さて者若年大儀候へ共、爰よりハ自身可爲上洛候、其用意肝心候、久二郎事者高麗ニ而も、又當地にても、自分二千石之役儀相勤候て可然由、安宅殿へ令談合候、任右之旨、其分別專用候、定而安三州よりも可被仰下候、恐々謹言、

二月四日

龍伯(花押)

北郷長千代殿(忠能)

655 (本文書ハ七三〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

656 長千代丸依爲幼稚、叔父作左衛門尉三久、從文祿三年冬勤軍代、然慶長四年、長千代丸九十歳而爲家督、

657 〔嶋津氏文書〕

先書を以歸朝大慶之由申候處、相良新右衛門着船にて、追付可爲御上洛候之間、とても參合ましき由申候条、彼認候書狀、伊地知甚左衛門尉肝意候間、差登候キ、然者未渡海なき之由其聞得候間、此比もやと存飛脚申付候、寔永々在陳候て、直ニ上京大儀之至候、猶期後音之時候、恐々謹言、

〔慶長四年〕
二月七日

龍伯(花押)

又八郎殿

658 〔御文庫三番箱卷四中〕「家久公御譜中ニ在リ」

一當郡中之奉公人・百姓他領へ奉公、又ハむさとたちをあげ參儀停止、此跡參りたるやから在之共、地家としてめしかへすへし、或其身りくツを申かへらす、又かゝへおかるゝ人あらは、さきくきととけ可申上候、

此方がことわりめしかへすへき間、下にて申事へいたすましき事、

一諸浦舟着をき目之事、かこ嶋いまゝての法度之ことくたるへく候、然間いわれさる儀下代申かけ候へ、承引有間敷候、并分國水主・百姓、當郡へはしり候へ、ことわりニまかせ、如本かへすへき事、

一瀬さき野・いつミ野・あく祢野・なが嶋野・網津野牧之事、如前々これをとりたつへきの条、野馬あらくあたる間敷候、可令馳走事、

一當郡肥後堺目之儀、此跡之ことくたるへきの条、自然他領より無篇儀申かけられ候共、下にて申事不仕、此方へ可訴事、

一道筋において、旅人ニたいし、慮外のしたてあらは、たといむらはなれにて刃傷截害の儀もしあらは、ちかき村曲事たるへきの条、可得其意事、

一在り市町ニおいて、をしうり・をしかい停止、并喧嘩之儀者、刃傷截害ニおいてハ、たとい一方安泰たりといふ共、相方可爲成敗事、

慶長四年二月七日

忠恒(花押)

659

「御文庫二番箱家久公八卷中」家久公御譜中ニ在之

鉄炮目あて放事、最前者狼谷之瀧谷并山科本願寺古屋敷にて被放候へと雖申觸候、京・伏見・大坂近邊ニおゐて、惣別鉄炮放候事一切御停止候間、可被成其御意得候、恐惶謹言、

「朱力キ」

「慶長四年」

二月十七日

長東大藏入道

正家(花押)

石田治部入

三成(花押)

増田右衛門入

長盛(花押)

淺野彈正入

長政(花押)

徳善院

玄以(花押)

羽柴薩厂少將殿

人々御中

660

「嶋津氏文書」

薩州日置郡之内

くし木野村

高參千五百廿七石七斗壹升

あら川村

高參佰五拾貳石九斗六升

は島村

高八百拾四石四斗六升

伊集院谷口村

惣高參千伍五拾九石之内
高參佰四石八斗五升

惣合五千石、無公役之地進上之仕候、抑御幼少已來、于今御在京、誠以御苦勞之段、併 御家之御奉公何事如之乎、然上者如何様之儀雖在之、右御知行無吳儀可被成御格護儀尤候、爲私相違御坐有間敷候、仍狀如件、

慶長四年二月廿日

兵庫頭

義弘(花押)

(龜志)
御つほね

「此御案文、御文庫三番箱ニ在リ、季通糺合ス」

「義久公御譜中持明公ノ傳ニ在リ、正文有之トアリ」

661

「御文庫二番箱義久公ニ卷中」 「義久公御譜正文在島津安藝守久雄トアリ」

依令當道門弟之契約、出題之事、雖爲一家之重事、深御懇望之間、任旧例免之候、猶不混自余令口傳者也、恐々謹言、

慶長四年仲春廿一日

(飛鳥津)
雅庸

嶋津龍伯法印御房

「上色」

嶋津龍伯法印御房

雅庸

662

『伊集院氏文書』

今度於高麗得大利候爲御褒美、御知行拜領、殊被任少將「慶長四年正月九日也、同年二月廿日 意伯公亦蒙國政及時雨之旗、可「時雨ノ御」以考也、候之儀、寔以播面目候、然處從 竜伯様去廿日ニ御重物被成御渡、打續慶事不可過之候、然者御國之儀、龍伯様附身被遊候御、御使被仰付候、就其爲御加増御知行五拾壹石被下候、慶長六年二月三日、武庫様得御意、種々申付候、就其出水地頭之儀、其方へ可頼申旨、御兩殿へ申入候、寔從 龍伯様可被仰聞候間、隨 御意亦可被入精候、出水表之儀者別而心遣候故、如此候間不可有辭退候、謹言、

「カキ入」
慶長四年己亥二月廿四日

忠恒(花押)

伊集院下野入道殿(久池)

「此御書、抱節譜中ニ在リ」

663

「上原氏家狀」

一二代目之源右衛門、國分ニ 義久尊公御座之時分、別而御奉公申上候、其時之相役平田狩野殿ニ而候、其後三原七左衛門殿・川上彦左衛門殿・川越三右衛門殿相

役ニ而、御兵具方被承候、其時分高麗入御坐候而、何も被參、加増知行被給候処ニ、源右衛門ハ、義久公御そばニ被召置候故、高麗之加増不被下候と、御意候而、

家久公江御代御渡之時之御はた、あめの御旗と申墨色之御旗ヲ御持せ、御使仕候、其加増として知行高五十石被下候、今ニ名寄有之、其段國分ニ罷歸申上候得ハ、百石ハ可被下と思召、御使被仰付候処ニ、少分被下候通、御意之段申傳候云々、

664 「義久公譜中」

一慶長四年己亥二月、賜歸國之暇於、殿下、故同廿八日、解纜於攝州大坂、三月著船於日州細島、而揚歸鞍之鞭也、同十三日、下着于隅州富隈私宅矣、

「御文書方有之」

下向の折ふし、日向にてとまりと云櫻のさかりなるを
見て、

道とをくとめ入からはとまりても

見はや妙なる花の木のものと

665 「御文庫四拾八番箱義久卷中」「義弘公御譜中ニ在リ」

猶々うとの儀ニ付御墨付之事、度々石田殿へ申候へ共、不被下候、小西殿へ直ニ可被仰渡候する哉、いかゞ無心元存事に候、以上、

今日てんふう迄罷下候、天氣茂晴候間、明日者必々可爲出船候、兼又野村喜介事、知行可召上由承候、然者彼野村・福永兩人事者、日向を取候て御奉公申候間、不淺忠仁にて候条、知行を召上候する儀ハいかゞと存事に候、かやう成儀をも、御無安内又ハ若氣にて被仰欵と存候、右之旨於御同心者、知行を被召離候する事を、可被差延様ニ御吳見尤ニ候之欵、とかくかやう之御返事急度可承候、恐々謹言、

「采かき」慶長四年二月廿九日 龍伯(花押)

兵庫入道殿

666 「北郷忠能譜中」

慶長四年己亥三月一日、於伏見、太守少將忠恒公親召長千代丸サ、ヤ、キ咭囉曰、汝去於庄内所以移於祇答院、其由來不嘗有予之所識也、是則伊集院右衛門大夫竊謀石田治部少輔、而所以議定也、莫恨我、邇日令汝本復于庄内而已、爲其證賜寶刀治工正廣、于長千代丸、珍載百拜而爲家珍、同月賜

暇下著于祁答院、

667 「左衛門督歳久譜中」

太守經年追悼不止、而慶長四年己亥三月三日、使稱福崎
伊豫守兵道行者爲地割、而宮原左近法師秋扇爲奉行、建
立一寺、號瀧水山稱心岳寺、開山抱嚴孫大和尚前窓禪寺・龍雲寺、
也、

668 「家久公御譜中」

「正文在山田彌九郎有盛」

爲當春之祝儀差越使者、殊小鉄炮一挺到來、別而被入念
欣然之至候、然者竜伯様被成御下國、其許満足令察候、
此方之儀も靜謐候間、可心安候、於様躰者此者可申候間、
不能細筆候、謹言、

「朱カキ」
「慶長四年」三月三日

忠恒(花押)

山田越前入道殿

669 「御文庫三番箱宝鑑中」「家久公御譜中ニ在リ」

於御同心者、明日早々御すへさせ候て、可被差越候、
一兩所へ鶴申遣候、十月比ニハ可令到來由申候間、

其比ハ返進可申候哉、又可然はいたかハ、人に約束

申候、それも近日必々可參候条、いつれにても其中
可然候を可進之候、其間之事情、但可有如何候哉、

猶此御使可申候、かしこ、

從龍伯之書狀御届、令祝着候、今日出船之由候、便宜候
者必々可承候、此御返事可申候、先日より如申、其元御
隙明候者、御出待入候、一日御物語可申候、今よりは節
々御心安御出、可爲満足候、さてハ龍伯より犬給候、う
つらに引候て見申度候、龍伯より貴所へ參候はいたか、
久われらかたに煩候を、令養生進之候キ、大事之御鷹、
乍卒尔四五日之間預、彼犬にて鶉

又八郎殿

山「龍山公也」

「此一書、年月ナケレトモ、御譜中ノ朱カキ慶長四年三月カトアリ」

670 「右馬頭以久譜中」

慶長四年己亥三月五日、轉種子島賜下大隅垂水、而移之、
忠恒公賜可知行一万千六百八十七石之采地判物、

671 「正文在向嶋家萩原右京」

今度種子嶋繰替爲返地、右所々被宛行之早、此内千六百八十七石加増分也、自今以後も任先例、無役千七百石、殘而九千九百八十七石之役儀可被相勤事、可爲肝要者也、

慶長四年三月五日

忠恒(花押)

(以久)
右馬頭殿

672 「圖書頭忠長譜中」

慶長四年己亥、賜新恩之地、其目錄曰、

673 大隅國肝付郡之内

一千七拾九石四斗六升

川東

柏原村

此外八石浦役

一高三百五十三石五斗五升

串良之内

岩廣村

一高百五拾貳石九斗

寄田村

此外五石六斗貳升浦役

一高四百斛四斗七升

上分

高隈之内

合貳千石、此内浦役相籠也、

右之内千石者加増之地、千石者先年支配之刻、上地之

爲返地被宛行早、

合老万千石之内、千石者無役、殘而老万石之役儀、全可被相勤者也、

慶長四年三月五日

忠恒(花押)

(忠長)
圖書頭殿

674 「本田氏家藏」

知行方目錄

一高貳佰八拾七石二斗九升

川邊

宮下村

一高四佰拾貳石七斗壹升

柏原之内

中別府村

合七佰石

右之地五百石者御加増分、貳百石者先年御配當時、知行依不足被差上候、爲返地被遣者也、

慶長四年三月七日

圖書頭
忠長判

本田六右衛門尉殿

675 「写在御文庫二番箱他家文書卷」

敬白 起請文前書之事

一貴殿・利長被仰談、秀頼様江無御疎略上者、我等儀何様共御兩人同前ニ胸を合、御奉公可申覚悟候事、

一然間就諸事、ぬき公事表裏聊以不可在之事、付相談隠密之儀、馳走有へからざる事、

一自然中絶、又者悪敷様ニ申族雖在之、直申上、相濟可申候、萬端ニ付依怙ひいき存間敷事、

右之旨、於一点も相背候者、

御神名

慶長四年

三月八日

備前中納言

秀家

内府様

676 「家久公御譜中」

伊集院右衛門入道幸侃者匪翹一門之爲末流、居國老列爲國家之成敗、先是 殿下秀吉公西征之時、未知有何忠節乎、賜八万斛之領地、爲昵近專雅意傍若無人、然而未止國老大任、是以隱謀日長月顯者能知之、見國家之迄將墜而不勝忍之、慶長四年三月九日、催芳茗會召幸侃於茶室手自戮焉、雖然渠已爲昵近得宅地別居之身也、不可 將軍家之無恐懼、故入高尾寺屈居者有日于此矣、五大老渠之隱謀所由來能聞之曰、非忠恒之罪科、以得恩免下高尾歸伏見宅也、

677 「義弘公御譜中」

左方比志島紀伊守書簡、雖爲 家久卿譜中之文書、曲載置於是矣、其故與桂太郎兵衛尉・上井甚五郎連判書簡俱爲符合也、

678 「正文」

以上

任 上意出水へ罷越、無吳儀御城請執目出度令存候、度々罷越候つれ共、さのミ心をも不付候キ、此度方々行廻候、存たるよりも見事之在所ニて候、御城も一段よきつまりにて候、扱々御名利難申盡候、 武庫様可有御移由相定候哉、然時者即所もおさまり可申候、勿論なから尤之御談合無申事候、何篇延くと候ハぬやうニ、御分別可目出候、猶追而可申承候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
「慶長四年」

三月十一日

比志嶋紀伊守

國貞(花押)

伊勢(貞島) 弥九郎殿

參人々御中

679 「御文庫廿二番箱八巻中」「義久公御譜中写有之トアリ」

端書無之候、

態申置候、出水郡内志^一守知行分田島帳相渡候条、今晚罷上候、薩^一奉行衆百性等と志^一守下代と、此以前置目等之儀付て、只今御なをし候へと牟岐猪大夫返事ニ承候、あとくくのわさわいに罷成事有之間敷候、自然於有之者、薩^一衆^一御すミ付給候へと申候へ共、無其儀候間不及是非候、定於天下御沙汰可被成候条、其刻罷出、此方も有様可申覚悟候、尤罷越御いとまこひ可申上候へ共、御兩殿も頼而可爲御上洛候間、於上方懸御目可得御意候、恐惶謹言、

〔朱力キ〕

〔慶長四年〕

三月十二日

高島新三

正宗在判

入江忠兵様

橋本平介様

人、御中

680

〔義久公譜中〕

兵庫頭義弘・同又八郎忠恒遂七年軍務、舊冬歸朝於朝鮮國在於城州伏見矣、伊集院右衛門大夫忠棟入道幸侃者當家故舊之臣也、先是 殿下西征之時、割日隅二州中八萬石以賜于幸侃、由是伐功恣威長奢遂非、欲犯君上之意、天人共能知焉、少將忠恒聞渠之陰謀之難有、三月九日、召

幸侃茶亭羞盛膳及苦茗畢、而拜謝退出、則忠恒自追斬之、有長本源次郎忠貞者、素在於日州莊内都城、聞計音、則欲報亡父之讎、忽築十二古壘、財部・安永・野之美谷・山田・志和知・高城・山之口・勝岡・ 梶山・梅北・末吉、恒吉等也、深城隍堅牆壁爲四面外城、且復求勇銳士卒於遠近、集兵器於彼此以叛于 太守、忠恒主在伏見而聞此變事、則告 家康卿、卿即免忠恒之歸國也、

681

〔伊集院幸侃譜中〕

慶長四年己亥三月九日、於城州伏見爲 太守忠恒主所誅戮也、法諱幸侃別号諸宗、

682

〔源二郎忠實譜中〕

慶長四年三月九日、老父凡誅之後、據莊内背 太守、翌年三月、和諧之有媒价、 太守之降旗下、則見居於隅州帖佐矣、

683

〔義弘公御譜中〕

慶長四年、義弘父子在伏見之際、三月九日、息男忠恒主招伊集院右衛門大夫忠棟入道幸侃於茶亭、丁中立之時、手自誅戮、是亦有陰謀企、累年能聞之能知焉、而今如斯、

委曲記忠恒主之譜、故略於此矣、

684 「右馬頭以久譜中」

慶長四年春、大守忠恒主手刃家老伊集院右衛門太夫忠棟于伏見華第、幸侃兼狹野心事發覺以故如是其子源二郎忠貞不順 主命營居城、且構十二砦以露逆心色、因 主率大軍進發、征久從軍帥莊内勢所戰爭、

685 「北郷掃部助久村譜中」

慶長四年三月、伊集院源次郎忠貞企叛逆據都城、且構十二之砦、同年六月、忠恒公御出馬、時長千代丸發軍於宮之城、久村相隨出陣、久治家傳曰、敵出城防戰、時喜入攝津、吉利下總、久村相挑戰、攝津、下總退兵、久村不退而挑戰甚危、兄三久率援兵來、追入敵城内、此時久村之臣數多戰死

686 「樺山權左衛門久高譜中」

慶長四年己亥、私領居于市成者五个月也、
同年 義弘主 忠恒主在雍州伏見、時伊集院右衛門大夫入道幸侃陰謀既露顯、是以三月九日、召幸侃於茶亭、忠恒主手自斬之、長子源二郎忠貞者在莊内都城、聞訃音、則構十二外城、末吉・恒吉・梅北・財部・野々三谷・安永・山田・志和知・高城・山之口・勝岡・梶山也、以欲

報父讎者也、因茲 法印龍伯恐國家之起亂逆、而莊内封疆居警固者數个所、上井之裏渡瀨者肥後某、廻城者山田

入道利安、市成者寺山某、大崎者桂山城守、志布志者久高、于時四、十歲也松山者柏原周防介、高原・高崎者入來院又六

也、就中志布志者所勞心之處也、先秋月某未有敵味方之分別、且自福島至莊内魚鹽之通融不可無疑、次梅北・末

吉・鉄肥之通路牛之峠已下遣勇士爲警固、以致勲功者也、龍伯尊君之公領賜百引於久高、是又故 久保公存生之時、

於朝鮮國有可被充行壹万石之約、是以如斯、
兄規久之子太郎三郎忠征、慶長四年六月卒于伏見之後、

久高爲樺山之家督者也、

687 「樺山紹劔自記」

一慶長四年己亥三月、龍伯樣京都御下向、幸侃於伏見生害、此沙汰有別紙、然ハ庄内諸外城取構弓箭也、

幸侃子共之志理也、然者富限ニ 龍伯樣御坐候間、國中浮雲事なし、去ハ庄内境ニハ先々其用心可有とて、

上井清水之浦ニ渡瀨と云ニ柁を取、肥後名字之者而被差置候、廻ニ山田利安、市成ハ寺山殿、大崎ニハ桂

殿、志ふしハ權左衛門、松山ハ柏原周防介、高原

・高崎へハ入來院又六殿、如此用心有之、仕出し候事ハなし、就中志ぶしハ差出たる所成上、福島へ被居候秋月殿、更ニ身方共不取覚大事之心遣也、敵も彼志布志たに取得候ハ、魚塩等大ニ通へきなと、所存有けれハ、日夜働之事無隙、此方彼方の續打廻、梅北・末吉・飢肥越之通路牛之峠と云所ニ懸りこしかたを仕候間、敵くつろく事なし、就夫志ぶしハ心安成候、此度之忠節之人衆ニハ、久高を一之筆と被付候、此一兩年之弓矢ニ手柄有事不可勝計なと、諸人申候、去ハ久高進退ニ付可然御沙汰共候へハ、愚老満足不及申也、源次郎進退ニ付 龍伯様忝御意候得共不用申、然ハ京ハ又八郎様御下國ニ而、庄内江召向候、先山田之城責落、自夫志和地之城を取巻、彼城落候得者、庄内之分悉く御手ニ參候、則源次郎事可被打果候へ共、京都ハ山口勘兵衛尉殿下着ニ而弓箭之扱也、從 内府様承候子細難有事也とて、龍伯様色々被仰候而、式万斛給候而、源次郎事ハ阿多へ殘され早、

「慶長四年三月十四日ノ狀ニ左之通」

一瀬さき野御牧三十疋余在之由ニ候、前々御馬見廻申

候者申付、猶以改申候事、

一帖佐ハ二階堂傳右衛門・野添善兵衛殿兩人召寄、様子見せ申候事、并在々瀬崎野之ほう駄なと在之分、いづれも念を入尋求申候、先代物を百姓ニくれ申候て、後馬を請取申候、爰許此通ニ仕候事、

一いつミ野・阿久祢野・網津野・長嶋野牧之内、いまに少々有之所も御坐候由申候、急度相改可申上候、手ひろく御座候条、馬數所々見究申候事、急ニ難成候条追々可申上事、

一出水之御城一段結構之御城之由、各功者之衆申候之間、目出奉存候、於様子ハ急度繪圖を仕、細々可申上候、市來治右衛門へ繪圖者申付候事、

右上井神五郎・桂太郎兵衛殿ハ川上四郎兵衛殿・圖書頭殿へ被遣候狀之内ニ相見得候事、

689 『年代記』

一己亥 慶長四年三月十四日、義久下向、同九日、於臥見伊集院幸侃、又八様手打、

「義弘公御譜中」

「正文」

以上

急度申上候、

一我々事、二月廿七日ニ出水へ大坂出船仕、日數十六日

ニ下着仕候、翌日ニ鹿兒嶋へ申通候之条、北郷作左衛

門尉・比志嶋紀伊守罷越請取申、吉日にて候之間、今

月十日ニ御城祝在之事ニ候、於様子者兩人被申上候事、

一出水郡肥後堺目、昔々の様ニはうじ見究申候間、可御

心安事、

一入江殿・橋本殿無吳儀いつミへ被相越、萬御精入在々

御仕置被仰渡候条、有様申上上候事、
「本マ、(符カ)」

一瀬さき野御牧三十疋余在之由ニ候、前々御馬見廻申

者申付、猶以改申候事、

一帖佐々二階堂傳右衛門尉・野添善兵衛尉兩入召寄、様

子見せ申候事、并在々へ瀬崎野之ほう駄なと在之分、

いつれも念を入尋求申候、先代物を百姓ニくれ申候て、

後ニ馬を請取申候、爰許此通ニ仕候事、

一いつミ野・阿久祢野・網津野・長嶋野牧之内、いまに

少々在之所も御座候由申候、急度相改可申上候、手ひ

ろく御座候条、馬數所々見究申事急ニ難成候条、追々

可申上事、

一出水之御城一段結構之御城之由、各功者衆申候之間、

目出奉存候、於様子者急度繪圖を仕、細々可申上候、

市來治右衛門尉へ繪圖者申付候事、

一いつミの本城もあくね邊之分、先々大方之見様にて御

座候へとも、能さうニ御座有とおとなしき者共申候条、

先以申上候、次第ニ善惡之通委可申上事、

一高城・水引・京泊邊之事者、未見申候、追々様子可申

上事、

一在々侍并中間・百姓・諸細工人之かず、人數付申付候

間、近日目錄を以御注進可申上事、

一寺澤志广守殿下代高島新三殿、今迄之仕置不可然ニ付

而、百姓申分入江殿・橋本殿・我々申入、治少様如御

書申達候、就中先年 大閤様以 御朱印、出水郡之者

他國ニうり置申分、人返し被仰付、其通ニ候、然処ニ

左様なるかへり者之内、少々代官銘々ニ本主ニハくれ

不申中ニ在之ニ付而、百姓めいわくの由申候、就夫入

江殿・橋本殿前々高島殿手前被相濟候へと被仰理候へ

とも、其段不聞届、夜中ニ船にて逃被申候之条不及力

候、此間者水俣ニ高島殿逗留被申候、左候て出水とか

「家久公御譜中」

けての出入ニ御座候ツ、にげ被申候ニ付而、高島方入江殿・橋本殿へ進入之書狀之写、懸御目可申ため上せ申候、巨細者御兩人御上洛之時可被仰上事、

一出水郡在ク御知行之帳、是者一々請取申候間申上候事、一ミなまたの事、小西攝津守殿内小西作右衛門尉殿請取被申候、彼方_も使い_つミへ越被申候間、此方_もも追付各談合仕、使を以申談候事、

一いつミ郡之惣様候事、方々見廻申候て、追々御注進可申上候事、

一羽柴對馬侍從殿内下代、何たる出入も無之上國候事、一御狩かくら一段よく御座候、就中御城_が皆々ちかく候之間申上候、猪鹿も大略在之由申候事、此等之趣宜預御披露候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔慶長四年〕

三月十四日

上井神五郎

里兼(花押)

桂太郎兵衛尉

忠銓(花押)

川上四郎兵衛尉殿

圖書頭殿

幸侃御成敗ニ付而、早々飛却可差登覚悟候處、庄内へ使

僧差越候、皮一到來、相待候故、于今延引候、然者源二郎事、下城可仕之由申付候へ共、未相濟候、猶々可申渡候間、落着之儀者追而一人を以可申登候、將又石治少老

へ一通令進入候、慥ニ可被相届事頼存候、恐々謹言、

〔朱カキ〕
〔慶長四年〕三月廿五日

龍伯(花押)

又八郎殿

兵庫入道殿

692 「御文庫四拾八番箱義久 卷中」 「義弘公御譜中ニ在リ」

態用老札候、

一大坂出船已後順風よく、今月十四日輒在所へ參着候事、一當所へ移申付候衆、于今餘多不罷移候、左候へ者、先千石より上之衆書付進入仕候、何方へ被召移候する哉、相定候へ、其跡之屋敷自余へ可令配分候、此内ニ入來院又六事馬ニ數寄乘候、彼是ニ付當所へ召置度候、右之旨此元ニ而凡申出様ニ候、於御納得者、重而落着之儀可申付候、御返事待入候事、

一當作一圓不仕付候、何とも笑止之儀候、乍去糺明とも稠時者、種々ニ申かすむる事有之儀ニ候間、治定之事

者來秋知れ申へく候、先當分者荒地多々可有之躰ニ候、
下國候而驚存候事、

一種子嶋左近大夫知行之事、たね一嶋先年御檢地之時、
高五千二百石余ニ罷成候、其後右馬頭内檢ニ者、八千
五百石ニ成候、右兩高之内何れを以返地可致合點之由、
治少老へ得御意候へ者、兩方之あひを遣候へと承候キ、
左様ニ候者、七千石ニ仕候而可遣候、其内三百石者加
増ニ而候、返地分者六千七百石にて候、然者彼人之事、
此方へ召置めし仕候様ニと治少被仰候、殊更當所へ可
召置由申候、併表方之知行にて候する間、分量之儀何
程ニ候へん哉、様子被仰下候者、それに任せ可令分別
候、先右馬頭返地相濟候者、早々左近へもたねの儀
可申付候、爲御心得候事、

一京都之息女之儀ニ付、治少老へ御すみ付之事申候へと
も未預候、自然小西殿へ欵出候らん、左候へすハ、そ
れより被仰調候而給へく候、憑入存候、猶委曲可申談
候へととも、其元出合之一儀ニ付、急ニ飛脚差上候間非

細書候、かた／＼期後音候、恐々謹言、

〔朱力キ〕
慶長四年三月廿五日 竜伯(花押)

又八郎殿

兵庫入道殿 參

693 「義弘公御譜中」

〔正文在入佐勝左衛門〕

如仰其以後不得御意、無沙汰背本意存候、仍少將殿か
さま御煩ニ付而、可罷上之由得其意存候、明日罷上、直
ニ御見廻可申上候、恐惶謹言、

〔朱力キ〕

三月廿九日

祐乘坊法印

出仙(花押)

羽兵入様

御報

694 「御文庫四拾八番箱義久卷中」〔御譜中ニ正文在大崎衆堀之内
盛右衛門トアリ〕

以上

三月十五日之御狀、同廿九日ニ令拜見候、然者幸侃生書
之儀、今度得御意急ニ仕出し候之欵と存候處ニ、又八郎
短慮之任立、言語道断不及是非候、曾以拙者へも談合無
之候、曲事深重ニ候、兵庫入茂致不會之由申候欵、以可
爲同心候、誠ニ御腹立尤至極ニ存候、定而伺尊意如此候
之哉と存候条、源二郎下城之儀申付候、最前ハ我等可任

分別由申候つれ共、在所無動天耕作等可申付之由、貴老
が被仰下之段、只今申來候間令遠慮候、彼是急度使節を
以可申達候間令省略候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕

〔慶長四年〕

閏三月朔日

嶋修入

龍伯(花押)

石治少老

御報

695 (本文へ六六四号記事ト同文ニツキ省略ス)

696 『雜抄』

一幸侃御成敗之砌、御國許被差立候來より披露状、

但伏見江爲差上由、

今度幸侃御成敗之砌、無御届故候哉、石治少様御腹立由
候欵、依其子細長谷寺江御動坐之由其間得候、各驚入候、
乍去幸侃罪科之事へ、連々治少様御存之儀ニ候間、定而
急度被聞召分、物能可罷成候、其御吉左右早々可奉待、
此等之旨、宜有御披露事所仰候、每事、恐惶謹言、

〔慶長四年〕

壬三月朔日

新納武藏守

(忠志)

拙齋判

鎌田出雲守

政近判

697 『雜抄』

(本文書へ六九六号文書ト同文ニツキ省略ス)

比志嶋紀伊守
國貞判

山田越前守
理安判

平田太郎左衛門
益宗判

種子島左近將監
久時判

新納休閑齋
旅庵判

伊十院下野守
抱節判

町田出羽
存松判

椀山權左衛門
久高判

桂太郎兵衛
忠防判

伊勢兵部少輔殿

(貞昌)

潤三月朔日

新納武藏入道
爲舟判

鎌田出雲守

698

「御文庫四拾八番箱中義弘公卷」「家久公御譜中ニ在之」

以上

伊勢兵部少輔殿

政近判

比志嶋紀伊守
國貞判

山田越前入道
利安判

平田太郎左衛門尉
宗增判

種子嶋左近入道
久時判

旅庵判

伊集院下野入道
抱節判

町田出羽入道
存松判

樺山權左衛門
久高判

桂□
忠詮判

度々御使札、誠祝着之至候、然者爰元之様子、當分替儀も無之候、於様躰者、町田勝兵衛へ相合候間、不能一二

699

「御文庫二番箱義弘公三卷中」「義弘公御譜中正文在卷本トアリ」

起請文事

一在伏見中諸事不置御心、御爲ニ可成儀共見聞於申者、有様可致御入魂事、付如何様儀出來雖有之、御同意可
仕事、

一國本江罷下候共、弥々此地同前ニ何篇可申談事、

一又八郎殿御事、已來不相替、御同前ニ別儀存間敷事、

右之条々、若自今已後於相違者、

梵天帝釈四大天王、惣而日本六拾余州大小神祇、殊者天神熊

野權現、愛宕山、別而鵜戸、霧嶋御爵可蒙罷者也、仍起

請文如件、

慶長四年潤三月三日

伊東豊後守

祐兵(花押)

羽柴兵庫頭殿

參

候、恐々謹言、

「朱カキ」
「慶長四年」後三月三日

又八郎殿

義弘(花押)

700

「雜抄」「義久公御譜中ニ在リ」

起請文

此度幸侃御成敗ニ付而、種々御談合之出合共之中ニ於御
隱密者、毛頭洩問敷候、況始伊集院源二郎、縁者親類雖
有之、至庄内曾以致通用間敷事、

右之旨令違犯者、

▽^(年毛)奉始上梵天帝釋四天王、下堅牢地神冥官冥衆、惣日本
六十餘州大小神祇、別大隅鎮護正八幡大菩薩 霧嶋六所
大權現、取分富隈稻荷大明神 早馬權現、殊薩州擁護新
田八幡大菩薩 開門正一位 鹿兒嶋一宮 諏方上下大明
神 稻荷 戸柱 春日 若宮勸請諸神、加之愛宕大權現
大天狗 小天狗 天滿大自在天神御部類眷屬等、神罰冥
罰各々可罷蒙者也、仍起請如件、△

慶長二年閏三月三日

新納武藏入道 爲舟(花押)

相良新右衛門尉 長辰(花押)

比志嶋紀伊守 國貞(花押)

鎌田出雲守 政近(花押)

喜入大炊助 久正(花押)

山田越前入道 利安(花押)

休閑 旅庵(花押)

平田太郎左衛門 宗増(花押)

伊集院下野入道 抱節(花押)

桃山權左衛門尉 久高(花押)

町田出羽入道 存松(花押)

桂太郎兵衛尉 忠詮(花押)

北郷作右衛門尉 三久(花押)

上井神五郎 里兼(花押)

田代神介殿

阿多甚左衛門尉殿

〔此正文、在御文庫拾六番箱四卷中〕

701

〔御文庫宝鑑中〕「家久公御譜中ニ在之」

猶々早々御歸、珍重々々此時候、旁期面調之時候、

703

〔四本休之進藏〕

態令啓上候、然者幸侃成敗之儀ニ付、拙者心遣ニ候故、
急度兩使申付差上候、巨細之段者、相含口狀候之間、彼
者共可申上候、仍乍輕少銀子拾枚令進覽之候、誠補空書

702

〔三番箱宝鑑中〕

芳札、殊生絹十斤、尤承悦之至候、自高雄歸館之以後、
可及使札之處、延引、以外候、万事期向顔之時候、かし
こ、

〔慶長四年秋〕

後三月七日

〔花押〕〔信尹公御判〕

嶋津又八郎殿

704

〔御文書三番箱中二卷〕

天爵起請文前書之事

事、
今度就談合、不殘心底互申出候之儀、聊以他言申間敷

右旨於違犯者、

奉始上梵天帝釈四大天王、下堅牢地神、惣者日本國中六十
余州大小神祇、別者皇城鎮守岩清水八幡宮 稻荷 平野
松尾 天野大明神 愛岩山大權現並大天狗 小天狗、殊
者薩州鎮守開門正一位 新田八幡大菩薩 天滿自在天
神御部類眷屬等、神爵冥爵各罷蒙身上、於現世者白癩黒
癩之重大病受持、於來世者可墮在無間地獄者也、仍起請
如件、

計候、恐惶謹言、

閏三月七日

嶋修入

龍伯御判

石田治少老

參人御中

慶長二年

閏三月八日

羽柴左近太夫

親成〔花押〕

寺澤志摩守

正成〔花押〕

「御文庫拾七番箱十四卷中」

天爵起請文

嶋津又八郎
忠恒(花押)

羽柴兵庫入道
義弘(花押)

一連々 御養生之儀、爲自然被仰付候、若輩と申、雖斟酌之いたりニ候、任御意ニ御藥を相調申候、弥々以毛頭無別儀可入念事、

一今度醫道累年執心ニ存候処ニ、忝 御意を以、道三・少貳殿へ就相究ニ立入候、扱者從諸國いのミち稽古之仁多々有之と聞得候、自然ハ左様なる人數へ出合儀も可有候、御前之様子、又ハ御國之物沙汰、善悪ニ不依陰言申問敷事、併被聞召候へての儀ハ能々承届、即可申上事、

一奉對 龍伯様・武庫様・忠恒様ニ、少も無別心可遂御奉公を候、萬一世上轉變之儀候共、縁者親類兄弟を相離、應身躰忠節可抽候、兼又世上讒者共有之事に候間、さやうなる時者被仰聞、以其上速ニ御奉公申上度事、

右之旨、若於僞申上者、

▽奉始上梵天帝釋四大天王、下堅牢地神、惣者日本國中六

十余州大小神祇、別者薩州鎮守開門正一位 新田八幡大

菩薩 大隅正八幡宮 霧嶋 白鳥兩大權現 日向妻五

社大明神、殊者鹿兒嶋諏方上下大明神 稻荷 若宮 戸

柱 春日大明神 帖佐新正八幡宮 愛岩山大權現并大天

狗 小天狗 天満大自在天神御部類眷屬等、神爵冥爵罷

蒙身上、於現世者受白黒頼大重病、於來世者可墮在無間

獄者也、仍起請如件、△

慶長二年

壬三月十三日

甕將右衛門尉

武政(花押)

伊勢兵部少輔殿

參

「御文庫四拾八番箱義久卷中」家久公御譜中ニ在リ

到平田太郎左衛門尉被差下候御書中、細々一覽仕候、仍幸侃成敗之儀ニ付、糸々被仰遣候旨具ニ承届候、就其今度比志嶋紀伊守・相良新右衛門尉兩使差上候、巨細之段者彼者共へ申含候間、非重詞候、然者庄内之事、于今楯籠居候、乍去無替儀候条可御心安候、將又其元無人ニ付、上洛衆之儀被仰越候、此方も無油断申付候、必今月十七日ニ可打立候、若國ふりの緩ニ而延引もやと弥稱申付候、

爲御心得候、恐々謹言、

〔朱力半〕

慶長四年閏三月十四日

龍伯(花押)

又八郎殿

參

707

〔家久公御譜中〕

〔正文在島津安藝守久雄〕

猶々御隙之節待入存候、又先日之鷹ハ不相御氣候て、御返し候欵、但御書中ニ餌飼仕候者無之由候キ、其趣ニ候ヘハ、無是非候、若御氣ニあひ候ハて御かへし候ハ、別の鷹令馳走可進之候、無御隔心可承候、又申請候つる鶴ハ、先書ニ如中高羽悉落候間令療治、とヤニ入させ候、夏中ニハ難用立候ハんと存候て、めしつかひ候者ニ預申候、かた／＼以面可申候、

只今出京申候ヘハ、昨日今出川邊へ御出之由承候、御床敷候、自然東山へ御慰旁御越候者、兼日御案内可承候、他出申留守などにて候ヘハ無詮候、定日御しらせ候ヘハ、何方へも不罷出待可申候、兼而存候者、玆敷馬なども牽寄可懸御目候、公へつかひの馬可召寄候、從龍伯被進候鹿毛馬、其外御所持候馬共も御さ／＼せ候らへ、可有御出

708

候、必期面謁候、恐々謹言、

〔朱力半〕

慶長四年壬三月廿一日

〔前公〕
(花押)

又八郎殿

龍

〔御文庫一番箱義弘公五卷中〕

敬白起請文

一對義弘様并忠恒様、毛頭奉存疎略間敷候、於向後可顯心底事、

一當時之儀者、諸篇致遠慮儀雖有之、行末之儀者、御父子江得貴意、御爲如存可入念、心中相違有間敷事、

一自然讒者等於有之者、致神文置候上者、不被置御心有様之旨、可被仰聞事忝可存候事、

右条々於令相違者、

〔上者梵天帝釈四天王以下略〕

仍起請文如件、

慶長四年己亥閏三月廿四日

相良左兵衛佐

賴房(花押)

島津兵庫頭様

同又郎様
參人々御中

〔御文庫拾七番箱十四卷中〕

天爵起請文前書之事

一今度幸侃被加御成敗候、就其善惡之御取沙汰雖有之、

御出合之儀、源二郎親類中并家中之者ニ到るまで申聞

ましく候、勿論如先規、別而御奉公可申上候、又源二

郎事如此中被罷出、無別儀御奉公申され候者、諸人な

みニ出合可申事、

一奉對 龍伯様・義弘様・忠恒様、無別心御奉公可申上

候、縱雖爲縁者親類兄弟、自然惡逆之儀相企申候共、

曾而同意不申、即時ニ言上可申上事、

一一向宗ニ罷成申ましき事、

右條々若於僞申上者、

▽^(牛毛)奉始上梵天帝釋四大天王、下堅牢地神冥官冥衆、惣而日

本國中六十餘州大小神祇、別者王城鎮守石清水八幡大菩

薩 松尾 平野 賀茂 ^(目) 祇園 牛頭天王 御幸八

幡大菩薩 愛岩大權現 六天狗 十二天狗等、殊取分薩

州擁護新田八幡大菩薩 開門正一位 大隅一宮正八幡大

菩薩 霧嶋六所權現 鹿兒嶋諏方上下大明神 稻荷 戸
柱 春日 若宮勸請諸神、殊者天滿大自在(目) 德天神御部
類眷屬等、神爵冥爵一身上可能蒙者也、仍起請如件、[△]

慶長四^己年閏三月廿四日

^(忠長) 圖書頭殿

伊集院弥六左衛門尉

久(花押)

〔義久公御譜中〕

〔此本御文書方ニ有之〕

風呂に沈をにほへせてたきし時、よめるされ歌也、

春風の戸口ふたつに吹いれて

梅かあらぬかにほふそらたき

〔同〕

慶長四年閏三月の末、有人酒多ん半にふかミ草をもて來

てかめにさす、

くハ、れるやよひのすゑに咲そめて

妙なる色のふかミ草かな

〔同〕

沖の小嶋につりさせ、酒のミて遊し時よめる、

みるふさのななき縄手も打はえて

しつけき波の海士小舟かな

711 「義弘公御譜中」

慶長四年閏三月、伊集院源次郎忠實欲亡父之讎於報太守、庄内居城之外修補十二之外城、各入兵士所以不隨守護之命也、

712 「新納旅庵譜中」

慶長四年己亥之暮春、惟新君有告 龍伯尊君之密事、令旅庵爲使節下國之路、經日州綾之際、幸侃之陪臣逢三浦太羅助者、俾黒田七兵衛尉捕捉也、
慶長四年閏三月廿日、聞 龍伯尊君之返言、進發於帖佐赴於上都、榮存房亦上洛、故同海陸也、

713 「又七郎豊久豊譜中」

慶長四年己亥二月、所任中務大輔及侍從也、
同年三月、賜歸國之暇、同廿九日、下著佐土原者也、
同年四月二日、發佐土原到隅州富隈見 法印龍伯公、丁此之時、伊集院入道幸侃爲 忠恒主於伏見被誅戮、息男源次郎忠實在國深恨、徒不得止忽構十二外城、遷守兵聚

兵器待 太守之到攻兵矣、渠若不隨和義、則 太守欲發軍衆加治罰、以故密決評議、而後歸佐土原也、

714 「雜抄中」

態令申候、相守時分柄、自然下々ばはんニ罷渡族可有之候之間、堅可被停止候、若背御法度罷越候儀、重而聞付候ハ、其身之事者不及申、一類悉可被加御成敗候、其上御手前可爲御越度候、恐々謹言、

〔米カキ〕
慶長四年己亥四月朔日

利長(花押)

輝元(花押)

景勝(花押)

秀家(花押)

家康(花押)

羽柴薩广宰相殿

羽柴薩广少將殿

〔義弘公御譜中、正文在卷本トアリ〕

715 『島津氏藏書』

敬白起請文前書之事

一被對 秀頼様、御疎略在間敷之由、尤候事、

一對御父子御兩三人、疎略毛頭在之間敷候、付技手表裏在之間敷候事、

一倭人之族在之而、御間相さまたくる輩雖有之、直談申、互相晴可申事、

右若於偽申者、

▽^(牛主)梵天帝釋四大天王、想而日本國中六十余州大小神祇、別

而伊豆箱根兩所權現 三嶋大明神 八幡大菩薩 天滿

大自在天神部類眷屬、神罰冥罰於身上可罷蒙者也、仍

起請文如件、△

慶長四年己亥

卯月二日

家康〔血判〕
(花押)

薩广宰相殿〔義弘〕

同少將殿〔家久〕

〔義弘公御譜中ニ在リ〕

〔右、旧御番所御文書二番箱中國統新龜鑑中ニ正文アリ〕

〔御文庫宝鑑中〕「家久公御譜中ニ在之」

猶々御懇之儀、喜悅此事候、拙身自分ニも馬共令所持候間、いつれにても可懸御目与存候処、吳々早々御下國之儀無是非候、乍去高麗國永々御在陳、可被

述御窮屈候条、御心安存候、又此書狀龍伯へ御届候て可給候、

預御使札候、本望之至候、殊帷二重給候、御懇志尤令祝着候、内々待入候之処、無其儀事、千万々々御殘多候、珍敷馬共も去方ニ二三疋足仕、早馬一廉候間、光臨之節懸御目、於相叶御氣者、令所望可進之与心懸申候処、旁

御出候ハ寸候事無曲候、大鷹も鶴も令調法候之条、心静

ニ可入見参与存候處無是非候、拙者も爲御暇乞、今明日

中雖參度候、宿願之子細候而、明日從未明南都春日へ令

社參、既迎以下路次まで手筈共堅約、且者 神慮ニ候之間、乍思至其地不越候事、彼是折節返々迷惑候、御分別

所仰候、恐々謹言、

〔朱力キ〕

慶長四年四月三日

〔龍山公〕
(花押)

羽柴少將殿

717 「御文庫二番箱家久公二卷中」「家久公御譜中ニ在之」

猶々萬々目出度奉存候、必聽而以參御祝儀可申上候、以上、

久々不得貴意御床敷存候、然ハ今度御位被成御上、近比々々萬々目出度奉存候、聽而致祠候、御祝儀可申上候、

急之御作事を請取、不得寸暇候間、先以使札申上候、於

高麗表御手柄ニ而、同様之段、一入之御面目、末代御家

之御覺ニ而満足不淺候、具ニハ此使可申上候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕

〔慶長四年〕

卯月三日

吉田豊後

〔花押〕

嶋津少將様

人々御中

〔此書中、御位被成御上云々、慶長四年正月九日忠恒任少將云々、ア

レハ其御祝儀なり〕

718

〔御文庫四拾八番箱義久卷中〕「家久公御譜中ニ在之」

去月十八日之書札、今月朔日到來、細々一覽候、

一今度鯨嶋筑右衛門尉を以、從武庫一ヶ条承候儀、得其

意候、就其巨細口狀を以申談候事、

一内府様へ被遂御礼儀候之処、武庫へ御馬、貴所へ鷹預

申候由、誠外聞実儀目出存候事、

一内府様伏見御城へ被成御移候、其御悦として被差出候

處、種々御懇之由承悦之至候、殊更可被罷下之旨被仰

出候哉、是又萬々目出候、定近日中可爲下着之条、面

を以彼是可申承候、恐々謹言、

〔朱カキ〕

〔慶長四年〕四月四日

龍伯〔花押〕

又八郎殿

719

〔御文庫二番箱義弘十五通ノ中〕

〔本文書ハ一〇八七号文書ト同文ニツキ省略ス〕

720

〔嶋津氏藏書〕

〔本文書ハ一〇九〇号文書ト同文ニツキ省略ス〕

721

〔相良氏藏書〕

乍恐言上、

先年以來之儀、雖不入子細候、于今御失念之事も可有御

坐候間申上候、宗和事、對大友義統毛頭緩疎無之処、讒

人以所行可被召失之儀、証明白候之故、俄ニ籠城仕候、

薩州迄茂其聞得候哉、拙齋老以書信御口能之條々御坐候、

然ハ先年之爲御返答、豊州江可被召向ニ相定、幸之刻候

条、宗和事御當家於被准御幕下者、一稜可被遂報恩之由

被仰越候、雖然君臣筋數代之儀、可致忘失事口惜存候而、

最前之兩通迄ハ不能報書候、然處ニ前中書公被成下御書

御入魂之旨、數ヶ条蒙仰候、其上高知尾江以御才覺入番

奉行四人、入田江被差籠候、且右之上意不淺、且爲恨讒

言掠可奉守御當家由、家臣之者共地盤相定、御加勢案内者仕候處^ニ、依御高運豊州無難雖被屬御安利候、太閤

殿下依御下知被退豊州、其以後御國迄遂參上、倍忠貞無別意候間、親類之者共一兩人戰死之御奉公仕候儀、洵底

御存知之前^ニ候、豊州以來之儀、掃部助事ハ其節若輩^ニ而不存候、愚拙不期明白候間、以書物申上候、右之趣可

然様^ニ御披露所仰候、以上、

〔慶長四年秋〕
卯月十日

〔親押〕
入田左馬入道

相良日向守様

722 「家久公御譜中」

今度賜暇歸國、使本田六右衛門尉登大坂城、出船之後、

上達歸國故於 秀頼卿、卿大悦高意懇懇、且復賜駿馬、

幅毛、委曲有 義弘公高書、記左、

723 「御文庫四拾八番箱義弘卷中」 「家久公御譜中ニ在之」

猶^ク御拜領之御馬、一段見事之御馬不及申候、以上、

其後者此元替儀も無之候、相良新右衛門尉今日上着、則

竜伯様御意趣之通、國元之様子共念比^ニ承届候、御返事

之儀、相良新右衛門尉を以急度可申上候条、今度者先一

書をも進上不申候、此等之旨能様^ニ可被申上候、就中庄

内之儀未相濟之由候間、御才覚之儀不及申候、源次郎弟

共之儀も、弥加主へ在之由きこえ候、次^ニ今度大坂へ本

田六右衛門尉爲御使罷出候処、別而御丁寧^ニ被仰出、

秀頼様より貴所へ御馬月毛拜領させらるゝの由候、彼御

馬有る中^ニ、一段被入御念御給之由候、外聞旁可爲御滿

足と存計候、追付下し可申候間、可有御拜領候、何も相

良新右衛門尉急度可差下候条、期其節たゝ今不能一二候、

恐^ク謹言、

〔朱力半〕
「慶長四年」卯月十四日

義弘〔花押〕

又八郎殿

724 「上原氏文書」

尚以条^ク儀、此方□□さる事ハ□□可預候、

万端奉憑候、^〱、我もも□□なき□□、迷

惑追^ク御すもし、□□、中^〱致下向候間□□、

其後不申通候、□元上下無吳儀候、可安御心候、仍其地

へ拙子居役所被下候欵、其かゝる□普請とちまらず之由

申參候、我^ク留主に候間不及□非候、乍去餘^ク見苦敷候

てハ迷惑至候間、かた^〱以御分別御見廻候ハ、何と

726

『本田氏文書』

我等中達候而、各へ進之候、御勢揃之御道具之代銀之内

號、稱豊國大明神也、
慶長四年四月十八日、有豊臣廟營之終勞功、今日賜其雅

725

「義久公御譜中」

「愚考」
二從 義弘公 忠恒公ニ御異見被仰遣候慶長四年二月御狀ニ云、野村喜介事、知行可召上候由、龍伯様御聞被遊候而、野村・福永兩人者日向を取候而御奉公申候間、不淺忠仁ニ而候条、知行を召上被成候儀を御留被遊候事有之由也、左アレハ、此狀モ慶長四年ナルベシ

□ 原源右衛門

卯月十四日

「慶長四年ナラン」
「上原」 右衛門佐 尚張(花押)

そ閉候やうニ、御入魂所仰候、隨而承傳候へハ、先年之儀日向國取候て上られ候、□ 節福永殿・野村殿など□ □ 而知行等□、先与仕被置候儀ハ□ □ く候、我々ハとても申儀いかゞニ存候、□ □ 爲子孫候間、かやうニ内□ □ 其元被聞召合承たく候、此儀にあらす、我々身上向之儀ニ付合共候ハ、可然様に弥御入魂所仰候、將又此元様子、下向衆可□ □ 知候間、閑筆に候、□ □ 謹言、

727

「御文庫拾六番箱四卷中」 「義久公御譜中案文有之トアリ」

覚

- 一 正八幡御馬之事
- 一 福山野之駒之事
- 一 石火箭之事
- 一 輝元・案國寺之文之事
- 一 圖書頭書狀之事
- 一 安永口外之伏之事
- 一 こたつの事
- 一 兵具所之事
- 一 猪之はなを御留可有事

四匁者分五り不足、過上之兩篇、當時爰元ニ在之算用帳迄ニ而者難窮ニ付而、請取狀等ニ而、後日可有沙汰由尤ニ存候、萬一何方ニ而も澄かたく候者、我等手前ニ而相納可申候、以上、

慶長四年四月廿一日

伊勢平左衛門尉(花押)

上床藤右衛門入道殿

本田助允殿

白坂七右衛門入道殿

一 寺澤殿・小西殿越着之事

〔年月日ナシ〕〔朱カキ〕「慶長四年秋」

〔義久公御譜中〕

〔案文有之〕〔前ハ欠〕

一 爰元御陳取御左右之事、

一 加治木御藏米未進之事、入組多くと聞え候、今少致糺

明□、委可申上せ事、

一 石田□藏米之事、是も内々入組候へ共、先福新兵存候

事にて候、其許之様子委仰聞候而、かれを指下されへ

き事、

一 内府様・羽肥前守殿御中ニいひ事出來候やうに申候、

何たる儀にて候哉、書可被下事、

一 たからべ境軍之事、

一 江戸中納言殿御使之事、但當地へハ未無來着故、無心

元存候事、

一 御書餘多所へ參候事、

已上

〔朱カキ〕
〔慶長四年〕

〔御文庫四拾八番箱義久卷中〕〔家久公御譜中ニ在之〕

猶以北郷作左衛門尉事、從其元すぐニ軟御暇被下、

罷歸候すらん、かならず此方之ことくめし被烈候へ、

爲御心得候、

御使札之旨、慥ニ承届候、仍御下向之由千萬目出候、先

早々到當地來儀候へ、何篇遂談合、其後之分別たるへく

候、片時も被成急候而肝心ニ候、上井仲五を以條々承儀

候間、彼者にて御返事可申候へとも、遠路草伏候らんと

存、令用飛脚候、將又種子嶋左近大夫爲御迎可差越旨申

付候処、廻之城取從昨日立候ニ付、利安彼地へ罷越、

當時此元人なしニ候間、左近事召留候、乍去一左右次第、

中途まで可指遣覚悟ニ候、かた／＼期面談候、恐々謹言、

〔朱カキ〕
〔慶長四年〕四月廿五日 龍伯(花押)

又八郎殿

參

〔北郷家藏〕

貴所上洛之儀、安宅殿到相談申下候キ、然者高麗之就役

儀取紛候間、初秋之比可罷上由候哉、乍去當家之事も軍

役之外ニ令在京候、左候時者貴所上洛之儀、不混軍役事

候条、早々打立肝心候、不可有延引候、猶年寄可申候、

恐々謹言、

〔慶四款〕

四月廿八日

龍伯(花押)

北郷長千代殿

〔忠能〕

731 「家久公御譜中」

今度下國之時、使竹内兵部持一翰遣飢肥、達近日可退治
莊内之旨於伊東氏、其返翰記左方、

732 「御文庫二番箱家久公八卷中」「家久公御譜中ニ在之」

以上

御使札畏存候、殊ニ爲御音信胴服式々、并曝式拾端被懸
御意、是又忝次第候、隨而庄内表之儀、急度可被仰付
之旨御存分次第候、併時分柄之儀ニ御座候条、能々被成
御分別、其上 龍白様并御家中老者中被任御吳見尤ニ存
候、何も追而自是可得御意候、委細御使者口上ニ申入候
之条、不能詳候、恐惶謹言、

〔末力半〕

「慶長四年」

卯月廿九日

伊東豊後守
祐兵(花押)

羽少將様

参貴報

733 「御文庫拾七番箱十四卷中」「家久公御譜中ニ在之」

覚

一 幸侃さいし居所東福寺へ、拙子しんるい者東郷彦右衛
門尉・八代民部左衛門尉罷居候条、見舞として参候、
同心者ねしめのあい河山ふし東福坊、同心候而参候、
一 右兩人にて物語被申候、市成掃部兵衛尉殿・津留拾郎
右衛門尉殿見舞被参候、其上御屋形内に物沙汰はかり
の見候程候事も、つけ候仁有之由被申候、つけ候人ハ
御そは本ニ御座候、無餘儀人と申候、上下之御屋形之
分ハ不承候、
一 庄内へはゞをめし置申候、其方々文のほり申候を、幸
侃の内大田清右衛門尉と申人之夫ニ持せ被遣候、きや
うこく殿屋形之ついちの本にて請取申候、
一 拙子刀、去々年在京之時分、大坂もしや之内次郎左衛
門尉と申人、しちニめし置候を、幸侃之内桃山藏允と
申人所望にて候間、うけさせ申候、是も今にハふゑん
りやうと存候、其故ハ幸侃はて候後、大坂にて談合申
候、

右之条々、只今御せいはいニ及候とも、それハ無是
非候、少も偽之儀不申上候、仍爲後日證跡如此候、

慶長四年

四月卅日

旅庵老

比志嶋大膳允殿

長濱与一兵衛殿

久富但馬入道殿

参

西俣七兵衛判〔厚トミヘタリ〕

〔表紙〕

編 後 舊 記 雜 錄 卷 四 十 五	義 久 公	慶 長 四 年 自 七 月
	義 弘 公	至 五 月
	家 久 公	

734

『新納氏文書』『義弘公御譜中ニ在リ』

天罰起請文

〔異筆〕
〔本田助之允〕

一幸侃妻子爲番手鞍馬へ罷越候、然者彼居所へ通用申間敷事、

一小傳次兄弟居所ニ、御國元之衆出入申仁於在之者、雖爲親子兄弟親類、有様ニ言上可申事、

一御番之間、町行見物堂宮參仕ま敷事、

一小傳次兄弟之家中之者ニ、一切通用申ましき事、

一公用之外、他方之人衆へ參會つかまつるましき事、

右條々毛頭於僞申者、

〔牛王〕
〔神名〕

慶長二年
五月朔日

本田助允

元親〔花押〕

平田五兵衛尉

■〔花押〕

宇都藤左衛門尉

宗昌〔花押〕

細田覺右衛門尉〔花押〕

〔右四人実名・判不明〕

大井七右衛門〔判不見〕

〔新納長住〕
旅庵老

〔此正文ハ、御文庫拾六番箱九卷中ニ有之、然共細田・大井ノ兩人ト宛書切ル、カ、ナシ〕

735

〔御文庫拾六番箱九卷中〕〔義弘公御譜中正文在加治木衆新納仲左衛門トアリ〕

覚

一御年頭之事、

一金子貳百枚借給候事、

一右金子、三方より可有返上事、

一右式百枚之金子を以、御借銀之利分ハ相濟申候間、本

銀之事ハ於國元可有御返弁事、

一自今以後、金銀米錢他借被成間敷由、内府様被仰出

候事、

一 庄内之事、

一 上方之事、

一 加治木未進米之事、付佐和山より可參銀子之事、

一 石治少御藏入組之事、

一 富隈・鹿兒嶋・帖佐より在大坂船加子之事、

一 宗固意分之事、

一 かうちへ渡唐船之事、

一 高竈唐人之事、

一 ばはん人方へゆるし被遣候事、

一 御家景中之加子就渡唐、他國より雇申候といふ共、一

切被出ましき事、

一 ばはん船いよく停止之事、

一 吾等藏入所定之事、付出水移衆知行くりかへの事、

〔年月日ナシ〕
〔朱ニテ慶長四年トアリ〕

736
「御文庫拾六番箱九卷中」〔義弘公御譜中正文在加治木新納仲左衛門忠雄トアリ〕「上書ニてうさ」

覚

一 從 内府様黄金貳百枚御借給候、此金を以借銀之利平分を被成返濟、本銀事者於國元皆濟可在之由、被仰

出候事、付自今以後者曾以他借被成間之由、〔敷ノ字落カ〕同前ニ被仰出候事、

一 右貳百枚之金子御返弁之事、

一 出水移衆へ御支配之事、

一 渭濱渡唐仕立之事、付平左衛門尉下向之時被差下候う

寸板・なつめ、可被誂之事、

一 納戸へ在之御物之内、可被賣之事、付彼奉行上床藤右

入・和田右京亮可爲兩人之事、

一 ははん荷物可被賣奉行人、右之兩人并岩崎藤左衛門尉

たるへきの事、

一 南林寺へ平左衛門尉殿被參、年頭之御札可被申之由候

事、付礼式百疋持參之事、

一 日新寺并雪窓院へ、以使僧可被申之事、いづれも礼

式鳥目百疋宛たるへき事、

一本田六右衛門尉殿知行之事、

一 數寄屋之路地ニ松薄可被植之事、但不取隙人衆ニ可被

申付之事、

一 あまつらの事、

一 源氏一部可被上之事、

一 前田新三知行之事、但妹尾一跡之内五十石分之事、

737

『永吉邑主藏』

- 一 阿多大日寺上洛之事、
- 一 太平記書次之事、但筆者宗明、せん齋・笑栗、
- 右本之儀者、 竜伯様可被申上之事、
- 一 高寺へ御齒之爲御祈念、米山參籠之事、
- 一 蒲菊之枝、出水へさゝせられへき事、
- 一 此跡神木・佛木被切候所へ杉さし之事、付隙を不取人衆へ可被申付之事、
- 一 帖佐衆中へ在陳御礼之事、付御書・条書別ニ在之、
- 一 八木仕上之時、他方之賃船無心元被思食候之事、
- 一 硫黄可被指上之事、
- 一 半納米未進、肝付吉兵衛尉手前ニ在之由、或人申上せ候事、
- 一 比志嶋紀伊守殿知行百石、高城御藏入之内たるへき事、
- 一 去々年算用ニ有物と書出候物共、代官衆へ稠被申付、急度可被指上之事、但日記之宛笑栗可存之事、

〔年月日ナン〕
〔朱カキ慶長四年〕

熊申入候、大佛からかねの事、御手前式万貫目被買調、

木食上人へ可有渡候由被仰出候通、最前申入候處ニ、于

738

『伊集院氏藏書』

今少も無御渡之由、御油断之至候、先書如申入候、代物被仰付之儀候間、早々御渡尤存候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔慶長四年〕

五月七日

長東大藏

正家判

増田右衛門尉

長盛判

徳善院

玄以判

嶋津又八郎殿
(家心)
人、御中

其地在番之由、辛勞之至候、時分柄之儀候間、無緩勤番簡要候、此方へ可被相越儀、此節へ無用候、用段於有之者、從是可申越候、仍庄内之儀先差越使者、下城之儀申聞候、於無承引者、可及發向地盤候、猶追而可申候、謹言、

〔慶長四年款〕

五月八日

忠恒(花押)

抱節
〔伊集院下野守久治入道抱節〕譜中ニ在リ

739

〔御文庫四拾八番箱中〕「家久公御譜中ニ在之」

去月廿三日之書狀、一昨日七日到來、令披見候、先以海

上無吳儀着津之由、千々萬々目出令満足候、仍庄内之儀

未相濟候哉、様子竹内兵部へ從 竜伯様被仰舍、被指上

之由、得其意候、併于今無上着候、返々庄内之儀被聞食

度之由、切々 内府様被仰候間、追々以飛脚様子可被仰

上候、隨而被入念判紙被上候間、書狀相調伊那圖書殿迄

申入候、則 内府様へ被懸御目候、御祝着之由候、猶

此元之様子比志嶋大膳亮へ相舍候間、可被聞せ候、恐々

謹言、

「朱力半」五月九日

義弘(花押)

又八郎殿

「家久公御譜中」

「正文四之」

令歸國候者、早々可致 社參覚悟候處、難去故紛儀候間、

先以爲名代、彼文殊院申付候、仍鳥目三百疋祝禮之驗迄

候、於 神前可有御祈禱候、恐々謹言、

「朱力半」

「慶長四年」

五月九日

少將

忠恒(花押)

霧嶋山

座主

案下

「御文庫廿三番箱義弘公十四卷中亨也」義弘公御譜中ニ在リ

慶長四年五月十一日

新公家衆

御法度御請之連判

御禁制條々

一 はくち諸勝負之事

一 鉄炮をはなし候事

一 かほをつゞミ路次を通候ものゝ事

一 道路にをいてかまつかひの事

一 道路辻にをいてすまふ取事

右先年より御法度之条數之内ニ候之處、此ヶ條猥輩在

之付而、今度被相改、弥御停止之旨存知仕候、自身之

儀者不及申、家來之者共下々ニ至る迄、御法度之旨入

念可申付候、若相背族於在之者、則其者可有御成敗候、

其時少も存分申間敷候、仍爲後日狀如件、

慶長四年五月十一日

清須侍從

北庄侍從

能登侍從

安房侍從

宇都宮侍從

常陸侍從

三吉侍從

丹後侍從

出羽侍從

越後侍從

金山侍從

郡上侍從

吉田侍從

伊奈侍從

伊賀侍從

土左侍從(長曾我部元親)

對馬侍從(宗義曾)

久留目侍從(小早川秀包)

薩摩侍從(立花宗茂)

柳川侍從

若狹少將

大崎少將

結城宰相(毛利秀元)

安藝宰相

小松宰相

大津宰相

丹後宰相

大野宰相

岐阜中納言(小早川秀也)

筑前中納言

德善院(玄以)

淺野彈正少弼殿(長慈)

増田右衛門尉殿(長慈)

長束大藏太輔殿(正慈)

742

「義久公御譜中」

「正文在留守右衛門」

正八幡領

隅州宮内うち山田村之内

高五拾石

屋敷二ツ

右之内十石畠方也、

已上

先年以京儀諸社領雖令勘落、新仁今度致寄進候、然者從前々當家之爲祈願人之故、到貴所相付早、元日之大節供

如舊規堅於神前奉備、聊無怠慢可被抽精析者也、

慶長四年五月十七日 龍伯(花押)

留守次郎三郎殿

743 「義久公御譜中」

「正文在馬越家前田主計」

御霧嶋領 「此四字未カキ」

高伍十石

此内畠方十石

右令奇進之旨者、先規之諸神領、以京儀雖致勘落、當家長久之守護依誓願、今度別而少地を相付早、偏御感慮奉仰故也、

慶長四年五月十七日 龍伯(花押)

華林寺

744 『寺院文書』

隅州曾於郡田口村之内

高五十石

やしき三ツ

此内十石畠方

已上

右令奇進之旨者、先規之諸神領、以京儀雖致勘落、當家長久之守護依誓願、今度別而少地を相付早、偏御感慮奉仰故也、

慶長四年五月十七日 龍伯(花押)

霧嶋社領 寄進狀

「上包」 尾谷御寄進狀

「外ニ華林寺宛之御同案有之、略ス」

745 「御文庫拾七番箱十四卷中」家久公御譜中ニ在之

猶を以申入候、掃部左衛門尉も一昨日各同心仕候て、月野村迄罷越見舞申候、恒吉之城近迄人數召烈見申候へ者、殊外普請□見得申候、恒吉堺之村々何れもあかり申候、是又爲御存知申上候、月の堺馬十疋とり申候、さふせつニ井崎田衆勘兵衛召烈候て、五日程ニて參候、爲御心得申候、

一昨日從飯肥魚塩通道之儀ニ付、六人被打巢候^(果カ)之書狀、

以飛脚を被指越候間、其書狀持せ申候、爲御存知申候、

一槻野堺目寄々村人數を、一昨日藤か嶺岡之村へあけ置

申候事、

一内藏名之内比袷か野々村之衆、從庄内まきとり候する

由、松山へおち人申來候ニ付、柏原殿より一昨日酉之

刻ニ書狀參着申候、追付衆中・町衆・内藏衆・田浦衆

合人數百程、牛之刻時分ニひしやか野村へ被罷着、樽

王口・いつりは口・松川口、彼三口ニ人數指遣し夜明

迄待候へ共、無何事候条、ひしやか野村妻子等迄、内

藏肝煎村へ召置候、七山・後谷・ふつくろ三村之百姓

子共、右同前ニ召置候事、

五月十七日
有馬掃部左衛門尉
純昌(花押)

帖佐三五坊
宗隣(花押)

栴山權左様
參人々御中

746 「御文庫四拾八番箱義久卷中」「家久公御譜中ニ在之」

貴所内儀、知行方安堵させられ候、至拙者大慶不過之候、

爲右之御礼使者被差越候之間、令傳筆候、仍絹子・帷二

進之候、寔祝儀計候、猶巨細者河上七郎二郎へ申合候条、

不能一二候、恐々謹言、

五月廿日
竜伯(花押)

又八郎殿

747 指出之事
高四拾石

慶長元年十二月廿日、望申候て主従二人罷立、慶ノ三年

二月、御供申歸朝申候、但所之御盛六ヶ月分被下候、十

八月分私堪忍仕候、以上、

慶四
五月廿一日
本村半右衛門尉書判

高城左京亮殿

御文庫四拾八番箱義久卷中」「家久公御譜中ニ在之」
御自筆ト朱カキアリ」

748 「御文庫四拾八番箱義久卷中」「家久公御譜中ニ在之」
御自筆ト朱カキアリ」

猶々廿七日者悪日にて候、御たち有ましく候、何共

天氣しかくなく候けにあしく候へ、明後日廿五

ところ申付候へ、

幸便之条令申候、仍明日ハ吉日にて候間、市成之城とり

かまへへきに、打たせ候、定而此わきハ敵方よりも可

及行ニ軟と存候、其方へ御遣候てハ、何之談合モ事延候、

廿八九日之比ニ者當所へ御こし候て、諸偏さしよせ御分

別候へかしと存候、并我等か事モ明日ハしかと罷居、可

然之由各申候条、しかと罷居候、御越待入候、恐々謹言、

五月廿三日
竜伯(花押)

又八郎殿

749 「御文庫四拾九箱中」

「上文切ル」
ハシテ存事ニ候、將又庄内通融之儀ニ付、於御領内稠成敗共有之由承及候、是又祝着之至ニ候、弥往還無之様ニ頼入候、恐々謹言、

五月廿四日

嶋修入

龍伯(花押)

伊東豊前

750 「正文在島津弥市郎久近」

隅州桑原郡中津河村

高千佰拾二石九斗六舛

清水之内湊むら

高四百九拾五石四斗七舛

此外網船アリ

廻之内網一帖

同内 塩屋一間

合千六百拾壹石七斗六舛

右之内加増三百石

慶長四年五月吉日

751 忠辰

又太郎

忠隣

三郎次郎

忠清

備前守

忠榮

越前守

久基

民部少輔

忠富

嗣入來院氏、称伯耆守重國、

忠豊

久弘

久矩

弥市郎

民部少輔

久近

久昌

弥市郎 伊織

弥市郎

752 「忠榮ノ譜中左ノ如シ」

慶長八年癸卯、母堂御平卒去、時奉 義久公之命、御平

之遺領隅州桑原郡中津川村知行高千二百斛、被附於數ヶ所鹿倉、且御平家人六十餘人居附被相添、持留拜領之、故獻本高五百斛、御使伊集院伴右衛門尉久共也、

753 「忠將一流系圖」

右馬頭以久三男

忠興

字堯舜房 右馬頭

慶長四年己亥五月廿九日、於種子島誕生、母松木貞右

衛門尉姉也、

754 「御文庫四拾八番箱義弘公三拾卷中」

覺

一御先祖之儀ニ付而、 竜伯様被食付たる作法、懈怠あるまじき事、

一惣別殿中之作法、并諸侍・中間・小者・町人已下可被食出儀、 竜伯様被食付候様子、不違やうニ可有分別

事、

一濱之市へ御用所之有無、切々被參、諸事 竜伯様可被得御意事、

一鹿兒嶋之儀者不及申、諸外城置目等之儀者、 竜伯様へ得御意候て、可被相定事、

一諸方より用所申來候へん時へ、役人を被定置、急ニ取次可申事、付諸侍出仕ニ早朝被差出、可有對面事、

一無足衆へ心付之事、付高麗へ以出物人數を仕立、其上ニ自身高麗并京都へ參候者共へ御礼之事、

一鹿兒嶋へ移望申者雖在之、其仁を見計、可被食移候、さやうなる者之躰を以、主人の心中をよそよりはかる物にて候間、分別可入事、

一殿中番之請取渡し、無聊尔之様ニ可被仰付事、

一普請ニ念を入らるへき事、付殿中掃除之事、

一下着候者、追付隣所衆へ使を可被遣之事、付折々念比に可在之事、

一家中出家衆へ、言葉にて成共念比に被仰候て、可然候事、

一支配之儀ニ能々念を入らるへき事、付新知行あるひへ加増可被遣之儀者、能々可被遂談合之事、

一遊覽慰ミの儀ニ、遠慮可入事、

一何篇法度を可被仰出時、思唯肝要之事、

一諸人依怙かまじき儀、多分在之事情間、其遠慮題目之

事、

一大酒停止之事、付食物已下彼是晝夜之用心、由断あるましき事、

一人人之物、可有所望儀者、遠慮可入事、

一むさとしたる者、當座之興を催し候とて、側ちかく被

食仕間敷事、

一かこ嶋みたりなる振舞仕者於在之者、辻切を被出候て

ハ、いかゞ可在之欵之事、

一扇の骨竹之事、

一てッほうはり候者之事、

一えむせうにの事、

一唐船喫之事、

一新田宮再興之事、

一家中ニ制札不立之事、

「此御文書年月ナシ、写ニ慶長四年夏ト在之、覺ト在之場ニ、從惟

新様少將様江御吳見之御条目と在之、写ニ糺合スルニ、文字ノ吳同

多く、正本写敷置也」

「此一書、義弘公御譜中ニ在リ」

覚

一龍伯様被召置たる法度以下、用捨可入之事、付御内之作法出仕以下、此跡ニ不易やう可有分別之事、

一國本用所之儀不相濟内ニ、遊山之亂酒など可有遠慮之事、

一御留守中、諸喫之様御尋可在之事、

一諸外城無足衆ニ、可被仰聞儀可在之事、

一元日作法之事、

一於鹿兒嶋神水之事、付一向宗法度之事、

一信心之儀、被捨間敷事、

一無余儀衆生害之儀者、遠慮可在之事、

一國衆なと成敗之儀ハ、能く可有捨之事、

一女中方、ミたりかハしく無之やうニ可被仰付之事、

「此正文年月ナシ、写ニ慶長四年夏ト有之」

「義弘公御譜中ニ在リ」

『雜抄』

慶長二年八月十五日、於全羅道南原表、大明國軍兵數千騎被討捕之内、至當手前四百廿人伐果畢、同十月朔日、於慶尚衛泗川表、大明人八萬余兵擊亡畢、爲高麗國在陣

之間、敵味方闘死軍兵皆令入佛道也、右於度々戰場、味方士卒當弓箭刀杖被討者三千余人、海陸之間横死病死之輩、具難記矣、



薩州嶋津兵庫頭藤原朝臣義弘

建之

同子息少將忠恒

慶長第四_己歲六月上澁

「右、高野奥院ニアリ」

757

「御文庫四拾八番箱中」「家久公御譜中ニ在之」

猶々宗也事も、庄内へ堪忍之由候、もし罷出度之由

申候者、可被添御心候、いかやう共承儀者無之候へ

共、連々知人之事候条、爲御心得申候、以上、

寺澤志_一守殿_二貴所へ可申之由承候条、令啓候、仍堺あ

ふらや道機代官_二郎左衛門尉事、庄内へ堪忍候、彼人無

吳儀罷出候様ニ有度之旨、道機訴申ニ付而、寺志_一竜

伯様へも、貴所へも、書狀を以被仰之由候、旅人之事候

条、竜伯様へ被得御意、よきやうニ可被添御心候、恐

々謹言、

「朱力_一」

「慶長四年」六月一日

義弘(花押)

又八郎殿

758

『旧記抄』

芳墨披閱、本望候、仍以孫右衛門尉殿被仰趣、委曲得其

意、即遂披露候処、御感不斜、如此之不及謀略、近日易

雖可相濟儀候、各以御調儀、從彼方角忠節之仁於有之者、

一稜可被付御手候、勿論不可有他言非儀候間、御前へ披

露之外者、從拙者爲存知仁無之事候間、被得其意、御隱

蜜尤候、又兩人江茂爲後日之墨付遣置候、猶孫右可被仰

達候間、不能細書候、恐惶謹言、

慶長四年

六月三日

入田左馬入道殿

御返報

伊勢兵部少輔

貞昌(花押)

759

「御文庫一番箱家久公八卷中」「家久公御譜中在之」

態令啓上候、伊集院源二郎居城山下ニ、堺油屋二郎左衛

門助九郎罷居候、此者之儀、油屋道幾爲代官差下候、道

幾拙者從先年懸目申者ニ付て、兵庫頭殿へも申入候、則

以書狀被仰候、早々可罷出旨申遣候条、無吳儀被仰付候

て可被下候、恐惶謹言、

「朱力_一」

「慶長四年」

六月十五日

寺志_一

正成(花押)

760 「御文庫四拾八番箱中」家久公御譜中ニ在之

此元之様子、巨細大田吉兵衛尉へ相含差下候へ共、好使
之条、追々申入候、庄内之儀如何無心元候、若人數など
入事候者、此方へ罷上人數など、其元へ被食置候へてハ
の者者、被食留候て肝要ニ候、何れ共諸事不可有由断候、
就中帖佐之儀、委大田吉兵衛へ申きかせ候間、被爲聞、
弥外聞実儀可然之様ニ被仰付候て可給候、萬々たのミ存
候、恐々謹言、

「采カキ」
「慶長四年」六月十五日
少將殿
（家久）
（義弘）
惟新（花押）

761 「御文庫四拾八番箱」義久「卷中」

尚以軍敗之事者吉田へ申付候、矢あハせの事、無御
由断可被仰付候、左候而、廿日當所へ可被指遣候、
以上、
態一書を以申候、可有御隱密候、仍庄内境目へ人衆可被
差出日取、廿日一日二日之間たるへき由候ッ、然者就御

祈念光明伺候仕、吉田へ以談合、廿日一日者差合之儀候
間、廿二日可然候するよし申候、扱者如其此元可申渡覺
悟ニ候、其御分別有へく候、使若輩之儀候ま、用一紙
候、恐々謹言、

六月十六日
又八郎殿
参
龍伯（花押）

762 「旧記抄」正文在本田助之丞親長

今度爰元出會之後、以使札成共雖可申上候、通路無之故
乍存候、然者去三月石田治部少輔殿爲使、櫻木平右衛
門尉殿被罷下、此中當地へ滞留候、早々罷上度之由候へ
共、海陸共ニ往返不被罷成候付而、今ニ延引候、此節上
洛之儀候条、一人相添差上候、此表之様子、可預御取成
候、殊去春之時分、武庫様御直書被下候、謹而拜見
仕候、其御請文相五左迄申上候、定而可被達 上聞と奉
存候、其時之御書面ニ、我等進退之儀御心之及、可被加
御懇意之由、外聞実儀忝候、乍去爰元之躰、義弘様御
意ニハ、はたと相違仕候、其子細者、最前幸侃生害被仰
付候由相關候へハ、則濱之市へ伺 上意候、幸侃御成敗

ニ付、武庫様 又八様へ我等身上之儀得 御意、いかやうニも分別可仕之通雖申上候、終無御納得候、于今も諸口往來被成御停止、拙子事も幸侃同科ニ可被成御噺と相見得候て、堺目ノも放火共候、何共迷惑之式不可過御賢推候、就夫拙子身上落着之儀、義弘様も不被仰下間ハ難相濟存候、然間一着之始末奉頼候、此等之趣、早々雖可申上候、右ニ如申上候、當時被召筆跡ニ候へハ、乍存疎意之様ニ候、定而我等儀ニ付、種々無筋事をも御耳ニ可入候、併毛頭無疎略候、と角 武庫様を奉頼候てハ不叶儀ニ候之間、よろしく被仰上、急度一途相濟候様ニ御披露所仰候、恐惶謹言、

「カキ入」

六月十八日

「川上參河守也(忠督) 肱枕老

伊集院源次郎 忠貞

「此写、御文庫廿三番箱義弘公十四卷中ニアリ」

「義弘公御譜中ニ在リ」

「在佐々木新右衛門」

覚

先年 久保様高麗江二月廿八日ニ御打立云々、高麗ニ而

年八ツとり申候、九年めはたちに歸朝申事ニ候、爰許にて手仕立候得者、庄内山田ニ罷立候、守田御陣取ニも諸人并ニ參候て、御普請等相問目候、長壽院組下ニ候得者、間之かき仕寄、一入目ニ立被召候付辛勞申候、志和知・大手ノ口たれニツ御座候、拙子かやヲせをい、ひしをぬき忍付、二ツ之たれ燒落申候、山ノ口へ人數指向申候時分、しいの大藏・谷山次郎右衛門尉・伊地知民部少輔、此人衆同心を以鎧合仕候、拙者事ハ其口にて、出家はたらき申候をつきふせ申候て、御奉公申候云々、

慶長十四年 八月十六日

「居佐々木季綱」

大山稻介

町田勝兵衛尉殿

「家久公御譜中」

猶々男犬つかれハ此邊にも無之候、別而珍數存候、女犬ともにあはせ、よき子を取可申と、一段令満足候、

玆章披見、尤本望之至、殊鳥犬之儀、扱々早速ニ御上候而給候、喜悦之至無申計次第候、可令秘藏候、鶉をかミ候犬ハ爰元ニも候、たゞ鳥をかみ申候、山逸物稀ニ候、

千万〱祝着此事候、近日可有御上候様ニ承候、畏左様ニ候へかし、相積事共以面申度候、猶委曲申候へんすれども、急便候之條、跡より具可申候、恐々謹言、

〔朱力半〕
〔慶長四年〕六月廿二日
〔前心〕
〔花押〕

四位少將殿

〔上包〕
四位少將殿

765 「義久公御譜中」

慶長四年夏之仲、少將忠恒主下着薩府、而後使數萬甲兵向莊内之地、先攻恒吉已屈敵兵矣、六月廿三日、陷山田城、凶徒數百人所以爲我三軍屠殺也、其後以山田定本營也、

766 「義弘公御譜中」

慶長四年六月廿三日、攻落于庄内山田城、而入置于太守之兵也、

767 「町田圖書頭久幸 久倍之子 譜中」

慶長四年己亥六月二十三日、太守羽林忠恒公將大軍、攻屠伊集院源次郎忠貞之山田城、時久幸率大口衆、自乘

城抽戰功、久幸之軍町田新介・木場民部左衛門以下戰死者多矣、

768 「町田伊賀久則譜中」源左衛門久正子

慶長四年、忠恒公莊内御出陣、久則供奉、山田之城落居、時久則中鐵炮蒙疵、退去、時城兵一人揮勇會戰、久則雖蒙疵不屑之、挑戰而斬獲敵首也、後聞姓名、稱黒木越前勇名士也、

769 「新納新八郎忠在譜中」

慶長四年夏、伊集院源次郎忠貞據都之城構十二之砦、而叛 太守、忠在含 嚴命、到莊内勞軍務、翌年三月、以忠貞下城之日歸陣矣、

770 「正文在榊山權左衛門家」

今度者其表働之儀頼存候處、別而被入精、人數等大勢被相催、外聞可然之由其聞候、乍案中連々之眞実令顯然、感入存候、剩山田之城被切崩、一段被成辛勞、手廻之衆或討死、或被疵之由、各軍勞之儀難述禮詞次第候、然者亦可取詰儀簡要候間、爲可遂談合、河上左近將監・伊勢

兵部少輔差越候条、被成御熟談、委可被仰越候、仍雖不可然候、刀一腰進之候、猶兩人可申候間、不能詳候、恐と謹言、

〔慶長四年〕

六月廿七日

少將

忠恒(花押)

中務大輔殿
進之候

771

〔御文庫廿二番箱八卷中〕「義久公御譜中案文在八木主水元信トアリ」

下國曰後無音候、心外候、仍而源二郎楯籠居候時分、氣共み候へは大方あひ候、然時者、今ちと可致相傳物をと殘多存候、殊息女祈念ニ付、別而入魂之由祝着之至候、弥以懇祈所希候、將又乍些少京織一端紺進之候、誠志計候、恐々、

〔御譜ノ朱カキ〕

〔慶長四年款〕六月廿九日

金藏坊

〔義久公御案文也、慶長四年三月御歸國故、其年ナルヘシ〕

772

〔御譜中家久〕

慶長四年閏三月、伊集院源次郎修補莊内十二外城、調兵器入士卒、自己在都之城運謀於帷幄裏、而莫意于出頭、

773

〔北郷謙政守忠能譜中〕

是以六月廿二廿三兩日、使軍衆先攻恒吉城、城兵堅守不陷、故退我軍也、又同廿三日、攻山田城、即日陷焉、此時島津中務大輔忠豊率騎歩、自佐土原來抽軍功矣、

伊集院右衛門大夫忠棟陰謀既發覺、因茲 忠恒公同四年

三月九日、招忠棟於雍州伏見之茶亭、手自誅戮焉、忠棟

嫡子源次郎忠眞不混父之罪科、雖蒙恩免却企叛逆據都城、

且構十二之砦、 忠恒公賜暇下國、同年六月、自將薩隅

日三州之大兵發向于庄内、構陣於東霧島、作左衛門尉三

久携長千代丸、于時率一族家臣等數千騎、發於宮城陣於

東霧島、

同年六月二十三日、島津中書忠豊・新納武藏守忠元・入

來院又六重時・村尾源左衛門入道松清攻山田城、從卯至

午遂陷得首數百級、城主長崎久兵衛尉・加番中村與左衛

門尉戰死于大手口、

長千代丸東霧島在陣之間、家臣自祁答院替勤番、同月晦

日、忠眞之兵聞有歸祁答院者、置伏兵途中蛭嶽、安永之内長

千代丸兵長野藤兵衛尉通堅・宮越甚兵衛尉正秀戰死、

同年七月十三日、山田城勤番之兵並長千代丸之兵、發向

于志和池・野之三谷、敵出城戰、味方不利而戰死者多、且殘兵敗走、敵慕之到東霧島、長千代丸之兵支二王門、討敵數多、於是敵軍退去、

774 「北郷氏庶流系圖抄」

北郷四郎右衛門久武

慶長四年己亥六月、長千代丸發祢答院而軍莊内、久

武從之、

久武弟
吉右衛門久明

慶長四年六月、長千代丸發祢答院而軍于庄内、久明

從之、

右京忠純

慶長四年六月云々、「前文ニ全シ」

775 「中務大輔豊久豊初忠譜中」

慶長四年六月、率領土兵發佐土原到莊内、而與 太守兵

俱設陣柵侵敵城、同廿二日、攻山田城、薩摩之軍衆攻責

本城、而未得陷之際、豊久乘入新城立旌旗定守兵、而又

攻本城、由茲本城之敵失防禦術、或有顯勇氣切出者、或

有逃入城後竹藪者、丁此之時、家臣等多獲敵首有施聲譽、

其後 太守設陣營於森田團志和知城、豊久亦同陣森田勞軍務之際、家康卿賜御教書曰、與寺澤志摩守俱決評議、宜誅罰伊集院源次郎云云、

776 「正文在島津安藝守久雄」

先書申入候、伊集院源次郎于今不致下城之由、不屈儀共

候、依之寺澤志摩守方指下申候、爲自今以後候間、寺志

摩被相談、自身有御出陣、被誅果尤候、委細彼口上申渡

候、恐々謹言、

「朱カキ」
「慶長四年」八月廿日

鳴津中務大輔殿

家康(花押)

777 「寺山氏系圖」

四郎左衛門久兼

源左衛門尉

廣田某爲猶子、

甚右衛門尉

慶長四年、於莊内山田戰死、年三十三、法號良翁玄

張居士、

「御文庫拾七番箱十四卷中」家久公御譜中在之

今度此表就御働罷越候之處、山田之城被攻落御勝利候、御慶難申盡儀候、然者至我等御礼被仰聞、殊御腰物拜領、誠に奉忝存候、次手之者共致戦死由、別而蒙仰候、被入御念儀不知所謝候、抑御行之儀爲御談合、川上左近將監・伊勢兵部少輔被遣候、於様子者、各同前ニ御兩使へ申達候之間、不及書載候、此旨可令披露給候、恐々謹言、

〔朱カキ〕
〔慶長四年〕
六月廿九日
中務太輔
忠豊〔花押〕
圖書頭殿

「御文庫四拾八番箱義久卷中」義久公御譜中案有之トアリ

乍重言申上候、かの羽虫鷹へ、先去年取候、前より羽虫と申候、羽ノウへノとをりニくいヲつきぬき候穴か、一ツあきとをり候て御さ候、其穴ノとをりノ羽三ツいたミ申候、それヲきり候て、槍ノくぎヲさし候て置申候、其三ツノ羽ハ、はやいかにもよく出し申候、又其上ノ羽高つはまで仕候、二三寸ツ、巻出し申候、尾羽ヲハまた一圓ニ不仕候、鳥屋出し候ハ、被下候御藥にて、食生仕候すると存候、いづれもくからきにがき藥種と見え申

『新納氏藏書』

候か、自然鷹ノ口ニあちハひ候てハいか候するや、承度存候、かの者ハ阿多甚さへもんと申ものにて候、鷹ニすき候て法様ハ不存候へ共、たすはいたかをかい置申候ものにて候、やうしやうノ儀モ大かたハおほえ申候する、仰聞られ候ハ、可承候、又いたつらことにて候へ共、此以前御下向折節、本所ノ轡ヲ被下候キ、其轡ヲ閑白殿薩ノ御下向之騒動ニうしない申候、其轡ノ御さ候間ハ、三度ニなをるへキ口ハ一度、五度ニ可直馬ハ三度ニうけ候トおほえ申候、其後ハ年ノわかきいわれにて候哉、馬ノ口まで存まゝならず候、其時分備後ノともニ御動座ノウちニ、公方様より拜領申候轡モ、二間同うしない申候、何とも殘多無念ニ存事ニ候、當世ノ轡ハ音などハよく候へ共、あたら敷いわれにて候や、馬のうけかい遅トおほえ申候、利口々々、一笑々々、恐々謹言、

〔朱カキ〕
〔慶長四年〕七月二日
竜伯〔御判ナシ〕
倉光主水佑殿

今度者、其表へ相越、別而軍旁之儀令祝着候、老躰之在陣、乍大儀氣遣之時節候間、今少相詰、其地之勤番頼入

候、近日可出馬候間、其間之儀、無越度様各へ被申付、

肝要候、謹言、

〔朱カキ〕

〔慶長四年〕七月三日

忠恒(花押)

新納武藏入道殿
(忠元)

〔此御書、忠元譜中ニ在リ〕

781 〔御文庫拾六番箱九卷中〕「義弘公御譜中ニ在リ」

請取啓

高野山金剛峯寺奥院常燈祈事、

合一百貳拾貫文者、

薩州住爲嶋津兵庫守
藤原朝臣義弘逆修也、

右當山者、三地唱定靈岫諸佛雲集淨利也、肆代々

帝王仙脾廻此峯、時々攝椽步行勞、彼地一度參詣輩宿債

滅道中黙止、不攀者住因所留難也、傳聞

大師深禪後荒廢、經年序滑石時、徑路莓苔埋人跡縁、茲

祈親上人誓盟滿胸中、企中興素願以來、堂塔並覺僧坊

續軒、就中奥院明燈突然、而永紹慈氏下生壇上供花朗

然、而待後佛出生者也、爰篤信施主依常燈奉獻之酬答、

現世棒花八千色春延春當來五智圓明臺果累累乃至有頂

無間、同蒙除暗遍明巨益動物植物等施、能成衆務廣徳、

仍常燈祈物請取處之狀如件、

蓮花定院(印)

安養院(印)

金光院(印)

阿又院(印)

妙藏院(印)

福智院(印)

智明院(印)

萬智院(印)

圓明院(印)

金藏院(印)

極樂院(印)

曼荼羅院(印)

慶長四年己亥七月三日

宿坊廻向院

782 〔義久公御譜中〕「此御書ハ三番箱五卷中ニ在リ」

〔正文在國分衆伊地知作左衛門〕

猶々我々吳見申候旨、いかゞ存候哉、閏三月中旬よ

り今日までハ不通候、

幸侃か内儀へ我等懇仕由、委被聞及候との 龍伯之書中

候哉、對我等幸侃無比類馳走人にて候つる間、誰ニも人

の左様に可申候、され共誠に似たるうそにて候、後三月

上旬に、北郷与右衛門尉と申候者、幸侃後家子共かたよ

り折々使ニも參、自分ニも參候て、身上之儀如何候てよ

く候はんそと申候間、源次郎又八郎へしたかひ申覺悟も

ち肝要候、君臣之間にてハ理非ニ不立入、主之存分ニ成

事、近代別而のやうに候間、自今以後忠節之覺悟仕候へ

と申候、少もたてつき候へ、源次郎身上即時に可相果

784

〔御案文欵〕

〔此一書、写誤も可有之哉、御譜中ニ而写置也、参照スヘシ〕

〔本文書ハ七八二号文書ト同文ニツキ省略ス〕

『雜抄』

〔近衛信尹公ノ御狀ニテ、御名モ宛モナシ〕

〔御文庫四拾八番箱義弘公三十二通卷中久正「家久公御譜中ニ在之」

從 竜伯様被仰付、喜入大炊助罷上ニ付、五月十八日之御傳札、去月廿日相届、令披見候、先以國元無替儀静謐之由、珍重存候、

783

候、亦したひ候ハ、武庫之むこにて候間、至眷屬までもわろき事ハ不可有之候と、うけこひ候やうに、二三度与右衛門ニ申きかせ候つるか、後三月中旬よりハ与右衛門尉も其外之者も、はたと我々所へハ不參候、右之段、友枕を以武庫へも申届候事候、其上源次郎かたへ幸侃はて申候二日已後之狀にも、君臣之道を分別候てしたかひ申候覚悟候へとも申越候、當座より我々無ニしたかひ申候へと、とれくニも申聞候間、自然に聞え可申候、
〔米カキ〕
〔慶長四年〕七月四日

一 庄内之儀、種々御曖雖在之不致承引、于今櫛籠居之由、

此上者不及力儀候条、いかやうにも可被仰付儀勿論ニ候、 竜伯様被得御意、無越度之様可被仰付候、返々時分柄之儀候条、能く御堅慮此時候、

一 内府様も、其元爲御見廻御使者被差下候、是又 竜伯様へ被得御意、御會尺御宿被下、別而被入御念、其元様子御熟談肝要ニ候、

一 源二郎兄弟母共、いづれも関東之様ニ、急度流罪させらるへきのよしに候、然共いまたくらまニ罷居候間、 弥 内府様へ得御意、不可存由断候、

一 上井神五郎事、 竜伯様貴所於無御注進者、只今迄も存間敷候、就夫出水表之配當帳を持候而罷上候へと、いつもの躰にて申下候き、神五郎所行之企承候て、中々思ひかけも無之処、神五郎上洛望申ニ付て、 竜伯様へ被得御意、神五郎望ニまかせられ上洛させられ候へきよし、今度中原坊を以承候、おとろき存候、先度谷口宮内左衛門尉・中山主殿助を以、条々申下候、定可被聞食届候、其後大田吉兵衛を以、條々申下候き、題目御物を諸人ニとりくれ候始末、以下於國本令糺明、銘々とりもとし候へてハの儀にて候、かやうの首尾於

國本可相濟儀と存候処、神五郎上洛之由、天魔之所作と存計候、返々無心元候、於様子者伊勢平左衛門尉へ相含候間、可被聞食候、

一今度 内府様へ進物之事、本田六右衛門尉堅固ニ相調、書狀相添、則喜入大炊助持參候、

一當月者諏訪之御神事、時分柄之在國、誠奇特なる仕合と存計候、不及申候へ共、御精進以下無猥之様ニ、目出可有御社參候、

一燒物一箱參せ候、我等此比調合申候間、可被試候、尚用口上候間、不能一二候、恐々謹言、

「朱カキ」
「慶長四年」七月五日 維新(花押)
少將殿

「家久公御譜中」

伊集院源次郎于今不致降參、而所以楯籠不合^{カクハ} 家康卿高意、有可被加誅戮之旨、先爲見聞、使山口勘兵衛尉殿下當國、義弘公有告我之書、記左方、

786 「御文庫ニ番箱義弘公卷中」 「家久公御譜中在之」

急度令啓候、仍喜入大炊助被差上ニ付、傳達之様子条々^(久正)

承届候、然者源二郎事、于今相支楯籠居候由、從内府様曲事ニ思食候、今分ニ於不相隨者、御成敗可被仰付之由候、先其元之様子爲可被聞召合、且爲御見廻、山口勘兵衛尉殿被差下候、誠自他國之覺与申、目出度存候、乍

不申御會尺其外宿以下被成馳走、別而入魂肝要存候、喜大炊助案内者仕罷下候間、於様躰者用口上候、先々爲御

心得如斯候、恐々謹言、

「朱カキ」
「慶長四年」七月五日 義弘(花押)
又八郎殿

787 「家久公御譜中」此正文旧御番所御文書ニ番箱中國統新龜鑑中ニアリ

「正文有之」

御狀披見、殊爲御音信銀子卅枚送給、祝着存候、無何事御下着之由、珍重候、猶伊那圖書頭^(順徳)かたゞ可申候条、不

能具候、恐々謹言、

「朱カキ」
「慶長四年」七月九日 家康(花押)
薩摩少將殿

788 就伊集院源次郎楯籠、自内大臣家康卿賜尊書及使節・縮・帷子・矢根等、如伊那圖書頭殿奉書謹拜受之者也、

是又非一身之舉譽、自他國之見聞雖欲蓋之、豈可得乎、

789

〔正文有之〕^(張紙)此正文旧御番所御文書ニ番箱中國統新龜鑑中ニアリ

御下以後不申入候間、以使者申候、仍伊集院源次郎于今

城を相抱申由承候、爲御譜代家人之身、加様之儀、爲自

今以後候間、早々御成敗尤候、雖然無聊尔御人數等、無

吳儀様被仰付肝要候、委細者彼使者口上ニ申候条、令省

略候、恐々謹言、

〔朱力キ〕
〔慶長四年〕七月九日

家康(花押)

薩广少將殿

790

〔正文有之〕

御下國以來、就御見廻不被申、以使札被申入候、次縮百

端・帷子百・矢根二千被進之候、誠御音信迄候、然者伊

集院未居城ニ楯籠候由、於内府無御心元被存候、于今不

致下城候者、早々御成敗候様被存候、御人數等何時成共、

御用次第可被申付旨候、雖被顯直札候、猶自拙者可申入

之由候、委細山口勘^(直友)兵衛尉可申上候条、不能具候、恐惶

謹言、

伊那圖書頭

〔朱力キ〕
〔慶長四年〕七月九日

薩广少將様

人々御中

令成(花押)

791

『嶋津氏文書』

(本文書ハ七八九号文書ト同文ニツキ省略ス)

〔此ニ通ハ、御譜中を以写し載候間、重復ニナル〕

792

『全』

(本文書ハ七九〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

793

『旧記抄』

御下以來不申入候間、以書狀申候、仍伊集院源二郎居城

相抱在之由承候間、嶋津父子爲見廻使者差下候、龍伯父

子被仰次第、自身御立御馳走尤候、尚期後音之時候条、

不能具候、恐々謹言、

〔慶長四年〕
七月九日
家康御直判

伊東豊後守殿

794

〔御文庫ニ番箱家久公三卷中〕「家久公御譜中ニ在之」

乍好便令啓候、いんしゆいん源二郎事、于今立籠在之由、

就其内府様を爲御見廻、山口勘兵衛被仰付候、其元之様

子具ニ被仰上可然存候、此御使者上着次第得御意、拙者

も罷下可申候、次ニ源二郎弟共之儀、近日佐竹へ可被遣

旨ニ候、是又兵庫殿相談仕儀ニ候、爰元於様子者、涯分

疎略不存候、猶追々可申入候条、具ニ不能多筆候、恐惶

謹言、

〔朱カキ〕

七月九日

薩广少將様

人々御中

寺志

正成(花押)

795 「二番箱八巻中」

態申入候、ばはん之儀、從先年御法度之儀ニ候、去春も

御奉行衆・御年寄衆御ふれ狀ニ候、然者今度於呂宋ばは

ん仕之由到來付而、堅相改糺明之上、可有御成敗之旨、

内府様御意候、其元相着候唐舟、堅被仰付御改候て、様

子可被仰上候、於此地兵庫殿へも此旨申入儀ニ候、定而

可被仰遣候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕

七月九日

寺志

正成(花押)

薩少將様
人々御中

〔家久公御譜中ニ在リ〕

796

〔義久公御譜中〕

〔正文在肝付半兵衛兼屋家臣前田三左衛門〕

古肝付彈正忠武勇、無其隱候、其跡可有取立候、家中ニ

前田代々之戰功無比類候、爲其忠直召出、高四十五石所宛

行之狀如件、

〔朱カキ〕

〔慶長四年秋〕「年月日欠」

義久(花押)

前田久右衛門尉殿

797

〔案文帳之写〕

兩三度預使書、祝着不尠候、早々可遂御礼之処、種々取

紛無音之儀、心外之至候、依之又八郎へ申合、用使札候、

仍源二郎事、弥楯籠躰ニ候間、可及行覚悟ニ候、然者從

御方も人衆等御合力可被成之由、從兼日雖承候、如何や

うニ申付候とも、此元之儀へ可心安候条、先々可被聞候、

倍京儀可然之様御入魂所希候、猶委細者、忠恒可申越候

間、不能重翰候、將又乍輕少銀子二枚進覽候、補微志計

候、恐々謹言、

〔朱力キ〕
「慶長四年」七月十日

〔立花親成〕
羽柴左近太夫殿

798
「義久公譜中」

「案文帳寫」

度々預使札祝着之儀共、每度可遂御礼儀之処、なにかと取紛、無沙汰ニ打過所存之外候、因茲又八郎へ申あはせ、用使書候、向後亦可申談之条、御入魂所希候、委曲忠恒かたより可申越候間、不及愚筆候、兼又雖輕少候、銀子一枚進献候、聊補空書計候、恐々、

〔朱力キ〕
「慶長四年」七月十日

〔長政〕
黒田甲斐守殿

799
「案文帳之寫」

追而申候、仍石田殿御藏米可差上せ之由、大田吉兵衛尉殿を以被仰越候、慥承候、然ハ彼知行方之儀者、我等在伏見之砌返給之由承候間、迷惑仕、是非共御格護候やうにと、以幸侃色々雖申候、無御承引候ッ、又柏原方・八十嶋方、此兩人も治少無御合點之間、取次を以難成候、

次を以幸侃直ニ申され候て、可然候通被申放候由を幸侃

申候つる、其上彼返地をとらせられ候間、爰元之知行之事、一圓格護なされましきの由承候条、不及力其心得仕居候處、今度被仰下儀不審深重ニ候、若中途ニ滞儀も候哉、又我等下向之跡ニ、幸侃前より頻ニ又々申入相違候哉、更不及分別候、其元なにとそ御尋候而、返札ニ猶委可承候、如此申候とて、少も油断之儀無之、内々申付候御返事まち入候、恐々謹言、

〔朱力キ〕
「慶長四年」七月十日

〔義弘〕
羽兵庫入道殿

800
「案文帳寫」

遮而預使檄、祝着之至候、殊鉄放衆三百人、大口表まで被指越之段、立志之儀共ニ候、頓而攝州可爲御下國之由候間、其砌以一人万々可申通候、猶使節可有演説之条、不詳候、恐々、

〔朱力キ〕
「慶長四年」七月十一日

小西作右衛門殿

801
「雜抄」

慶長四年七月十日、

一源二郎植籠ニ付、羽柴左近太夫殿人衆御合力可被成之由、其二付、先々可被聞之旨、左近殿江御案文有之候事、

同年七月十一日、

一 小西作右衛門殿ハ鉄放棄三百人、大口表迄被指越候付、御船之御案文有之候事、

同年七月十六日、

一 隣所之衆、各人衆等合力之由雖承候、可被聞之由之旨、寺沢志广守殿・小西攝津守殿御宛書御案文有之候事、
同年七月十六日、惟新公ハ少將様江之御狀ニ、

一ハハん船之賊黨共擲取、籠ニ被入置候由尤候と有之、

同年七月十六日、惟新様ハ少將様江被遣候御狀之内ニ、

一 毛利角右衛門 少將様江御奉公申上度由、相見得候事、

同年八月三日、惟新公ハ少將様江之御狀之内ニ、委相見得候事、

一 生田小兵衛尉と申候疵醫者、 少將様江御奉公申上度由申候事、

802 其表爲見廻、于今滞留之由、誠辛勞之至候、時分柄之儀候間、弥無油断候者、可爲祝着候、就中普請等之儀も、

相應ニ被申付肝要候、猶期後音候、謹言、

〔慶長四年〕

七月十三日

維新(花押)

伊集院下野入道殿

〔抱節譜中ニ在リ〕

803

〔正文在山田弥九郎有盛〕

國元無吳儀候由、尤珍重候、今程者上方も一段御無事ニ候、庄内之儀如何候哉、時分柄之事情条、旁賢慮此砌ニ候、少將殿若輩之儀候条、從 竜伯様每事被仰聞候様ニ、内々入魂可爲祝着候間、期後音之時候、恐々謹言、

七月十三日

維新(花押)

山田越前入道殿

(埋安)

種子島左近太夫殿

〔義弘公御譜ニ、慶長四年ト朱カキアリ〕

〔上包、連名御宛、維新トアリ〕

804

〔義久公御譜中〕

〔案文帳之寫〕

長々被成在洛、御辛勞之段無申計候、仍庄内表之儀ニ付、度々預使書祝着之至候、先々爰元之事ハ、世上躰を見合

せ候之故、易儀無之候、併來月ニ罷成候者、可惟一行覺

悟候、就其隣所之衆、各人衆等合力之由雖承候、可被關

之由申候、從御方もよりく右之通被仰談候て可給候、

此表於様子、少も御心遣入ましく候、猶御下國之刻、一

人を以彼是精可申承候、恐く、

〔朱力平〕
〔慶長四年七月十六日〕

寺澤志广守殿

但銘々ニ書申候、

小西攝津守殿

805 「家久公御譜中」

去月廿三日、攻山田城、即日攻落之矣、其翌廿四日、裁

捷書馳上方、告 義弘公、又寄一書於伊那圖書頭殿、則

被備 内府上覽、忝賜高書、記左、

806 「正文有之」

六月廿四日之御狀、一昨十四日參着、令得其意候、源二

郎先手之者籠置候城、即時責破、數百人被討捕之由、誠

以潔儀共候、弥無御油断御行尤候、定源二郎居城程有間

敷存候、乍去人數等不損様被仰付可然候、猶重而御吉左

右待入候、恐々謹言、

〔朱力平〕
〔慶長四年七月十六日〕

家康(花押)

薩摩少將殿

「右ノ正文、旧御番所御文書ニ番箱中國統新龜鑑中ニアリ」

807

「御文庫四拾八番箱義弘公三十三通卷中」
「家久公御譜中ニ在リ」

猶々源二郎兄弟母共、佐竹殿へ預ケらるゝの由、昨

日被仰出候旨、佐竹殿が此方へ御理り承候、かなら

ず來十九日廿日之比者、関東之様ニ可被指遣之由候、

爲心得候、以上、

其以來御左右無之、無心元存候処、飛脚并去月廿四日

御狀、一昨十四日到來、披見本望候、

一庄内之儀、源二郎下城不仕ニ付而、去月廿二日めぐり

口・高原堺が人衆を被出、被得勝利之由、珍重存候、

一於國元者、貴所始出張候処、仕合能候て、勝吐聲にて

候由、以來之吉例千勝萬勢ニ候、

一高原堺之儀者、中書へ新納武藏入道・入來院又六相添、

山田之城被攻崩、都之城が夜中ニ指籠候人衆まで、不

殘被討果之由、自他國之覺目出存候、源二郎事 竜伯

様御憐愍を以、可被食出と被成御暖候事を不存人、庄

内手あまりなるニが時日被押移、こと更貴所御下國候

者、定一行も可在之と人々存候処、さやうの儀も無之、延々といまニ相支候段、早竟庄内手あまりニなりたるけに在之由、かうかんひいきの人ハ取沙汰候処ニ、右之城共被攻崩候之儀、返々外聞旁可然儀共ニ候、中書自身岸ニ付手をくだかれ候由、乍案中頼母敷事ニ候、帖佐之者共も手柄仕たる由、愚老満足大慶之至候、定庄内之儀急度可相濟候之間、御吉左右まぢ存計候、一内府様へも、伊那圖書殿を以、右之様子念比ニ申上候、御満足之由不大方候、圖書殿への書状もたしかに届候、御返事出候間、則此はやうちへ持せ下し候、一ばはん船之賊黨共擲取、籠ニ被入置之由尤候、荷物已下も、奉行日記ニ付記食置候由、肝要之儀ニ候、ばはん船之儀、一段ときひしく被仰出儀ニ候、様子平左衛門尉へ相含指下候き、可被聞食候、亦可被入御念候、一上井神五郎狂氣ニ付て、諸人へ取くれ候物共、めい々令糺明可取返之由申候處、被入御念禰被仰付之由、大慶存候、則神五郎も家籠ニ被入置之由、是又肝要ニ候、以先札申候やうに、此元不如意之躰を洩底見候て罷下、神五郎手前ニ金銀米錢拘置ながら、少も此方へハ見つき候へて、ほしいまゝに人ニ取くれ候段、いくたひ申

候ても、猶あまり有事にて候、此元ハ當日可及餓死仕合ニ罷成、迷惑難儀之躰、可有御推量候、當收納并八木以下仕上之ため、平左衛門尉指下候、諸事被添御心候者、可爲満足候、いつミ表之儀も遠方之儀候間、此元おいかやう共難申付候間、可然之様被仰付候て、可預候、就中神五郎私領之事、當毛お食上て藏納ニ可仕之由、かたく被仰付候て可給候、頼存候、

一大明質人渭濱事、同心之唐人申分共候て、から津ニ滞留之由無心元候、彼渭濱儀者、内府様御前も薩へ下候て可然之由、被成、御意候、洩底寺志・小攝も被承たる儀共ニ候条、今以相替儀者あるましく候、いよ々々其通、於此方可申候間、とかく渭濱事者薩へ可參候、其御心得尤候、

一垣泉州が引付にて、貴所へ奉公望候毛利角右衛門尉と申人之事を、増田右衛門尉殿にて、どぶさう介と申人物語候を、旅庵承たると申候、彼人ハことの外よき人ときこえ候、いな葉せしやう坊家中にて、無其隠人にて、てッほう百丁はかりも主取たる武士にて候由候、藏入なども取噉、用ニ立へき人ときこえ候、如此よき人之薩へまいり候事ハ、可然事にて候と、殊外ほめら

れ候よし、旅庵申候、爲御心得候、猶追々可申承候、

恐々謹言、

〔朱カキ〕
慶長四年七月十六日

維新(花押)

少將殿

808
「家久公御譜中」

「正文有之」

急度令啓候、ろそんへ爲商買罷渡船老艘、長崎へ着岸候、
彼船ニ眞壺佰式拾老のせ來候を被成御糺明、不殘此元へ
はや被食上候、眞壺商買船之儀者、大閣様堅御停止之
旨、被仰置候間、從 内府様も一段曲事之由、被仰出候、
然者甌嶋へも唐船式艘着岸之由、其内阿久根之様ニひか
せ候船者、ろそん商買船ときこえ候、此船頭則長崎之者
にて候、舟をハあく祢へ食置、船頭者長崎之様ニ參候間、
高島新藏殿ハ彼船頭へ直談之由候、眞壺なとも可在之由
候間、能々念を入相改候て可然之由、寺志「殿」新藏殿
を以承候、新藏殿ハ右之眞壺共相改、長崎ハ近日此元へ
上着にて候、新藏殿口柄直承候、甌嶋ハあくねへひかせ
候船者、必定ろそん商買船にて候由、新藏殿被申候、帖
佐ハもいつミよりも、とかくの到來ハ無之候、誠油断共

中々可申様無之候、貴所前々被仰付、諸事無緩之様被相

糺候て可給候、返々眞壺之儀可被入御念候、其外ばハハ

船之儀、先度示給候、ばハハ之者共ハ、少々ハ此方へひ

きのほせらるゝ儀に候、於様子者、平左衛門尉へ相含指

下候き、定可被聞召候、いよ／＼無御由断被仰付、肝要

ニ候、恐々謹言、

〔朱カキ〕
慶長四年七月廿一日

維新(花押)

少將殿

809
「御文庫二番箱家久公三卷中」「家久公御譜中ニ在之」

以上

預御使僧、遠路殊更之繁多之刻、御懇切之儀共忝候、併
御隔心申候様ニ令迷惑候、然者源二郎桶籠依有之、少人
數召烈可罷出哉之由、數度雖申入候、被成御留候、其上
にても可罷出儀候へ共、御國中之儀候、ゆる／＼と城中
をいためられ、ひとりころひ申様ニ被仰付由候条、結局
時分柄いかゝと存、無其儀候、近日從 内府様も、其地
爲御見廻御使者被差下由候、定急度可爲下着候、隨其御
人數等も可被 仰付御内證之由候条、万端 内府様御心
添無御如在と相聞候、此方儀者何時にても馳走不可有緩

候間、不被殘御心底可被仰越候、猶御使僧可被相達候、恐惶謹言、

〔朱カ七上〕

〔慶長四年〕

七月廿四日

羽柴左近大夫

親成(花押)

薩少將様參

貴報

〔御文庫拾七番箱十四卷中〕

天爵起請文前書之事

一又八様御夫婦たいし奉り、毛頭不存別心、無二之御奉公仕へく候、若いかやうの悪心の者在之、爲何はかり

ことを仕候共同心不申、則其旨を可申上候事、

一御前之御出合、いさゝかもつてもらし申ましく候、世

上之物沙汰聞食候へてハの儀承付候者、少も用捨なく

可申上事、

一主人の御上かけこと申ましき事、付御變之儀ひはん仕

ましき事、

一或御親子之御間、或御夫婦之御間、あしきやうニ申成

ましく候事、

一朝夕御めしの儀不及申、少之御食物ニ付而も、聊尔仕

ましく候、萬一いかなる人のたくミを以、御しよく方

ニ付和諛之儀候と云共、其案ニ不入、悪人の心中之通具ニ可申上候事、

一御代々御きらひ之儀候間、一向宗ニ曾以罷成ましき事、

一當時幸侃妻子御下知をそむき、逆心をかまへられ候之

間、雖不及申儀候、曾而もつて通用申ましく候、勿論

此跡も不通仕候事、付若彼仁へ入魂の者於在之ハ、到

其輩いさゝか申承間敷候事、

右條々於偽申上者、

慶長四年

七月廿四日

Ⅴ奉始上梵天帝釋四天王、下堅牢地神冥官冥衆、惣而日

本國中六十餘州大小神祇、別者王城鎮守岩清水八幡大菩

薩 松尾 平野 賀茂 (ヨシノ) 祇園 牛頭大王 御幸八

幡大菩薩 愛岩大權現 八天狗 十二天狗等、殊取分薩

州鎮守新田八幡大菩薩 開門正一位 大隅正八幡宮 霧

嶋六所大權現 魔嶋諏方上下大明神 稻荷 戸柱 春日

若宮勸請之諸神、殊者天滿大自在天神御部類眷屬等、神

罰冥罰一々於身上可罷蒙者也、仍起請如件、△

慶長四年七月廿四日

御ちよ

ほたる

〔御文庫四拾八番箱義弘公三十二通卷中〕「家久公御譜中ニ在之

猶ゝばハん船之荷物已下被相改、丈夫ニ被仰付置之由、先日示給候、一段可然儀に候、國習之儀に候間、まされたる事共可在之歟と氣遣ニ存候、いよ／＼可被入御念候、次輝元々又々御使者を可被指下之由候、様子共我等へも御談合にて候き、度々御使者を被遣

御つほね

申給へ

御まつ	わか水
式部卿	こちね
しゆやよ	こいぬ
しう□	うすきり
あちやち	しほち
きりつほ	も／＼ち
からはし	以上
こさた	
かほり	
たちま	
たかつき	

〔義久公御譜中〕

〔案文帳之寫〕

候、御心を添られ候段、さりとしてハ隣國之覺、彼是御丁寧之儀と存候、不及申候へ共、よく／＼御馳走尤候、近日此元可被打立之由候、爲御心得候、以上、先札を以申候様、甌之嶋ニ唐船式艘着岸之由、其内壹艘者、ろそん商買船ときこえ候、船頭者長崎之者、船をあく祢のやうにひかれ候間、船頭者長崎之様に中もとり仕たると申候、此類船長崎へも壹艘着津候、則被成御糺明候て、眞壹佰式拾壹、はや此元へ被食上候、此類船にて候間、甌嶋へ來候船ニも、眞壹可在之由候条、念を入候て可然之由、寺澤志广守殿より承候、其元御糺明なされ、眞壹於在之者、いそぎ／＼可被指上候、さやうに候者、然々の船を被仰付候て、上乘なとも丈夫ニ被仰付尤候、萬一まつほひとつも於取散者、船頭長崎之者にて候間、世上其隠有ましく候、早竟國元之ゆるかせになるへく候条、よく／＼被入御念候て可給候、恐々謹言、

〔朱力平一〕慶長四年七月廿五日 維新(花押)

少將殿

其已來無音ニ罷過候間、態早打差上候、

一 庄内表之事、其後者無差行候、殊今程諷方御祭礼前之儀候条、人衆等さしあひ候、來月入候者、一途可申付覺悟候、然者先日從此方攻崩候山田之城、かたく番手等申付格護仕候に、山田之つなきとして、妻霧嶋を北郷一手ニ申付、番を指置候処、去十三日ニ敵差寄、於右兩所、自曙午刻すれ迄雖攻戰候、拵候事ハ不詰取候、双方共ニ手負などハ有之由候、大方此日之軍ハ下知しまらず候故、列よせたる躰と聞え候、殊更てうさ・蒲生之人衆、然々之主執依無之、下知一段不調由候、此前より之くせニ而候、不可然存候、其日從此日も寶部堺へ打廻候、我々も罷出候処、山田表之鉄放之音ことくしく聞へ候間、無心元存候つるに、於城無何事候間、先々可然存候事、

一 從石田殿被指下候使者、庄内へ致逗留候を、如爰元呼取可差上之由、從其方承候条、任其儀從柏原方右之通被申下候由を理候へ共、爰元をおぢ候哉、不被來、結句伊東殿を頼、おひ口より上洛仕候、なにとも此方手を失迷惑ニ存候事、

一 庄内表へ魚塩通融之儀無之やうにと、方々頼置候処、

おびより通され候由、おち人何れも申來候、必定之由

其聞え候、咲止之儀共ニ候、猶々入魂頼存候間、尤我等前より可申越候へ共、伊東殿事、連々無案内ニ候故致用捨候、其方之事、高麗已來、節々被仰談候間、稠往來停止之旨、能々御頼候而、しかるべく候事、

一 幸侃後家之事、其後いかやうなる立柄ニ候哉、承度候事、

一 頃京都之躰、如何候哉、是又承度存候事、

〔朱力キ〕
慶長四年七月

羽兵庫入道殿

813
〔案文帳之寫〕

遠路之儀ニ候処、度々御使札忝次第、難申謝候、然者源二郎事、于今楯籠躰ニ候、此中一途雖可申付候、種々差合事候て、令遠慮候、八月入候而、一行可存立覺悟候処ニ、從内府様御使被指下候間、幸之儀共ニ候、内々得御意可申付心底候、此元之様子、聊御心遣入ましく候、猶期後音之時候、恐惶謹言、

〔朱力キ〕
慶長四年七月

〔毛利輝元〕
安藝中納言殿

『旧記雜抄』

『案文欵』

〔本文書ハ八二号文書ト同文ニツキ省略ス〕

『旧記抄』

猶々其地へ遂在番辛勞候処、此間無音之儀、所存之
外ニ候、以上、

其表辛勞之段、無申計候、仍頃者一行と存候之処、從

内府様御使者被成下着、庄内表之儀、何と様ニも此方存

分次第、可有御談合之由候間、即時勝利之儀、弥々案中

ニ候、倍賢慮專一ニ候、猶期來喜候、恐々謹言、

〔朱カキ〕
〔慶長四年〕七月廿八日
龍伯(花押)

〔庄内陳〕
〔重時〕
入來院又六殿

〔新納忠元〕
拙齋

〔増宗〕
平田太郎左衛門尉殿

〔此御書、忠元譜中ニ在リ〕

『写在雜書』

覺

一御普請之事、

一 間ひきりの事、

一 たのもそやの事、付竹取之事、

一 諸口番衆きほうはきの事、

一 板城戸之事、付城近山切ましき事、

一 弓鉄鈔之事、

一 城屋敷あらず間敷事、

一 番普請懈怠有間敷事、

一 鹿屋周防介殿被存候八木之事、

一 畠限御藏米之事、

一 秋之度財部江うつり之事、

一 福嶋江性遷之仁、諸事可被嗜事、

以上

〔慶長四年カ〕
七月廿八日

〔久慈〕
椋山權左衛門判

『寺院文書』

一 薩州谷山之内知行目錄

山田村
田中之門并名古屋敷一ヶ所

分米大豆
高四拾卷石五斗五升八合二夕七才

山田村
老町田屋敷但二ヶ所

一ヶ所四郎左衛門尉
一ヶ所弥左衛門尉

分米大立
高式拾八石四斗五升二夕七才

合七拾石宥舛七合二夕七才

慶長四年七月廿八日

光徳寺

〔家久公御譜中、正文在谷山皇徳寺トアリ〕

圖書頭

忠長(花押)

818

〔旧記抄〕〔正文在御文庫拾六番箱四卷中〕
〔御譜中ニ正文在重久長右衛門トアリ〕

御書謹而拜領仕候、抑此表へ就致勤番候、別而忝被仰下候、外聞実不過之候、仍從 内府様以上使、庄内之儀被任 御存分之由、被 仰出候哉、千勝萬勢目出度次第候、然上者、御行可被差寄事此時候坎、此等之儀、宜預御披露候、誠恐誠惶謹言、

〔朱カキ〕
〔慶長四年トアリ〕
七月晦日

新納武藏入道

爲舟(花押)

平田太郎左衛門尉

宗増(花押)

入来院又六

重時(花押)

阿多甚左衛門尉殿

819

〔池田貞安覚書〕

410

一 先年庄内へ御出陳之時分も、山田之新城へ帖佐・蒲生衆がけニつかれ候刻、六左衛門を御使として、三度迄被遣、可被相退由、御意ニ而候通申候得共、無其儀候、然處ニ長壽院被仰候へ、右之人衆被捨置候而、御退可被成由被仰候、其時六左衛門申候は、彼人衆御はめ被成候而、城を御攻可被成候、左様ニ無之候へ、山田其外脇之城敵罷出、右之人衆へ悉く可相果之通、再三申上候付、中將様被聞召上、六左衛門申分尤与御意ニ而、御手廻之御旗さし御道具衆軍衆、一度ニせきのほり、新城を一時ニ攻落、追付本城も御責落被成候、六左衛門事、其時も辛勞申分捕仕候、尤私等事も分捕仕候、其時分へ 惟新様伏見へ被成御坐候、此由被聞召上、則有川助兵衛殿も、御惑不淺候通、内談之書狀有之候事、

820

〔全〕

一 軍代として、平田太郎左衛門殿山田へ御越被成、七月十三日ニ打まはりなされ候時分、山口大藏殿・大井五兵衛殿・青山利兵衛殿・我等四人、案内衆ニ被仰付候處ニ、志和地・野々美谷・安永・高城其外諸城より敵

821

罷出、難儀ニおよひ、山田へ退取被成候刻、山田之遠目塚ニ而、旗さしを庄内敵方より打取申候事、

〔公〕

一山田之城へ 黃門様初而御陳之時分、安永々中霧島臥草仕候而、御手廻過分ニ打死ニ而候故、御人數もうすく罷成候付、我等事も森田の陳ニ罷在候ヲ、山田へ召寄られ被召仕候事、

822

『盛香集』

一庄内陣の時、高城より爲出敵を、新納小右衛門・黒田嘉兵衛先に進て鑓を合、高城の門迄追込候、後ニ小右衛門に此事を問に、嘉兵衛先に進ミ、我等は跡也といふ、又嘉兵衛に尋るに、小右衛門先に進ミて、我ハ後たりと、互ニ先陣をゆつりて不知となり、

823

『公』

一加治木竹之内半右衛門ハ志和地の城ニ籠り候て、有名士ニ而候故、後ニ 惟新様々中神石見など同前ニ被召拘候、かねく咄ニ、城中の多人數籠り候へ共、役ニ

824

立候士はよふく武拾七八人こそ有之候、我等もその内ニては爲有之と、咄爲申由、又志和地ニ於て、小川半平兄と共に鑓合仕候、その日の鬢我等結爲申と、咄仕候由、

『公』

一新納拙齋日州庄内ニ陳立せし時、古來稀成年行ニ而、四足不自由成むもつかうふニのり、軍務ニ勞せしその時、平田三五郎生年十五歳ニ而戦死、かれは無双の美童なり、武藏入道哀傷して、

きのふ迄誰か手枕にみたれけん
よもきか元にかゝる黒かミ

825

〔殉國名數抄〕

慶長四年己亥

六月一日、中田十郎 日州恒吉にて戦死とあり、

十四日、町田新助忠玄 町田久幸臣にて、坂臣伊集院忠真を庄内に討るに従軍して山田城に戦死す、子孫

申良の士也、長山兵部少輔・精松仲左衛門 亦久幸臣にて其場を詳かにせず、姑此に置て

考、候、

二十三日、上床吉右衛門國隆 山田城にて戦死、年二十九歳、入田右近

氏春 或義氏、安永戦死の列ニもあり、兄入田孫右衛門其敵を討といふ、 野村藤藏 年二十 木脇三

右衛門祐貞・中條右近將監・井黒平左衛門・安田仲藏

長壽院 長壽院、杉本帶刀同上、或田實藤内氏臣、根占權之丞清長

臣なり、新納忠元に属きて先登して、稻垣彦五郎弘次、或作稻垣、非カ、子

死之、子孫加治木ニあり、長と同時に戦死、 孫加治木

・同與六郎 以上四人北郷家臣にて、小杉某・上野某 此二人以

人、山田城に戦死とあり、月日詳かならず、此に置いて候考、

四年六月二十三日、東郷十郎左衛門 山田城戦死、入来院重

時家臣以下數人皆同 入来院奎之助・海老原吉右衛門・長野善内・高木

弥左衛門・樗木新三郎・中津市兵衛・税所掃部・高田

宗吉・東郷庄次郎・邪答院藤兵衛重柱・種田休左衛門

・三島九郎兵衛・中嶋津之助・中島主水・平瀬太郎左

衛門・池田治右衛門・今藤小右衛門・西俣源次郎・中

間弥六・全市左衛門、以上、皆入来院氏臣なり、

晦日、宮越甚兵衛正秀 蛭ヶ尾にて伏兵に陥り、長野藤兵衛通

戦死、北郷家臣なり、 堅庄内安永郡場にて戦

七月三日、桑畑五郎兵衛 志布志月野にて、忠鎌田伊豫守し

真か兵と戦死之、 十三日、山内早大義賢 或作義堅、東霧島にて賊と戦ひ、財部筑

死之、北郷氏臣なり、下同し、 前守盛門 北郷氏臣、竹ノ井小左衛門秀義、或作竹中、津曲三十郎兼

喜 北郷氏臣、 椋田久藏綱俊 北郷氏臣、 李田急左衛門・大野與

左衛門尉 北郷氏臣、 乙盛加兵衛頼重 或作喜兵衛、北郷氏臣也、 岡富新助 北郷氏臣

谷口式部左衛門上、森田藤左衛門上、本野越前義重上、

齋藤宗齋 宗或作惠、北郷氏臣、 大山與吉左衛門 長壽、 木佐賢少内上、

白濱彌藤 以下、其場及年、黒木助左衛門重秀、或勘左衛門共あ、

野藤兵衛 或藤六ともあ、北郷氏臣、

此月、山内新次郎 志和地にて戦死、年二十四、其日開、 八月十日 或十、佐藤

彌五右衛門家信 志和地にて銃丸に中て、 中間彦八 家信從、 田

中久右衛門義利 久或作休、北郷氏臣、

九月十日、上井仲五兼政 里兼の弟、小林地頭なり、野 押川

弓藏 内藏之丞、徳丸三之丞儀眞、或作三之助義直、北郷氏臣なり、 石黒平

助 或半、 松永加兵衛・知覧兵太久縁・清水飛彈・平川市

右衛門・平川傳三郎・谷口右近 或作谷山、 和田仲藏・手束

休右衛門光次 或作塚、 右岩滿利右衛門 同しく北郷氏臣、此

下同、 原口甚兵衛盛次 上の松永加兵衛も、 松葉佐孫右衛門 或以

兵、濱川今介・黒田次介・山内作右衛門・濱川郷右衛

門篤次 或作左、 笠野七郎・中島右近・池袋甚吉宗信 或作宗知、

兒玉軍八 或連八とも、以上北郷氏、 山元千右衛門秀武 島津忠

にて、野々美谷戦、 市來喜兵衛 或市兵衛、 鎌田十兵衛・村山藤左

衛門・關平覺・村原利左衛門家安・八蕪勘兵衛・春澤右

近・歩卒三人 以上、忠長臣にて、入來昌壽寺
戦亡板に、野々美谷戦死と見ゆ 阿多源兵衛・

阿多勝八・土橋覺左衛門・土橋市之丞 以上四人も忠長の
臣、野々美戦死と

あり、神村式部 或民部、清水孫左衛門 以上二人、笠野が次、庭瀬
にあり、北郷氏臣也、

孫右衛門 或作廣瀬、松葉佐か次、西原次右衛門 黒田か次にあり、
峽考、亦北郷氏臣

り、松ヶ野外記 北郷氏臣、馬場才助 北郷氏
臣なり、北郷氏夫丸九郎

右衛門 以下式拾四人戦死、年月
詳かならず、此ニ置候考、 與助・仲兵衛・弥七郎・

佐助・助七・太郎三郎・彦助・藤七・助太・平四郎・

茂助・小左衛門・仲左衛門・金助・喜八郎・源五郎・

市右衛門・又左衛門・與七郎・彦七郎・助七・八郎・

彦助・主水左衛門 以上、北郷
氏夫丸なり、

此日、神田橋又兵衛助康 北郷氏臣、八幡城の下にて統丸に中
て死す、下の列も同じ、野々美谷と

もあ、神田橋筑後篤定 後或作前、山田早右衛門 もに助康か次にあり、
北郷氏臣なり、

山内右馬 北郷氏臣、筑後か次、池田兵左衛
門 北郷氏臣、限元源兵衛 同上、

九月十八日、大窪善右衛門秀次 北郷氏臣、
高城戦死、

十月五日、山内藤右衛門義幸 北郷氏臣、志
和地戦死、

十一月、山内因幡守義秀 統丸に中
て死す、

十六日、入佐助八景裡 庄内水俣の、中原中將坊慶秀 安永の
戦に死す、

て伏兵と戦ひ死、法元右近盛重・柚木崎吉介 甚きともあ、大浦
之、以下同じ、

覺右衛門 北郷藏人久根臣、同日
三俣院高城大衆戦死、

廿一日、伊地知彦左衛門重鑑 初彦八郎と云、塩焔に火入
て陣屋焼失により、焚死す、

上藤右衛門忠就 譜に、庄内山田陣の時、兵具奉行たり、
廿六日倉庫火焼の爲焼亡とあり、峽考、

此月、内藤喜兵衛利泰 統丸に中て死す、北郷氏
臣、日詳かならず、峽考、

十一月八日、小杉太郎左衛門頼氏 柳川原にて戦死、下、有
志和

田神祇光規・宇都宮加兵衛・平田民部左衛門宗正 地にて
志和

て小川半介と槍闘し、本田兵右衛門・牛島右近 交名有田か次に
死す、年二十六、

姑く置、鹿島助三郎 交名平田か次にあり、志
北郷氏臣、志和地戦死、

原助左衛門 同上、宇都宮加兵衛・福留
仁兵衛・萩原南左衛門 庄内ニ於て戦死とあ、

十三日、菱刈半右衛門重廣 山田城にて戦死、一説十二月
八日、伏兵ニ逢ひ死すとも、

原九兵衛 鳥津豊久の臣にて、山
田城に戦死とあり、

二十八日、吉田大藏清盛 財部の渡瀬を成、平田三五郎宗次
に敵と戦ひ死す、

平田二左衛門・宮内式部左衛門 或治部、同小者一人、

十二月八日、伊東喜左衛門 右衛門助子、安永にて白石永仙か
伏に陥て戦死、凡三百七十八人死

之、下、築瀬才助 或半助とも、富山次十郎 豊久臣、十六歳、有
にミゆ、年二十一、

河藤七郎 或有馬と、日高喜助・法元右近 子孫、法元 永吉藤
字左衛門、

左衛門・本田出雲入道親貞 伊賀入道道伯の、本田神右衛門
子、年五十七、

親盛 親貞、白濱九助重次 或作藤谷、久富善兵衛・市來七右
子、年二十五、

衛門 或作、長田藏允・度川彦左衛門 或作
左、廣川、

田善四郎純種 或作本、小島源七 或作
田非也、源六、

吉村嘉兵衛或喜兵衛ともあり、氏へ古河ともミユ、木脇三右衛門・坂上南右衛門南或作高、子孫・長里藤右衛門・宗儀新五郎・松下權右衛門大口ニアルカ・松下相右衛門相或・木場民部左衛門町田久・木原囚獄幸臣・田口藤太山下孫・佐藤彌四郎孫或・白石勘左衛門末原理右衛門或高城孫右衛門
・久保堅助・下津左兵衛蘭牟田藤八兵衛或淵勝喜助養毛和泉・中原勝右衛門鈴山二兵衛或修三右衛門秋九二助或修田七郎五郎子孫羽月淵田早次郎入佐助八久利或郷右衛門久爲の子・西郷孫八轟木彌右衛門・有馬加右衛門朝隈彌右衛門・大重主馬或大長山市藏桑波田五郎兵衛・齋藤監物山下善兵衛・大井宮内左衛門中山縫殿・押川弓藏弓或・柚木崎甚吉坂本左近・宮内六助川原藤兵衛・黒木源六河添源兵衛・迫田掃部左衛門福本李兵衛或山本喜右衛門或宮之木備後或官早田孫七郎・新穂六助厚地丹波或丹原藤次郎或十篠原源右衛門・村雲神五郎或作田口與五郎與或入田右近山田城戦死の列ニもあり・正教坊窪田嘉右衛門・萩原宮内左衛門永山覺内・小田喜助善或酒勾小吉飯牟禮作助・永野宮内左衛門眞藏藤左衛門・逆瀬川彦八郎村山先助或田中勘兵衛原澤源兵衛・松本

六助・勝部彌市市來加兵衛或忠長家臣・村岡休内土吐川西市・大嶺六左衛門二見平右衛門・谷口傳右衛門或荒河志摩・河原次郎或次宮之原彌藏谷山金八・木場竹若溝田孫助或溝口竹下軍兵衛木原彌五郎・吉永助左衛門平與三郎或平萩原清左衛門・海江田軍右衛門鷲巢九郎・東郷勝二郎重次入來院重時臣・祁答院藤兵衛入來昌壽寺戦亡板ニ三島九郎左衛門同種子田弓左衛門秀正同上久左平瀬郷左衛門昌壽寺戦亡板に同今藤小左衛門同小右衛門池田治右衛門同同じく戦亡萩原彦八郎同古郡新左衛門中島主水戦亡板に綱津原田市允同じに戦亡山口金右衛門中島攝津介昌壽寺戦亡板祁答院等の列に・庄内助兵衛中間彌六・甚左衛門彌市以上中・安樂作右衛門或仲右海江田近藤姫木五右衛門或中村三右衛門肥田木喜助・池田新右衛門洲崎五助或須山口外記・齋藤甚助本乗坊・早水七郎左衛門肥後與左衛門・肝付九兵衛松下主計・西牟田助左衛門或四位丹波桐小六・久木田助市向井彌市・河越民部左衛門重恒庄内安永戦死とあり・長谷場典兵衛純正純辰二男・安永戦死とあり・原田與吉或平・竹下帶刀津留六郎右衛門或・徳永理兵衛或理左中村五郎兵衛宮原覺内或覺介も作る・松田右京

束楯ニならへ雨をいしテ、上ニ三尺矢切、其上ニ高さ
二丈計ニ火矢櫓之籠ヲかけ、所ニ雲機ヲ上ケ懸勢ヲ
待請ケ、散々ふせき火射るニ、〔本ノマ〕新誠詰口ノ大將ニハ嶋
津中務頭・入來院又六・村尾源左衛門入道・相良新右
衛門尉・丹生備前守、此人々司テ攻戰事也、敵ハ又頻
ニふせくニ弓鉄炮ヲ揃立、夜明方辰巳ノ刻ニ至迄散
々ニ射合たるハ、大風吹ニ横雨ふるニにたり、然ハ又
打物ノ質迦〔本マ〕シ城内へ攻入候へハ、勸軍兵共俸〔本マ〕二十人廿
人卅人計、爰かしこニ而今ヲ最後と合戰す、中ニも名
を爲得中条右近將監・井黒平左衛門尉、此人ミヲ先と
シテ、一足不去ニ閉目たるハ無比類武士ノ本望哉、然
ハ又本城ハ薩州諸大將御手柄ニテ被攻取候へハ、大風
吹やミたるかことし、仍八ツ時ニハ頸ヲ揃、勝時あか
り候也、城内ニ攻入之時、一二三番論之時、上野も一
番日記ニ載テ御前ニ上り候也、去ハ上野隼人・逆瀬川
豊前兩人ハ御陣中之普請奉行ト差當り候へハ、山田城
ヲ致拂除、新敷普請仕調御番衆御盛ニ而、頓而森田ノ
御陳參調候而、志和地城ニ相之垣を結廻し、外ニハ堀
ヲほり、打菱ヲまき、〔仕寄敷〕しよりを付てねり、弓箭ニ罷成
候也、左候へハ、井ノ六月子ノ三月迄こたへ、志和

地下城仕候、其次高城・加治山・勝岡・山之口下城仕
候、次ニ野々見谷・安永・財部下城仕候へハ、頓而都
之城源次郎降參にて、國中靜謐ニ諸軍兵陳拂ニ而歸陣
也、其後御屋形様御上洛之時節ハ、源次郎ハ野尻ニ而
御成敗ナリ、兄弟三人も薩方ニ而、同日ニ御成敗也、
去ハ社、幸侃老ハ庄内八万石十二外城ノ主ニ而候へ共、
公主ニ致怨敵ヲ故ニ、一黨之相果也云々、